福岡県公報

令和２年５月22日
第　104　号

目　　次

告　　示（第443－452号）

○保安林の所在場所等　（農山漁村振興課）……………1
○保安林の所在場所等　（農山漁村振興課）……………2
○県営住宅退去者滞納家賃の収納業務の委託　（県営住宅課）……………2
○生活保護法に基づく介護機関の指定　（保護・援護課）……………2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止　（保護・援護課）……………3
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更　（保護・援護課）……………3
○道路の供用の開始　（道路維持課）……………4
○福岡県看護師等修学資金貸付金（滞納者分）の債権回収業務委託に係る告示　（医療指導課）……………4
○福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金（滞納者分）の債権回収業務委託に係る告示　（団体指導課）……………4
○福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金（滞納者分）の債権回収業務委託に係る告示　（高校教育課）……………4

公　　告

○競争入札参加者の資格等　（総務事務厚生課）……………4
○一般競争入札の実施　（警察本部会計課）……………6
○土地改良区の定款の変更の認可　（農村森林整備課）……………8
○土地改良区の清算人の就任　（農村森林整備課）……………8
○土地改良区の清算人の退任　（農村森林整備課）……………9
○土地改良区の定款の変更の認可　（農村森林整備課）……………9
○落札者の公示について　（文化振興課）……………9
○落札者等の公示　（警察本部会計課）……………10
○落札者等の公示　（警察本部会計課）……………10
○落札者等の公示　（警察本部会計課）……………11
○落札者等の公示　（警察本部会計課）……………11
○県営土地改良事業計画の変更決定　（農村森林整備課）……………11
○土地改良区の役員の就任及び退任　（農村森林整備課）……………12
○土地改良区の役員の就任及び退任　（農村森林整備課）……………12
○土地改良区の役員の就任及び退任　（農村森林整備課）……………12
○土地改良区の役員の就任及び退任　（農村森林整備課）……………13
○土地改良区の役員の就任及び退任　（農村森林整備課）……………14
○換地を定めない土地の指定　（農村森林整備課）……………14
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………15
○土地改良区の定款の変更の認可　（農村森林整備課）……………15
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………15
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表　（廃棄物対策課）……………15
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………16
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集　（薬　務　課）……………16
○狩猟免許の更新のための適性検査の実施について　（農山漁村振興課）……………16

監査委員

○監査結果の公表　（監査委員事務局総務課）……………18

再　　掲

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県税の申告・納付等の期限の延長　（税　務　課）…………102

告　　示

福岡県告示第443号

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番19号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により次のように告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　保安林の所在場所

豊前市大字馬場95、226の８、226の24

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第444号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により次のように告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　保安林の所在場所

太宰府市大字北谷字只越850の１、859の２

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字只越850の１・859の２（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第445号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

１　委託先　ＮＴＳ総合弁護士法人

２　所在地　東京都港区芝浦三丁目16番20号

３　委託期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日まで

福岡県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条

の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

指定番号	名　　称	所　　在　　地	指定年月日
飯居434	あおぞら整形外科医院	飯塚市上三緒445番地２	Ｒ２・１・１
大居317	きりん薬局　大黒町店	大牟田市大黒町一丁目31番地	Ｒ１・12・１
直居194	ほしの薬局　菜の花店	直方市大字感田1842－４	Ｒ２・３・１
宗遠居120	水巻調剤薬局	遠賀郡水巻町頃末南三丁目13－９	Ｒ２・１・14
田川居380	訪問看護ステーション　すなお	田川郡福智町神崎1098番地237	Ｒ２・４・１
小居68	ヘルパーステーション青寿苑	小郡市井上531番地	Ｒ２・２・１

福岡県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

指定番号	名　　称	所　　在　　地	指定年月日
京支38	みやこ町地域包括支援センター	京都郡みやこ町勝山上田960	Ｒ２・３・31
大介412	医療法人幸親会有明病院	大牟田市船津町440－３	Ｒ２・１・31
宮介15	中野医院	宮若市宮田4795	H20・３・31
大居140	デイサービスありあけ	大牟田市船津町440－３	Ｒ２・１・31
像支５	JAむなかたヘルパーステーション	宗像市田熊一丁目３－３	Ｒ２・３・31
像支19	JAむなかたケアプランセンター	宗像市田熊一丁目３－３	Ｒ２・３・31
像居24	JAむなかたデイサービスセンターみのり	宗像市田熊一丁目３－３	Ｒ２・３・31
像居43	デイサービス宗像機能回復センター	宗像市自由ヶ丘三丁目12－10	Ｒ２・３・31
像支45	ケアプランサービス元気	宗像市自由ヶ丘三丁目16－６－２	Ｒ２・３・31
宮支４	中野医院ケアプランサービス	宮若市宮田4793－６	H30・12・31
嘉麻支６	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会　嘉麻北居宅介護支援事業所	嘉麻市岩崎1143－３稲築住民センター内	Ｒ２・４・１

福岡県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

指定番号	名　称	旧在地	新所在地	変更年月日
田川居276	リハビリ訪問看護ステーシ	田川郡川崎町大字池尻531（KIビル１F）	田川郡大任町大字今任原2948	Ｒ１・10・１

	ョンくるみ			
田居33	短期入所生活介護事業所むつみ園	田川市大字夏吉字萩原36番４	田川大字弓削田2838番地49	R１・12・21

福岡県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和２年５月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	大久保行橋線	行橋市大字上稗田131番先から 行橋市大字上稗田365番先まで

福岡県告示第450号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、福岡県看護師等修学資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

１　委託先　　ニッテレ債権回収株式会社

２　所在地　　東京都港区芝浦三丁目16番20号

３　委託期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日まで

福岡県告示第451号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

１　委託先　　ニッテレ債権回収株式会社

２　所在地　　東京都港区芝浦三丁目16番20号

３　委託期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日まで

福岡県告示第452号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

１　委託先　　ニッテレ債権回収株式会社

２　所在地　　東京都港区芝浦三丁目16番20号

３　委託期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日まで

公　　告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

１　調達をする物品等又は特定役務の種類

大型汎用機用無停電電源装置賃貸借

２　競争入札参加者の資格

(1)　競争入札に参加することができない者

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ　次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

オ　県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ　競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク　原則として、同種の営業を引き続き２年以上営んでいない者

⑵　競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア　従業員数

イ　年間売上高

ウ　自己資本金

エ　流動比率

オ　経営年数

カ　地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

３　競争入札参加資格審査の申請方法等

⑴　申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　法人にあっては登記事項証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

ウ　印鑑証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

エ　県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第２号）

オ　県税に未納のないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

カ　社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ　個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク　法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前２事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第３号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前２か年分）

ケ　障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第４号）

コ　営業概要表（様式第５号）

サ　事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第６号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ　印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第７号）

ス　ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第８号）

セ　暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第９号）

ソ　営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ　協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
チ　ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
ツ　福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
テ　返信用封筒（404円切手を貼付した長形３号封筒）
(2)　申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号
（電話番号）092－643－3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。
(3)　申請書の受付期間
この公告の日から令和２年６月９日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
4　競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
5　競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1)　競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和３年９月末日までとする。
(2)　有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和３年７月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　調達内容
(1)　調達案件名
大型汎用機用無停電電源装置賃貸借契約
(2)　契約内容及び特質等
入札説明書による。
(3)　賃貸借期間
令和２年12月１日から令和９年11月30日までの間
(4)　納入場所
入札説明書による。
2　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年４月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
3　入札参加資格を得るための申請の方法
２に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号
電話番号　092－643－3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。
4　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
令和２年７月１日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。
(1)　２の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2)　当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3)　納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5)　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812－8576　福岡市博多区東公園７番７号

（電話番号）092－641－4141　内線2592又は2233

6　契約条項を示す場所

５の部局とする。

7　入札説明書の交付

令和２年５月22日（金曜日）から令和２年６月30日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前９時00分から午後５時45分まで５の部局で交付する。

8　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1)　提出場所

５の部局とする。

(2)　提出期限

令和２年７月１日（水曜日）午後５時45分

(3)　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10　開札の場所及び日時

(1)　場所

〒812－8576　福岡市博多区東公園７番７号

福岡県警察本部入札室（地下１階北側）

(2)　日時

令和２年７月２日（木曜日）午前10時00分

11　落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の５以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2)　契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到達しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

⑹　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の５に達しない入札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

⑼　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14　落札者の決定の方法

⑴　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15　その他

⑴　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載している。

⑵　特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

⑶　入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

⑷　契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

⑸　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary

⑴　The name of a contract matter

A lease contract for an Uninterruptible Electric Power Supply System for a large Multi－Purpose Computer System

⑵　Time Limit of Tender

5:45 PM on July 1, 2020

⑶　Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

７－７, Higashi Koen, Hakata－ku, Fukuoka City 812－8576 Japan

Tel 092－641－4141（Ext.2592or2233）

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

土地改良区名	認可年月日
三潴南部土地改良区	令和２年４月30日

公告

解散した清算法人合河東部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改

良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小川　洋

氏名	住所
中岩　嵩	豊前市大字上川底261番地４
山本矩生	豊前市大字上川底1477番地
戸成重義	豊前市大字上川底1050番地
大岩久和	豊前市大字上川底407番地
面ノ明　豊	豊前市大字中川底499番地
山崎長年	豊前市大字中川底1348番地
松崎重美	豊前市大字中川底1040番地１

公告

解散した清算法人上城井土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小川　洋

氏名	住所
秋永春生	築上郡築上町大字本庄333番地２
奥野　豊	築上郡築上町大字本庄1802番地
清水道信	築上郡築上町大字本庄1648番地１
城井浩敏	築上郡築上町大字本庄2930番地
小野美壽雄	築上郡築上町大字本庄2049番地
田中和敏	築上郡築上町大字本庄118番地３
中川忠男	築上郡築上町大字本庄2164番地１
中嶋睦夫	築上郡築上町大字櫟原640番地１
室谷幸男	築上郡築上町大字櫟原428番地１
大嶋秀利	築上郡築上町大字櫟原1221番地
塚本利勝	築上郡築上町大字櫟原557番地１

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小川　洋

土地改良区名	認可年月日
筑後市土地改良区	令和２年５月11日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和２年５月22日

福岡県知事　小川　洋

１　落札に係る特定役務の名称

九州国立博物館清掃業務　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県立アジア文化交流センター

(2)　所在地

太宰府市石坂四丁目７番２号

３　落札者を決定した日

令和２年３月19日

４　落札者の氏名及び住所

⑴　氏名

株式会社西日本クリーン

⑵　住所

筑紫野市大字俗明院43番地

5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,900,000円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告日

令和２年１月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　落札に係る物品の名称

四輪車両用タイヤ単価契約

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

⑴　部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

⑵　所在地

福岡市博多区東公園７番７号

3　落札を決定した日

令和２年３月27日

4　落札者の氏名及び住所

⑴　氏名

株式会社エンドレス

⑵　住所

直方市神正町３番32号

5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

18,630,700円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告

令和２年２月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　落札に係る物品の名称

福岡地区執行隊車両用燃料単価契約

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

⑴　部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

⑵　所在地

福岡市博多区東公園７番７号

3　落札を決定した日

令和２年３月16日

4　落札者の氏名及び住所

⑴　氏名

株式会社ナカハタ

⑵　住所

田川郡添田町大字添田2352－2

5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

25,150,175円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告
令和２年１月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　落札に係る物品の名称
車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1)　部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2)　所在地
福岡市博多区東公園７番７号
3　落札を決定した日
令和２年３月16日
4　落札者の氏名及び住所
(1)　氏名
増田石油株式会社
(2)　住所
福岡市中央区大手門三丁目４番５号
5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
73,494,000円
6　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　入札公告
令和２年１月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和２年５月22日

福岡県知事　　小　川　　洋

1　落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）単価契約
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1)　部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2)　所在地
福岡市博多区東公園７番７号
3　落札を決定した日
令和２年３月25日
4　落札者の氏名及び住所
(1)　氏名
株式会社井筒屋
(2)　住所
北九州市小倉北区船場町１番１号
5　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
69,685,880円
6　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　入札公告
令和２年２月７日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上池田地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	令和２年５月22日から 令和２年６月19日まで	朝倉市役所

公告

前田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

1　退任理事

氏　名	住　所
松　本　　功	行橋市大字前田1786番地
竹　下　智　昭	行橋市大字中川171番地
金　丸　亨　司	行橋市大字下稗田1110番地１
松　本　邦　弘	行橋市大字前田1899番地２
馬　場　政　弘	行橋市大字下検地462番地１

2　退任監事

氏　名	住　所
城　戸　俊　二	行橋市大字上検地777番地
松　本　岸　雄	行橋市大字下稗田1214番地４

3　就任理事

氏　名	住　所
松　本　　功	行橋市大字前田1786番地
竹　下　智　昭	行橋市大字中川171番地
清　水　孝　則	行橋市大字上稗田578番地
金　丸　友　広	行橋市大字下稗田1114番地
松　本　邦　弘	行橋市大字前田1899番地２
馬　場　政　弘	行橋市大字下検地462番地１

4　就任監事

氏　名	住　所
城　戸　俊　二	行橋市大字上検地777番地
松　本　岸　雄	行橋市大字下稗田1214番地４
鬼　頭　嘉　行	行橋市大字天生田1194番地

公告

本河内土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

就任理事

氏　名	住　所
簑　添　則　夫	田川郡赤村大字赤924番地２

公告

畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

1　退任理事

氏　　　名	住　　　　所
芦　馬　廣　德	田川郡福智町伊方663番地

２　退任監事

氏　　　名	住　　　　所
中　野　忠　夫	田川郡福智町伊方1015番地

３　就任理事

氏　　　名	住　　　　所
高　津　隆　晴	田川郡福智町伊方1160番地

４　就任監事

氏　　　名	住　　　　所
永　末　大　介	田川郡福智町弁城859番地１

公告

鹿毛馬土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

１　退任理事

氏　　　名	住　　　　所
白　石　俊　二	飯塚市鹿毛馬855番地
梅　田　中　一	飯塚市鹿毛馬1058番地
梅　田　秀　俊	飯塚市鹿毛馬862番地
大　塚　正　典	飯塚市勢田784番地３
渡　邉　孝　輝	飯塚市鹿毛馬16番地３
長谷川　秀　和	飯塚市鹿毛馬1415番地５
安　藤　正　通	飯塚市鹿毛馬1826番地３
森　田　喜　造	飯塚市鹿毛馬1101番地１
今　福　和　彦	飯塚市鹿毛馬266番地１

２　退任監事

氏　　　名	住　　　　所
安　藤　信　之	飯塚市鹿毛馬1790番地
堀　江　鈴　子	飯塚市鹿毛馬1236番地２
仲　西　久　義	飯塚市鹿毛馬875番地

３　就任理事

氏　　　名	住　　　　所
白　石　俊　二	飯塚市鹿毛馬855番地
梅　田　中　一	飯塚市鹿毛馬1058番地
梅　田　秀　俊	飯塚市鹿毛馬862番地
大　塚　正　典	飯塚市勢田784番地３
森　　英　一	飯塚市鹿毛馬100番地１
安　藤　正　通	飯塚市鹿毛馬1826番地３
森　田　喜　造	飯塚市鹿毛馬1101番地１
安　藤　優　則	飯塚市鹿毛馬1847番地１
今　福　和　彦	飯塚市鹿毛馬266番地１

４　就任監事

氏　　　名	住　　　　所
安　藤　信　之	飯塚市鹿毛馬1790番地
仲　西　久　義	飯塚市鹿毛馬875番地
堀　江　孝　幸	飯塚市鹿毛馬1236番地２

公告

佐与土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

１　退任理事

氏　　　名	住　　　所
本　松　　隆	飯塚市佐與207番地
白　石　貞　夫	飯塚市佐與2522番地４
白　土　孝　行	飯塚市佐與2394番地
白　石　順　一	飯塚市佐與934番地２
本　松　　弘	飯塚市佐與308番地
原　田　敏　行	飯塚市佐與385番地
久　保　利　男	飯塚市佐與197番地

２　退任監事

氏　　　名	住　　　所
松　田　新　一	飯塚市佐與1631番地６
白　石　裕　一	飯塚市佐與796番地
瀬　尾　正　一	飯塚市佐與205番地

３　就任理事

氏　　　名	住　　　所
本　松　　隆	飯塚市佐與207番地
白　石　貞　夫	飯塚市佐與2522番地４
原　田　敏　行	飯塚市佐與385番地
本　松　　弘	飯塚市佐與308番地
久　保　利　男	飯塚市佐與197番地

４　就任監事

氏　　　名	住　　　所
松　田　新　一	飯塚市佐與1631番地６
白　石　裕　一	飯塚市佐與796番地
山喜㚑　敏　子	飯塚市佐與282番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第３項において準用する同法第53条の２の３第１項の規定に基づき、県営土地改良事業豊前地区（黒土北部工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第２項において準用する同法第53条の２第３項の規定により公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	岸井		527－1	田	175のうち9
豊前市	久路土		1448－1	田	462のうち７
豊前市	久路土		1276－8	畑	111のうち4
豊前市	久路土		1276－1	畑	519のうち１
豊前市	久路土		1401	田	776のうち3
豊前市	久路土		1280－2	畑	426のうち10
豊前市	岸井		428－3	田	658のうち15
豊前市	久路土		1443	畑	512のうち1
豊前市	久路土		1262	畑	467のうち1
豊前市	久路土		1456	畑	607のうち6

豊前市	久路土		1351－3	田	472のうち3
豊前市	岸井		411－1	田	1240のうち18
豊前市	久路土		1403	田	819のうち3
豊前市	岸井		543	田	2477のうち1
豊前市	岸井		434	田	2284のうち10
豊前市	岸井		426－2	畑	288のうち5
豊前市	久路土		1397	田	615のうち1
豊前市	久路土		1418－1	田	384のうち2
豊前市	久路土		1261	畑	331のうち1
豊前市	岸井		420－2	田	1498のうち1
豊前市	岸井		552	田	989のうち8
豊前市	久路土		1424	田	1294のうち11
豊前市	岸井		550	田	1699のうち9
豊前市	久路土		1256	畑	492のうち2
豊前市	久路土		1415	田	549のうち26
豊前市	久路土		1260－2	畑	564のうち3
豊前市	久路土		1439	田	291のうち1
豊前市	久路土		1392	田	1500のうち3
豊前市	岸井		542	田	1253のうち2
豊前市	久路土		1279	畑	586のうち１
豊前市	岸井		561	畑	917のうち41
豊前市	岸井		526	田	1782のうち3

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和２年５月22日

１　開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町安野字上大和１番２、45番１及び46番１

２　開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

長崎県北松浦郡佐々町小浦免1572番地54

有限会社佐々木コーポレーション

代表取締役　佐々木　繁

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　洋

土地改良区名	認可年月日
両筑土地改良区	令和２年５月７日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和２年５月22日

１　開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字中ノ前296番５

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小坂井４番地

田中　浩

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の３の２の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の

防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第２項の規定により次のとおり公表する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

1　処分を受けた事業者

(1)　名称

株式会社橘組

(2)　所在地

福岡市西区小戸一丁目44番９号

(3)　代表者

代表取締役　橘　秀二

2　行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3　処分の年月日

令和２年５月13日

4　処分の理由

株式会社橘組は、令和２年２月19日午後２時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第５項第２号イに規定する法第７条第５項第４号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の３の２第１項第４号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

1　開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字奈良田1180番３、1180番６

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原3733番地２　DIACREST久山505

柴田　賢弘

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

1　意見募集期間

令和２年５月13日から令和２年６月12日まで

2　概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

公告

令和２年度狩猟免許の更新のための適性検査を次のように実施する。

令和２年５月22日

福岡県知事　小　川　　洋

1　適性検査の期日及び場所

期　日	会　場　所　在　地	会　場　名
令和２年７月２日（木曜日）	朝倉市甘木198－１	ピーポート甘木
令和２年７月10日（金曜日）	筑後市和泉606－１	福岡県筑後農林事務所
令和２年７月15日（水曜日）		
令和２年７月17日（金曜日）	行橋市中央一丁目２－１	福岡県行橋総合庁舎
令和２年７月21日（火曜日）	北九州市八幡西区則松三丁目７－１	福岡県八幡総合庁舎
令和２年７月22日（水曜日）	福岡市博多区吉塚本町13－50	福岡県吉塚合同庁舎

令和２年８月５日（水曜日）	飯塚市新立岩８－１	福岡県飯塚総合庁舎
令和２年８月６日（木曜日）		
令和２年８月７日（金曜日）		
令和２年８月30日（日曜日）	行橋市中央一丁目２－１	福岡県行橋総合庁舎

２　受検資格者並びに検査時間

⑴　受検資格者

平成29年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（１種の免許について受検資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受検資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性検査を免除する。

⑵　時間

午前９時から午後５時までのうち１時間程度。

３　申込方法

⑴　受検の希望者は、狩猟免許更新申請書（免許の種類ごとに１通必要）に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア　写真（申込前６月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに１枚必要）を貼った受検票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ　次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前３月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第４条第１項第１号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

㈠　統合失調症にかかっている者

㈡　そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

㈢　てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

㈣　自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（㈠から㈢までに掲げるものを除く。）にかかっている者

㈤　麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

㈥　自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（㈠から㈤までに該当する者を除く。）

ウ　狩猟免許更新申請手数料（2,900円。２種以上を受講しようとする者は１種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html）

⑵　狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の４種であり、狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア　網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ　わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ　第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ　第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

適性検査		
実施期日	会　場　名	申請期間
令和２年７月２日（木曜日）	ピーポート甘木	６月１日（月）～６月22日（月）

令和２年７月10日（金曜日）	福岡県筑後農林事務所	６月１日（月）～６月25日（木）
令和２年７月15日（水曜日）		６月１日（月）～６月25日（木）
令和２年７月17日（金曜日）	福岡県行橋総合庁舎	６月１日（月）～７月７日（火）
令和２年７月21日（火曜日）	福岡県八幡総合庁舎	６月１日（月）～７月10日（金）
令和２年７月22日（水曜日）	福岡県吉塚合同庁舎	６月１日（月）～７月10日（金）
令和２年８月５日（水曜日）	福岡県飯塚総合庁舎	６月１日（月）～７月22日（水）
令和２年８月６日（木曜日）		
令和２年８月７日（金曜日）		
令和２年８月30日（日曜日）	福岡県行橋総合庁舎	６月１日（月）～８月18日（火）

4　注意事項

⑴　新型コロナウイルス感染症の影響により日時を変更する場合があること。

⑵　新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、受検者を分散して実施する。そのため、当日の受付時間、受検時間は申込みの際に農林事務所職員が指示する。

⑶　新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、講習は狩猟免許更新申請書の受付時に配布する資料を用い、受検者が自宅において学習することにより代替する。

⑷　次のいずれかに該当する場合は、適性検査を受けることができなくなるので、注意すること。

ア　適性検査開始時刻に遅れた場合

イ　適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

ウ　他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

⑸　手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。

⑹　その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策係に問い合わせること。

監査委員

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第５項の規定に基づき、包括外部監査人工藤重之から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第３項の規定により、次のとおり公表する。

令和２年５月22日

福岡県監査委員　藤　山　泰　三
同　行　正　晴　實
同　世　利　洋　介
同　長　　　裕　海

令和元年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

令和２年３月

福 岡 県 包 括 外 部 監 査 人

公認会計士　工藤　重之

目次

第１　監査の概要 1
１　監査の種類 1
２　選定した特定の事件 1
（１）監査テーマ 1
（２）監査の対象期間 1
３　特定の事件として選定した理由 1
４　監査の方法 2
（１）監査の対象部署 2
（２）監査対象事業の選定 3
（３）監査の視点 3
（４）実施した監査手続 3
５　監査の実施期間 3
６　監査の実施者 3
７　利害関係 4
８　略称等 4
第２　監査対象の概要 5
１　福岡県の状況 5
（１）福岡県の人口推移 5
（２）福岡県の児童・生徒及び学校の状況 6
（３）福岡県の財政状況 7
２　国の教育施策 11
（１）国の教育施策の体系 11
３　福岡県の教育施策 12
（１）福岡県の教育施策の体系 12
（２）福岡県教育施策実施計画の概要 13
４　福岡県教育委員会の概要 20
（１）教育委員会制度 20
（２）教育委員会の組織体制 23
（３）事務分掌 27
（４）教育費の予算及び決算の概要 33
５　監査対象事業の選定 35
（１）監査対象事業選定の趣旨及び方法 35
（２）選定した監査対象事業 35
第３　監査の視点及び実施した監査手続 39
１　監査の視点 39
（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 39
（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 39
（３）その他過去に実施された包括外部監査等結果への対応 40
２　実施した監査手続 41
（１）概要の把握 41
（２）監査対象とした教育施策の各所管部署に対する調査 41
（３）監査対象とした出先機関等に対する調査 41
３　監査の実施状況 41

第４　監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要 42
１　監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要.......................... 42
（１）監査の結果（指摘）及び意見の件数 42
（２）監査の結果（指摘）及び意見の項目 42
２　総括的又は重要性の高い監査の結果（指摘）及び意見........................... 45
３　個別的な監査の結果（指摘）及び意見 78
（１）福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施＜重点事業１＞ .. 78
（２）主体的・対話的で深い学び推進事業の実施＜重点事業２＞ 88
（３）福岡県体力向上総合推進事業の実施＜重点事業３＞ 91
（４）いじめ・不登校総合対策事業の実施＜重点事業４＞ 100
（５）電子黒板活用実証研究事業の実施 106
（６）校務の情報化の推進 109
（７）高等学校奨学金事業の実施 115
（８）高等学校等就学支援金事業の実施 119
（９）高校生等奨学給付金事業の実施 123
（１０）教職員のメンタルヘルス対策の充実 128
（１１）教職員の働き方改革の推進＜重点事業 10＞ 133
（１２）「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施＜重点事業 12＞.............. 135
（１３）特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施............................ 141
（１４）未来を切り拓く人材育成事業の実施 145
（１５）高校生みらい支援事業の実施 148
（１６）県立社会教育施設の機能充実 152
（１７）福岡国際交流史発信事業の実施＜重点事業 17＞ 157
（１８）ジュニアアスリート育成強化事業の実施＜重点事業 18＞ 160

第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 及び福岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づく包括外部監査

２　選定した特定の事件

（１）監査テーマ

教育施策に関する財務事務の執行について

（２）監査の対象期間

原則として平成 30 年度とし、必要と認めた場合、平成 31 年度（令和元年度）及び平成 29 年度以前の過年度についても監査対象とした。

３　特定の事件として選定した理由

我が国の教育制度は、学制公布、教育制度の整備、教育基本法の制定等により我が国の発展の基礎となってきた。近年においては、科学技術の進歩、少子高齢化、経済のグローバル化等教育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、教育基本法の改正、教育振興基本計画の策定等を通じて教育改革が進められている。

福岡県（以下「県」という。）においても同様の社会環境の変化を踏まえ、平成 29 年３月に策定された「福岡県総合計画」（平成 29 年度～平成 33（2021）年度）における教育分野を県の「教育振興基本計画」として位置付け、同計画に基づく単年度の実施計画として「福岡県教育施策実施計画」を策定し、各教育施策を展開しているところである。

国のみならず県としても、人材は、財産であり、持続的に成長・発展するうえで必要不可欠なものであることから、各教育施策は限られた予算の中で最大の効果が得られるよう遂行される必要があると考えられる。

このような状況を踏まえ、教育施策に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切に行われているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4　監査の方法

（1）監査の対象部署

教育施策に関する部署として、次の部署を監査対象として選定し、所管する各事業について監査を実施した。

出先機関については、監査対象事業との関連性や決算規模、歳出の内容等から、県立高等学校を２か所（早良高等学校及び戸畑工業高等学校）、教育事務所を１か所（北九州教育事務所）、特別支援学校を１か所（直方特別支援学校）、図書館及び久留米スポーツセンターを選定し、監査を実施した。

＜対象とした部署及び出先機関一覧＞

部署		出先機関
教育総務部	総務企画課	福岡教育事務所 北九州教育事務所 北筑後教育事務所 南筑後教育事務所 筑豊教育事務所 京築教育事務所
	財務課	-
	教職員課	-
	施設課	-
	文化財保護課	九州歴史資料館 旧福岡県公会堂貴賓館（※）
教育振興部	高校教育課	教育センター
	義務教育課	-
	特別支援教育課	-
	人権・同和教育課	-
	体育スポーツ健康課	体育研究所 スポーツ科学情報センター（※） 総合プール（※） 久留米スポーツセンター（※） 馬術競技場（※） 総合射撃場（※）
	社会教育課	美術館 図書館 社会教育総合センター 英彦山青年の家 少年自然の家「玄海の家」 社会教育総合センター少年自然の家 ふれあいの家南筑後 夜須高原野外活動センター 青少年科学館（※）

（※）は、指定管理者導入施設

（2）監査対象事業の選定

県の教育施策については、「第２　監査対象の概要　３　福岡県の教育施策」に記載している。県は、「福岡県教育大綱」や「福岡県総合計画」等を踏まえ、教育委員会所管分野の単年度計画として具体化した「福岡県教育施策実施計画」に基づき、各事業を実施している。したがって、監査対象事業の選定においても、当該「福岡県教育施策実施計画」における教育施策を踏まえ、一定の基準に基づいて選定した。

監査対象とした事業の具体的な選定方法及び選定した監査対象事業の一覧は、「第２　監査対象の概要　５　監査対象事業の選定」に記載している。

（3）監査の視点

監査の視点は、次のとおりである。

ア　教育施策に関する財務事務の執行の適切性

教育施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。

イ　教育施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している教育施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

ウ　その他過去に実施された包括外部監査等結果への対応

過去に実施された包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

（4）実施した監査手続

詳細は「第３　監査の視点及び実施した監査手続　２　実施した監査手続」に記載している。

ア　概要の把握

公表されている教育施策に関する法令、規則、要綱、過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

また、教育施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、教育施策の状況や課題等について担当者へ質問を行った。

イ　監査対象とした教育施策の各所管部署に対する調査

監査対象とした教育施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査の視点について検討した。

ウ　監査対象とした出先機関に対する調査

監査対象とした出先機関に対して、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

5　監査の実施期間

令和元年６月18日から令和２年３月30日まで

なお、監査の実施状況の詳細は41ページに記載している。

6　監査の実施者

包括外部監査人	工 藤　重 之	公認会計士
補　助　者	米 本　昌 弘	公認会計士
同	塩 塚　正 康	公認会計士、行政実務経験者
同	柴 田　翔 吾	公認会計士

同　　　　奥村　栄隆　公認会計士
同　　　　野瀬　泰裕　公認会計士
同　　　　明石　康平　公認会計士試験合格者
同　　　　森　志保里　アシスタント

７　利害関係
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

８　略称等
本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S62＝昭和 62 年
H	平成	H12＝平成 12 年
R	令和	R1 ＝令和元年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「０」としている。

第２　監査対象の概要

１　福岡県の状況

（１）福岡県の人口推移

県の総人口は昭和 55 年以降、一貫して増加傾向にあったが、平成 27 年の約 510 万人をピークとして将来は減少することが見込まれており、2045 年には約 455 万人になると予測されている。

＜県の総人口の推移＞

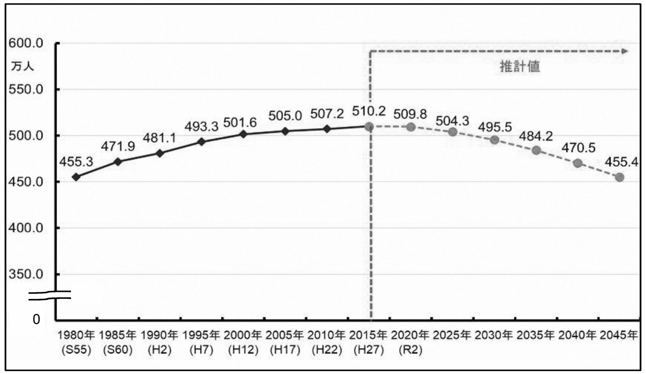

※出所：「国勢調査（H27 年以前実績値）」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計（2020 年以降推計値）」を基に監査人作成

県の年齢別人口をみると、昭和 55 年以降、年少人口（15 歳未満）は減少し、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にある。また、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は、平成 12 年の約 339 万人をピークとして減少傾向にあり、2045 年には約 241 万人と、平成 27 年（約 306 万人）から約 65 万人減少すると予測されている。

＜県の年齢別人口の推移＞

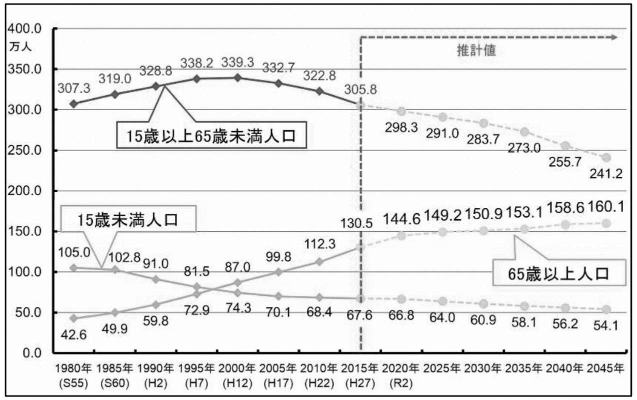

※出所：「国勢調査（H27年以前実績値）」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計（2020年以降推計値）」を基に監査人作成

（２）福岡県の児童・生徒及び学校の状況

県の児童及び生徒数の推移は、次のとおりである。平成22年以降では、小学校の児童数は概ね横ばいであるが、中学校及び高等学校の生徒数はやや減少傾向にある。

＜県の児童及び生徒数推移＞

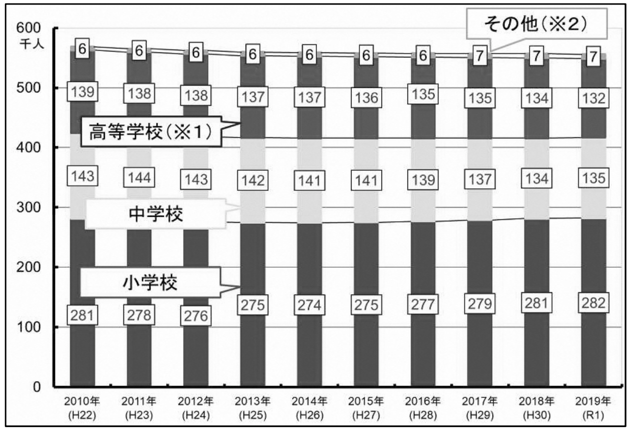

（※１）全日制・定時制・通信制・専攻科の合計数
（※２）義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校の合計数

※出所：県「教育便覧」を基に監査人作成

また、年少人口の減少等を背景として、学校の統廃合が進んでいる地域も見られる。平成22年以降の学校数（幼稚園・大学・短期大学・高等専門学校除く）の推移をみると、小学校及び中学校の学校数がやや減少傾向にある。

＜県の学校数の推移＞

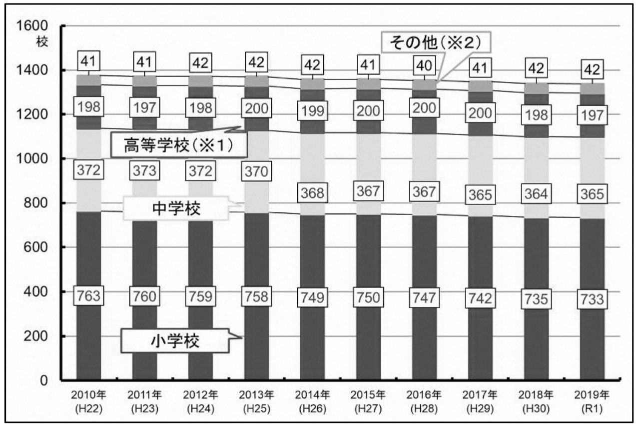

（※１）全日制・定時制・通信制・専攻科の合計数
（※２）義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校の合計数

※出所：県「教育便覧」を基に監査人作成

（３）福岡県の財政状況

県の普通会計の歳入歳出規模は、平成 21 年度に緊急雇用創出事業臨時特例交付金等が国の経済対策により創設されたことにより、約1,128億円国庫支出金が増加したことなどに伴い、歳入、歳出ともに大きく増加した。その後、平成23年度までは減少し、平成24年度からは増加傾向にあったが、平成28年度以降は減少傾向にある。

＜県の普通会計歳入歳出規模の推移＞

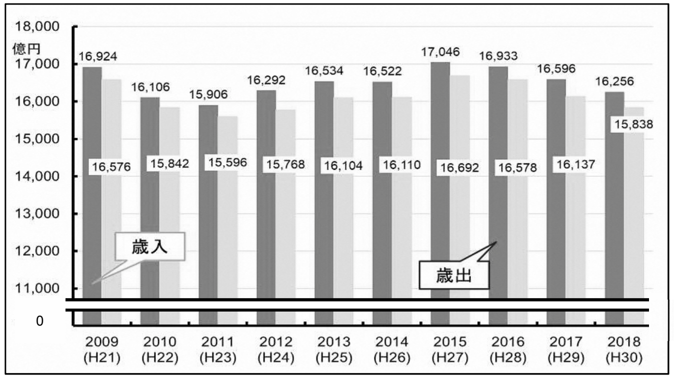

※出所：「決算カード」及び「都道府県決算状況調」を基に監査人作成

決算収支の均衡を、更に詳細に分析するために、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支という指標の推移も把握した。なお、これらの指標の定義は次のとおりである。

＜実質収支・単年度収支・実質単年度収支の定義＞

○　実質収支と実質単年度収支
- 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の逓次繰越［執行残額］、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いたもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支＋財政調整基金積立額
＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

○　実質収支と実質単年度収支の相違点
- 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。

地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

※出所：総務省「平成29年度地方公共団体普通会計決算の概要」

県の資料によると、実質収支は、平成30年度まで43年間連続の黒字となっている。しかし、上記の総務省による解説のとおり、実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。

そこで、単年度収支をみると、平成21年度から平成30年度までの10年間分において、平成22年度から平成24年度、平成26年度及び平成29年度が黒字となっている。

また、実質単年度収支は、平成21年度は、主に財政調整基金から毎年度約10億円の取崩しが行われた影響もあり赤字となっている。その後、平成22年度から平成26年度までは実質単年度収支は黒字となっているが、平成27年度は財政調整基金から約20億円の取崩しが行われたこともあり赤字に転じ、平成28年度は約7億円の赤字となっている。平成29年度は再び黒字に転じている。

なお、財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。

＜県の実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移＞

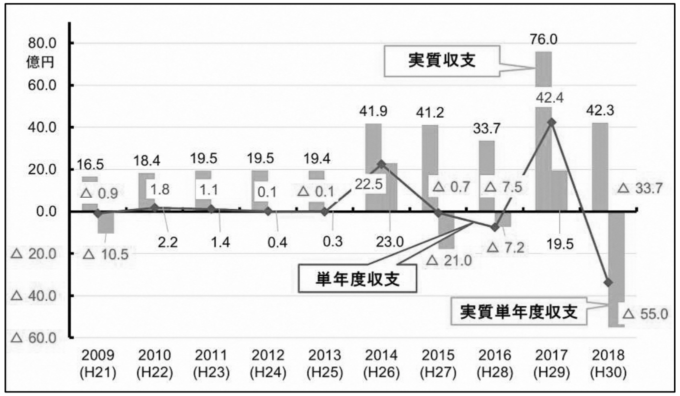

※出所：「決算カード」及び「都道府県決算状況調」を基に監査人作成

県の借金である県債残高は増加傾向にあり、平成28年度以降3.5兆円を超えて推移している。この要因は、国が、地方交付税の原資不足により、その振替財源として地方自治体に発行させ、その元利償還金の全額を地方交付税で後年度措置するという「臨時財政対策債」の発行額が増大していることによる。

なお、平成28年度末現在の人口一人当たり県債残高は、全国道府県平均の73.4万円と比較し、68.4万円と5万円少なくなっている。

＜県債残高の推移＞

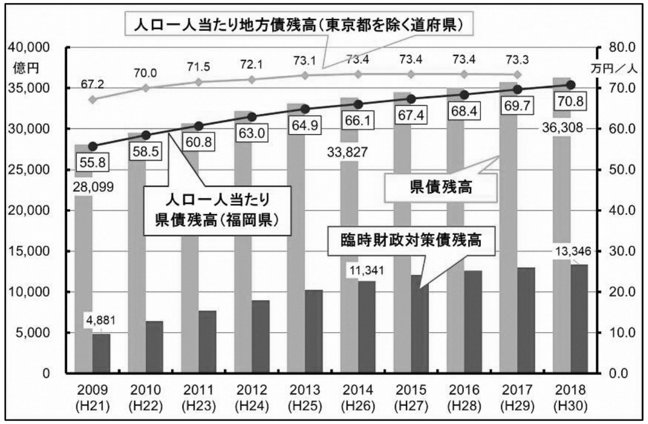

※出所：県のホームページ「福岡県の財政」を基に監査人作成

前述の財政調整基金のほか、地方債の償還及びその適正な管理に必要な財源を確保するため設けられた減債基金、並びに公共施設等の整備その他の経費の財源に充てるため設けられた公共施設整備基金の状況をみると、平成20年度以降、これら年度間の財政調整のために用いられる基金の合計額は増加傾向にあったが、平成 26 年度の 467 億円をピークにそれ以降は減少している。

＜財政調整用の基金の年度末現在高の推移＞

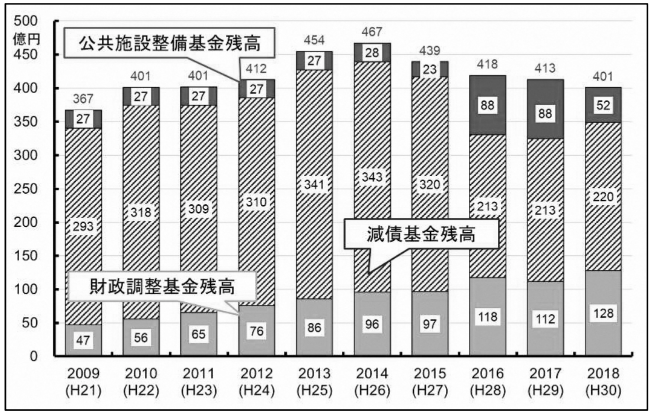

※出所：県のホームページ「福岡県の財政」を基に監査人作成

２　国の教育施策

（１）国の教育施策の体系

日本における教育施策に関して、国は教育基本法を定め、同法に基づき５年ごとに教育振興基本計画を策定、公表している。

＜教育基本法における国の教育振興基本計画＞

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

※出所：「教育基本法」

直近では、国は平成 30 年６月 15 日付で、第３期の教育振興基本計画（対象期間平成 30 年度～平成 34 年度）を閣議決定しており、今後の教育政策に関する基本的な方針として、次の５つを掲げ、様々な施策を実施している。

＜第３期教育振興基本計画における基本方針＞

１　夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ２　社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する ３　生涯学び、活躍できる環境を整える ４　誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ５　教育政策推進のための基盤を整備する

※出所：文部科学省「第３期教育振興基本計画」

また、教育基本法では、地方公共団体が教育振興施策のための基本的な計画を定めることも、努力義務とされている。

＜教育基本法における地方公共団体の教育振興基本計画＞

第十七条　（略） ２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※出所：「教育基本法」

さらに、地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を定め、教育委員会を設置するとしている。

＜教育委員会の設置＞

第二条　（略） 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

※出所：「地方教育行政の組織及び運用に関する法律」

3　福岡県の教育施策

（1）福岡県の教育施策の体系

県は、平成24年3月及び平成29年3月に福岡県総合計画を策定し、当該総合計画における教育分野の記載を、教育基本法第17条2項に定める教育振興基本計画と位置付けている。平成29年3月策定の福岡県総合計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）において、県は県民の幸福度を向上させる「10の事項」を挙げており、当該事項を柱とした施策を計画している。

＜県民の幸福度を向上させる 10の事項＞

1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出
2 安心して子育てができること
3 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること
4 女性がいきいきと働き活躍できること
5 高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること
6 誰もが元気で健康に暮らせること
7 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること
8 豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること
9 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること
10 環境と調和し、快適に暮らせること

※出所：「福岡県総合計画」

上記「10の事項」のうち、特に「3　子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること」、「7　心のぬくもりと絆を実感できる社会であること」、「8　豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること」の3事項について、教育分野における施策の記載がある。これらは平成27年11月に県が策定した福岡県教育大綱及び、同年12月に県教育委員会が策定した福岡県学校教育振興プランの理念等を反映したものとなっている。

また、本報告書の監査対象である福岡県教育施策実施計画は、県の教育振興基本計画（教育分野における福岡県総合計画）に基づき、教育委員会所管分野に係る単年度の実施計画として、毎年度策定されている。

＜福岡県教育施策実施計画の位置付け＞

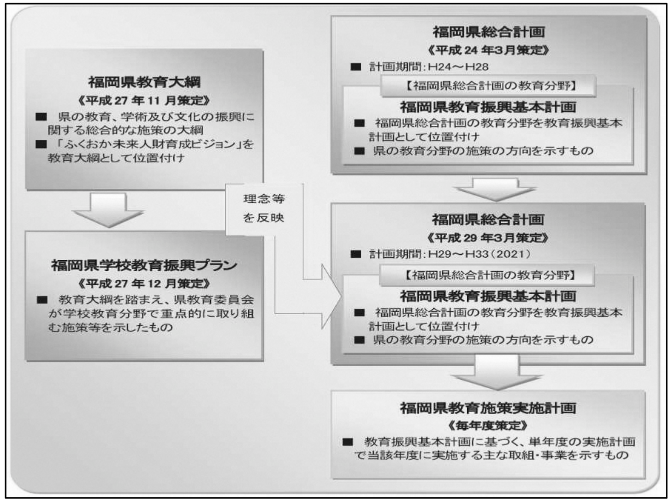

※出所：「平成30年度福岡県教育施策実施計画」

県教育委員会では、教育基本法における教育の目標を基本に捉えつつ、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえ、県の「教育の基本目標」を、次のとおり定めている。

＜県の「教育の基本目標」＞

・真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
・志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
・正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
・命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
・自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
・文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

※出所：「平成30年度福岡県教育施策実施計画」

（2）福岡県教育施策実施計画の概要

県は、平成30年度福岡県教育施策実施計画において、福岡県総合計画の記載に基づき、教育施策を7つの柱、13の項目、28の施策に整理・体系化したうえで、各施策における主な取組・事業及び成果となる指標を設定している。さらに、県は主な取組・事業のうち19の取組・事業を重点事業として位置づけ、特に目標達成の推進を図っている。

＜平成30年度福岡県教育施策実施計画における教育施策＞

柱	項目	施策	取組・事業名
Ⅰ　「学力、体力、豊かな心」を育成する			
	１　学力の向上（項目１）		
		(1)　確かな学力向上のための取組の推進（施策１）	
			福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施＜重点事業１＞
			主体的・対話的で深い学び推進事業の実施＜重点事業２＞
			地域学校協働活動事業における放課後の学習支援等の実施
	２　体力の向上（項目２）		
		(1)　体力向上のための取組の推進（施策２）	
			福岡県体力向上総合推進事業の実施 ＜重点事業３＞
		(2)　体力・スポーツ活動を豊かにする体制づくり（施策３）	
			教員の指導力向上のための各種研修の充実
			福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置＜重点事業３＞
		(3)　健康教育の充実（施策４）	
			健康教育推進事業(性と心の健康相談) の実施
			食に関する指導についての研修の充実
			子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大
			「食育出前講座」の実施
			衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備
	３　豊かな心の醸成（項目３）		
		(1)　道徳性を養う心の教育の充実（施策５）	
			ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進
			規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動の充実
		(2)　実体験を重視した教育の推進（施策６）	
			通学合宿推進事業の実施
			県立学校集団体験活動推進事業の実施
			子どもたちの体験活動を推進する地域活動指導員設置事業の実施
			障がいのある子どもたち・不登校の子どもたちの体験活動の支援
		(3)　いじめや不登校等への対応（施策７）	
			いじめ・不登校総合対策事業の実施＜重点事業４＞
		(4)　少年の非行防止と健全育成（施策８）	
			保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施＜重点事業５＞
			薬物乱用防止教育の充実
			飲酒運転防止教育の充実
		(5)　幼児教育の充実（施策９）	
			子育てに関する学習機会や情報提供の推進
			地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化
		(6)　読書活動の充実（施策10）	
			学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実

柱	項目	施策	取組・事業名
			市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援
			読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進
			図書館間の連携・協力・ ネットワーク化の推進
			子どもの読書活動推進事業の実施＜重点事業６＞
	４　学校、家庭、地域の連携・協働（項目４）		
		(1)　学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備（施策11）	
			コミュニティ・スクール導入促進事業の実施＜重点事業７＞
			地域学校協働活動事業の実施＜重点事業７＞
			優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用促進
		(2)　家庭教育支援の充実（施策12）	
			PTAが主体となって取り組む〝新″家庭教育宣言」への支援
			家庭教育支援チーム設置事業の実施
	５　教育環境づくり（項目５）		
		(1)　多様な教育ニーズへの対応（施策13）	
			プロジェクトチームの設置
			専門学科及び特色ある学科・コースの充実
			入学者選抜制度及び転編入学制度の改善
		(2)　ICTを活用した教育活動の推進（施策14）	
			電子黒板活用実証研究事業の実施
			ICTを効果的に活用した授業改善に係る調査研究事業の実施
		(3)　児童生徒の安全確保（施策15）	
			学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全・災害安全) の実施＜重点事業８＞
		(4)　学校施設の整備・充実（施策16）	
			学校施設の老朽化対策の推進
			校務の情報化の推進
		(5)　教育機会の確保（施策17）	
			高等学校奨学金事業の実施
			高等学校等就学支援金事業の実施
			高校生等奨学給付金事業の実施
			児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施＜重点事業９＞
		(6)　教員の指導力・学校の組織力の向上（施策18）	
			教員採用試験の改善・充実及び大学等との連携
			教員の資質の向上
			社会体験研修等の長期派遣研修の充実
			教員評価の充実
			教職員のメンタルヘルス対策の充実
			教職員の働き方改革の推進＜重点事業10＞
Ⅱ　「社会にはばたく力」を育成する			
	１　多様で特色のある能力や個性の伸長（項目６）		
		(1)　個性や能力を伸ばす教育の充実（施策19）	
			少人数指導や習熟度別指導の推進
			小・中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進

柱	項目	施策	取組・事業名
			高校生知の創造力育成セミナー事業の実施
			次世代の科学技術を担う人材育成事業の実施
			専門高校生実践力向上事業の実施＜重点事業11＞
			今日的な課題に対応した教育の推進
			「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施＜重点事業12＞
		(2) 特別支援教育の推進（施策20）	
			特別支援学校の教育環境の整備
			特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施
			発達障がい児等教育継続支援事業の実施
			高等・中等教育学校における特別支援教育の充実
			高等学校等特別支援教育推進事業の実施
			高等学校等通級指導推進事業の実施
			特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施
	2　キャリア教育の充実（項目７）		
		(1) キャリア教育・職業教育の推進（施策21）	
			地域の企業・経済団体等と連携したインターンシップ等の推進
			県立高校・特別支援学校キャリア教育支援事業の実施
			未来を切り拓く人材育成事業の実施
			県立工業高校産業人材育成事業の実施
			新規高卒者の就職支援の充実
			地域産業教育連携推進事業の実施
			高校生みらい支援事業の実施
			特別支援学校技能検定事業の実施＜重点事業13＞
Ⅲ　「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する			
	1　郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解（項目８）		
		(1) 国際的視野を持つ人材の育成（施策22）	
			世界に挑む人材育成事業の実施
			ふくおかグローバルハイスクール事業の実施
			グローバル化に対応した英語教育の推進＜重点事業14＞
Ⅳ　生涯学習社会をつくる			
	1　生涯学習・社会教育の総合的推進（項目９）		
		(1) 社会教育活動の推進（施策23）	
			NPOやボランティア団体との連携・協力の推進
			社会教育関係団体等に対する育成支援・補助
			社会教育関係職員の資質向上＜重点事業15＞
			県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実
			現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進
	2　生涯学習・社会教育環境の整備（項目10）		
		(1) 社会教育施設の充実（施策24）	
			県立社会教育施設の機能充実
			県立社会教育施設の利用促進
			社会教育施設職員の資質向上

柱	項目	施策	取組・事業名
Ⅴ　県民の文化活動を盛んにする			
	1　文化の振興（項目11）		
		(1) 県民文化芸術活動の振興（施策25）	
			「子ども文化事業」及び 「芸術体験講座」の実施
			中学校文化連盟、高等学校芸術・文化連盟への支援
			県立美術館の機能の充実
		(2) 文化財の保存・活用及び継承（施策26）	
			九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実
			旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進
			「明治150年」近代建造物魅力発信事業＜重点事業16＞
			福岡国際交流史発信事業の実施＜重点事業17＞
Ⅵ　県民のスポーツ活動を盛んにする			
	1　大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化（項目12）		
		(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進（施策27）	
			競技スポーツ振興事業の実施
			県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進
			ジュニアアスリート育成強化事業の実施＜重点事業18＞
			女性アスリート育成強化事業の実施
Ⅶ　人権が尊重される心豊かな社会をつくる			
	1　人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進（項目13）		
		(1) 人権教育・人権啓発の推進（施策28）	
			人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施＜重点事業19＞
			人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施
			人権教育コーディネーター養成講座の実施
			男女共同参画教育の推進
			男女共同参画についての教員研修の実施

※出所：「平成30年度福岡県教育施策実施計画」を基に監査人作成

なお、教育施策の執行状況について、県は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるところにより、翌年度に点検及び評価を行い、その結果を報告書として公表することで県民に対する説明責任を果たすとともに、以後の教育施策への適切な反映に努めている。

＜教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等＞

> 第二十六条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
> 2　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

※出所：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

平成30年度福岡県教育施策実施計画の教育施策を対象とする点検及び評価は令和元年度に実施されており、各柱に掲げられた指標及びその達成状況の概要は次のとおりである。

＜令和元年度教育委員会の点検評価（平成30年度対象）における主な指標及び達成状況＞

柱	指標	現状値	目標値	達成状況（※）
Ⅰ　「学力、体力、豊かな心」を育成する				
	○確かな学力の育成 全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの平均値	小 国語 100.6 算数 100.0 中 国語 99.6 数学 97.5 （H30年度）	小 国語 100以上 算数 100以上 中 国語 98.9以上 数学 98.6以上 （R3年度）	○
	○子どもの体力の向上 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小 男子 55.25点 女子 56.32点 中 男子 43.55点 女子 51.25点 （H30年度）	全区分 全国平均以上 （全国平均点） 小 男子 54.21点 女子 55.90点 中 男子 42.32点 女子 50.61点 （毎年度）	◎
Ⅱ　「社会にはばたく力」を育成する				
	○特別支援教育体制の整備 公立の幼稚園、認定子ども園、小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 94.2% ② 93.6% （H30年度）	① 100% ② 100% （R3年度）	○
Ⅲ　「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する				
	○生徒の英語力① CEFR A1レベル相当以上（英検3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	45.2% （H30年度）	50% （R3年度）	○
	○生徒の英語力② CEFR A2レベル相当以上（英検準2級程度以上）の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	43.5% （H30年度）	50% （R3年度）	○
Ⅳ　生涯学習社会をつくる				
	○社会教育に関する学習情報提供の充実 「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	376,824件 （H30年度）	300,000件 （毎年度）	◎
Ⅴ　県民の文化活動を盛んにする				
	○県立美術館の利用 県立美術館入館者数	233,336人 （H30年度）	160,000人 （毎年度）	◎

柱	指標	現状値	目標値	達成状況（※）
Ⅵ　県民のスポーツ活動を盛んにする				
	○競技スポーツの振興 国民体育大会における男女総合成績順位	8位 （H30年度）	8位 （毎年度）	○
Ⅶ　人権が尊重される心豊かな社会をつくる				
	○人権教育の推進 人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	404人 （H30年度）	400人 （H30年度）	◎

（※）点検・評価の方法：「教育施策の推進状況」については、施策を構成する主な取組・事業等についての点検・評価を通じ、施策自体について点検・評価を実施する。なお、指標については、次の4段階の基準で評価を行う。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

※出所：「令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成30年度対象）」に基づき監査人作成

４　福岡県教育委員会の概要

（１）教育委員会制度

教育委員会は、都道府県や市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開している。

＜教育委員会制度の意義＞

１.政治的中立性の確保 個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。 このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。 ２.継続性、安定性の確保 教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。 また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。 ３.地域住民の意向の反映 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

※出所：文部科学省ホームページ

＜教育委員会制度の特性＞

１.首長からの独立性 行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。 ２.合議制 多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。 ３.住民による意思決定（レイマンコントロール） 住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

※出所：文部科学省ホームページ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて設置される。教育委員会の下には、同法に基づき事務局が設置され、事務局は、教育委員会の権限に属する事務を処理している。

＜教育委員会の事務＞

項目	概要
学校教育の振興	・学校の設置管理 ・教職員の人事及び研修 ・児童・生徒の就学及び学校の組織編制 ・校舎等の施設・設備の整備 ・教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
生涯学習・社会教育の振興	・生涯学習・社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置管理 ・社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助
芸術文化の振興、文化財の保護	・文化財の保存、活用 ・文化施設の設置運営 ・文化事業の実施
スポーツの振興	・指導者の育成、確保 ・体育館、陸上競技場等スポーツ施設の設置運営 ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ情報の提供

※出所：文部科学省ホームページ

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、平成26年に大きく改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化、国の関与の見直し等が図られている。

＜「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正の概要と効果＞

１．教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置 ・首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化 ・第一義的な責任者が教育長であることが明確に ・緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断 ２．教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化 ・教育委員会の審議の活性化 ３．すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置 ・首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育行政について議論することが可能に ・首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に ４．教育に関する「大綱」を首長が策定 ・地方公共団体としての教育行政に関する方向性が明確化

※出所：文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」に基づき監査人作成

県においても、県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した教育長及び５人の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に、教育委員会の事務局（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行している。教育長及び委員は、教育委員会会議に出席し、教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項等を審議しており、そのために教育現場の視察、意見・要望等の聴取、教育関係の各種行事への出席、委員協議会（勉強会）を行っている。

＜県教育委員会の平成30年度の主な活動実績＞

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	○開催実績 計23回 ①定例会：12回、②臨時会：11回 ※うち移動教育委員会２回（朝倉光陽高等学校・京築教育事務所） ○議決事項 計43件 ①基本方針・計画の策定：４件、②人事案件：18件、 ③審議会委員等任命・委嘱：６件、④規則の制定・改廃：10件、 ⑤文化財の指定：１件、⑥その他：４件 ○協議事項 計９件（人事案件等） ○報告事項 計24件（条例改正、予算関係等） 定例会、臨時会の傍聴者数31人（報道関係者を除く）
委員協議会の実施	○主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等 開催実績12回、協議等件数28件
学校訪問（学校行事・式典への出席、視察、懇談等）	○学校行事・式典（創立記念式典、卒業式）への出席 ○校内視察、学校関係者との懇談、意見交換等（朝倉光陽高等学校、豊前市立宇島小学校） 訪問回数 延べ 26回
学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換	○各種行事への出席（福岡県教育文化表彰式、とびうめ教育表彰式、福井国体等） ○視察（久留米アリーナ、福岡県青少年科学館） ○教育関係者との意見交換（豊前市教育委員会、京築教育事務所職員） ○知事、公安委員会との意見交換 出席等回数 延べ 12回
総合教育会議への出席	○重点的に取り組むべき事項についての協議　会議回数　2回
他の都道府県との連携、情報交換の場への出席	○国の施策や予算の要望等のほか、「学校教育における法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）の導入・活用について」、「部活動の在り方について」をテーマとした協議等 九州地方教育委員協議会、教育委員総会、全国都道府県教育委員協議会、教育委員会連合会総会、都道府県・ 指定都市教育委員研究協議会 出席回数　延べ 11回

※出所：「令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成30年度対象）」に基づき監査人作成

（２）教育委員会の組織体制

ア　組織図

教育委員会の組織体制は次のとおりである。

＜組織図＞　（平成31年４月１日現在）

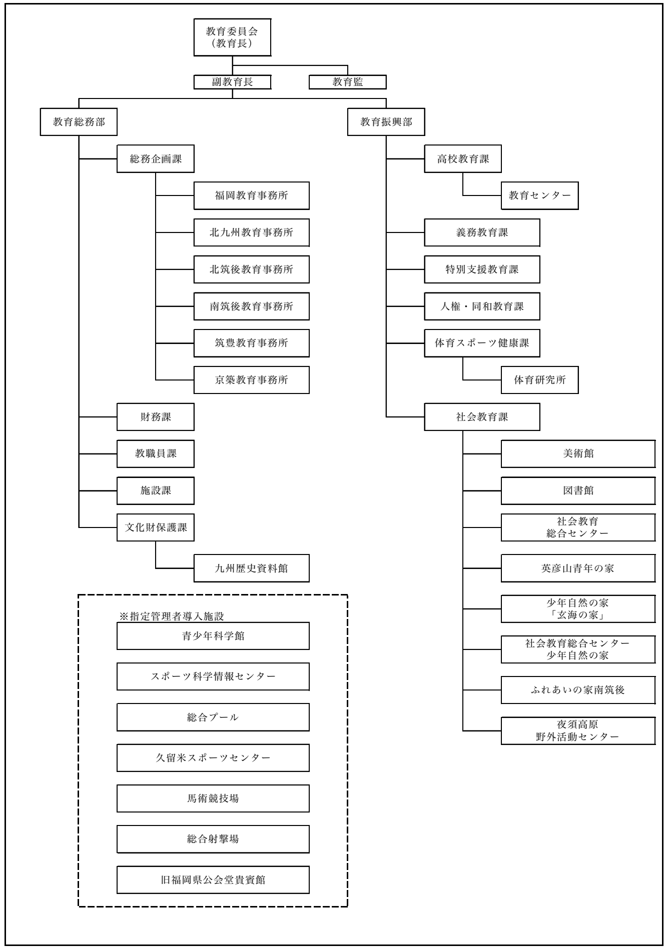

※出所：「県資料」及び「県ホームページ」を基に監査人作成

イ　職員数

教育委員会の各職員数は次のとおりである。

＜職員数（本庁）＞　　　　（平成31年4月1日現在）

部局名	課室名	職員数
教育委員会（教育長を除く。）	-	5人
教育長	-	1人
副教育長	-	1人
教育監	-	1人
教育総務部	総務企画課	33人
	財務課	29人
	教職員課	38人
	施設課	24人
	文化財保護課	32人
教育振興部	高校教育課	42人
	義務教育課	29人
	特別支援教育課	20人
	人権・同和教育課	22人
	体育スポーツ健康課	42人
	社会教育課	29人
	合計	348人

※出所：「県資料」を基に監査人作成

＜職員数（出先機関）＞　　　　（平成31年4月1日現在）

所管部署		出先機関名		職員数
教育総務部	総務企画課	教育事務所	福岡	46人
			北九州	34人
			北筑後	39人
			南筑後	40人
			筑豊	42人
			京築	32人
	文化財保護課	九州歴史資料館		30人
教育振興部	高校教育課	教育センター		101人
	体育スポーツ健康課	体育研究所		10人
	社会教育課	美術館		22人
		図書館		33人
		社会教育総合センター		19人
		英彦山青年の家		13人
		少年自然の家「玄海の家」		9人
		社会教育総合センター少年自然の家		（1）人 ※1
		ふれあいの家南筑後		（1）人 ※2
		夜須高原野外活動センター		（1）人 ※3

（※1）社会教育総合センター所長が兼務
（※2）南筑後教育事務所長が兼務
（※3）北筑後教育事務所長が兼務

※出所：「県資料」を基に監査人作成

ウ　県立学校等

監査対象とした教育委員会に関連して、県は、県内に多数の県立中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校等」という。）を有しており、各学校の配置図は次のとおりである。

＜県立中学校、中等教育学校、高等学校配置図＞　　　　（平成31年4月1日現在）

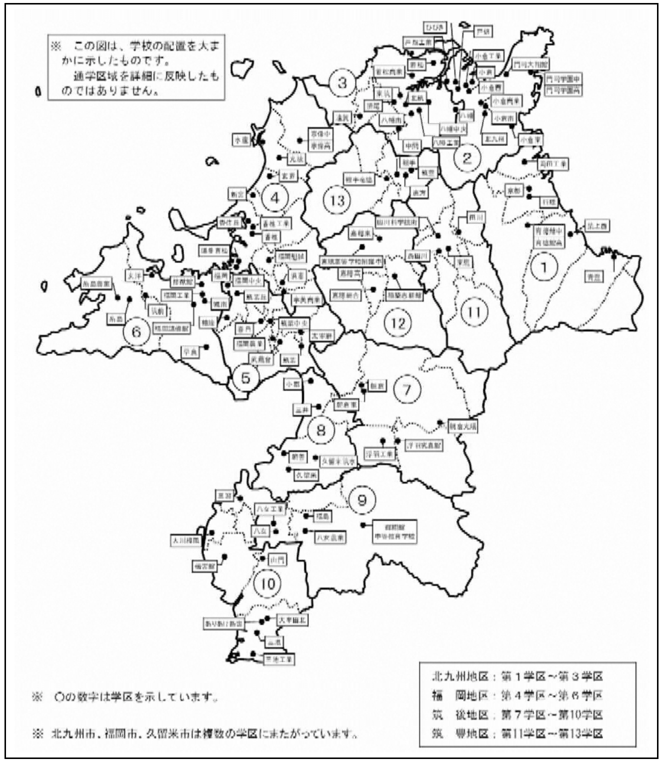

※出所：県「県立高等学校等配置図」を基に監査人作成

＜県立特別支援学校配置図＞　（平成31年2月1日現在）

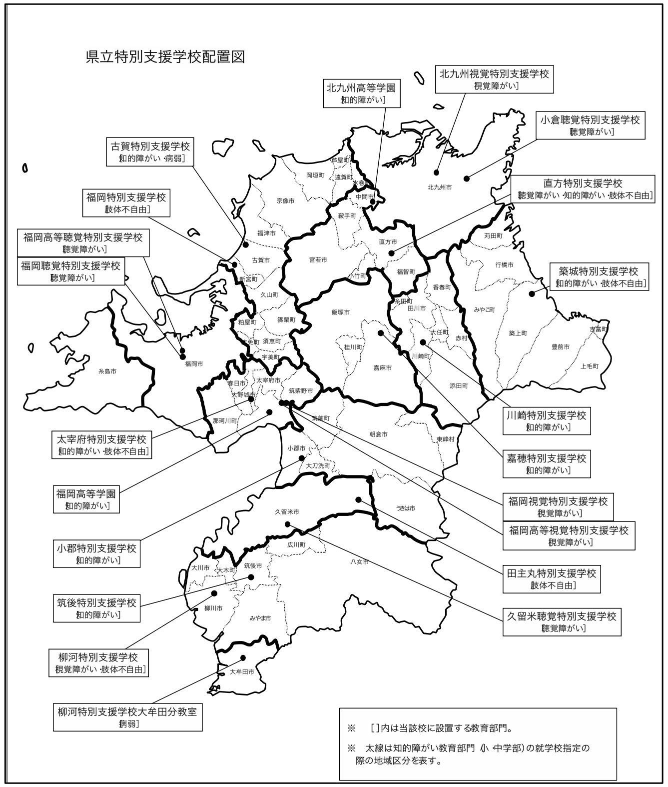

※出所：県「県立特別支援学校配置図」を基に監査人作成

（3）事務分掌

ア　教育庁教育総務部

教育庁教育総務部の各課に係る事務分掌は次のとおりである。

＜事務分掌＞

課名	係等名	事務分掌
総務企画課	秘書広報係	1　教育委員会の会議に関する事務
		2　教育委員会委員及び教育長の秘書
		3　庁用車の管理運行
		4　庁用管理の連絡調整
		5　教育事務所の運営に係る予算
		6　教育総務部各課の連絡調整
		7　教育行政に係る広報及び広聴の総合企画、調整及び実施
		8　報道機関との連絡及び調整
		9　教育行政相談
		10　県議会に係る事務の連絡及び調整
		11　教育文化表彰
		12　教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整
	文書・法人係	1　教育に関する法人及び信託に関する事務
		2　教育調査報告書
		3　規則案、告示案、訓令案その他の合議文書の審査及び法令の解釈
		4　文書事務及び公印に係る事務の総括
		5　行政手続法及び福岡県行政手続条例の施行に係る事務の指導、助言及び調整
		6　聴聞の主宰
	人事係	1　行政組織及び権限配分
		2　事務局等職員等の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修その他人事に関する事務
		3　事務局等職員等の給与、報酬、退職手当等に関する事務
		4　事務局等職員等が加入する職員団体及び労働組合に関する事務
		5　教育委員会の所掌事務に係る行政改革の推進に係る事務の総合的な連絡及び調整
		6　附属機関等における委員等の登用の適正化に係る事務の総括
		7　次世代育成推進施策に係る事務の総合的な連絡及び調整
		8　庶務事務の電算処理システムの運用に係る事務の連絡及び調整
		9　人事給与事務の電算処理システムの運用に係る事務の連絡調整
		10　災害対策に係る事務の総合的な連絡及び調整
	教育政策推進室	1　教育行政の総合的企画及び調整
		2　教育施策の策定及び重要施策の進行管理
		3　教育行政における地方分権の推進に係る企画、調査及び調整

課名	係等名	事務分掌
		4　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価
		5　教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理
		6　学校教育と社会教育の連携に係る施策の推進
		7　教育委員会の所掌事務に係る情報化に関する施策の企画及び調整
		8　知事部局との連絡調整
		9　教育改革推進本部に関する事務
		10　福岡県教育振興審議会
		11　教育長が特に命じた事項
財務課	予算係	1　教育委員会の所掌事務に関する教育費の予算及び決算に関する事務の統括
		2　教育事務所及び教育委員会の所管に属する教育機関に係る財務会計事務の指導
		3　市町村教育委員会の地方財政措置に関する指導助言
	学校予算係	1　県立学校の運営に係る予算に関する事務
		2　事務局等職員等及び教職員の給与費等並びに義務教育費等国庫負担金に関する事務
		3　県立学校の授業料に関する事務
		4　公立学校の就学支援金に関する事務
		5　公立学校の奨学給付金に関する事務
	給与係	1　教職員の給与及び報酬に関する事務
		2　教職員であった者の退職手当に関する事務
		3　費用弁償及び旅費に関する事務
		4　児童手当に関する事務
		5　人事給与事務の電算処理に関する事務
教職員課	管理免許係	1　教育職員の免許に関する事務
	福利・職員係	1　職員の福利厚生及び保健管理
		2　職員であった者に係る恩給に関する事務
		3　公立学校共済組合に関する事務
		4　福岡県教職員互助会に関する事務
		5　福岡県教職員身体検査審議会に関する事務
		6　教育委員会の所掌事務に関する争訟の統括
		7　教職員の加入する職員団体に関する事務
		8　教育関係職員の栄典に関する事務
	市町村立学校係	1　県費負担教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事務
		2　県費負担教職員（教育職給料表適用者を除く）の研修に関する事務
		3　市（指定都市を除く）町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の学級編制の基準に関する事務
	県立学校係	1　県立学校教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事務
		2　県立学校の職員組織に関する事務

課名	係等名	事務分掌
	人事管理班	1　教職員の任免、分限、服務その他人事に関する事務
施設課	管理助成係	1　市町村立学校の校舎その他の施設の整備計画の指導助言
		2　市町村立学校の校舎その他の施設の整備に関する国庫補助金に関する事務
	施設係	1　県立学校の校舎その他の施設の整備計画に関する事務
	財産・情報基盤係	1　県立学校に係る教育財産の取得、管理及び処分に関する事務
		2　県立学校における情報基盤の整備に関する事務
文化財保護課	管理係	1　指定文化財保護事業に係る補助金に関する事務
		2　銃砲刀剣類の登録及び美術刀剣類の製作承認に関する事務
		3　文化財の広報に関する事務
		4　九州歴史資料館（分館を含む）に関する事務
		5　旧福岡県公会堂貴賓館に関する事務
	企画・埋蔵文化財係	1　文化財の保存及び活用に係る総合的施策の企画及びその指導助言
		2　埋蔵文化財の保護及びその指導助言
		3　文化財保護行政に係る情報の収集及び整理並びに関係機関との連絡調整
		4　文化財愛護思想の普及に関する事務
		5　文化財関係者の研修
		6　福岡県文化財保護審議会に関する事務
		7　文化財保護指導員に関する事務
	文化財保護係	1　有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群並びに文化財の保存技術の保存及び活用に関する事務
		2　個別の文化財の保存及び活用に係る計画の指導助言
		3　福岡県指定文化財の管理に関する事務
		4　文化財の防災に関する事務

※出所：「福岡県職員録【各課（室）事務分掌】」

イ　教育庁教育振興部

教育庁教育振興部の各課に係る事務分掌は次のとおりである。

＜事務分掌＞

課名	係等名	事務分掌
高校教育課	管理係	1　教育振興部内の権限配分及び各課の連絡調整
		2　福岡県教育センターに関する事務
		3　福岡県教育文化奨学財団の実施する奨学事業に関する事務
		4　学校安全団体に関する事務
	学事企画係	1　公立高等学校及び県立中高一貫教育校における生徒の入学、転学及び退学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言
		2　公立高等学校の入学者選抜及び県立中高一貫教育校の入学者決定
		3　高等学校卒業程度認定試験
		4　公立の高等学校及び中高一貫教育校の教育制度の企画又は指

課名	係等名	事務分掌
		導助言
		5　公立の高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校並びに県立中学校の設置廃止
		6　県立の高等学校及び中高一貫教育校の受入計画、入学定員及び通学区域に関する事務
		7　県立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の学科等の編成
	指導班	1　公立高等学校及び県立中高一貫教育校における学校教育の指導に関する総合的計画
		2　公立高等学校及び県立中高一貫教育校における組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導等又はこれらの指導助言
		3　公立高等学校及び県立中高一貫教育校の教職員の研修
		4　公立高等学校及び県立中高一貫教育校における教科書その他の教材の取扱いの指導助言
義務教育課	学事企画係	1　小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程への就学援助に係る国庫補助金事務
		2　公立の幼稚園、小学校、中学校（県立中学校を除く。以下次号、第4号及び第5号において同じ）及び義務教育学校の企画又は指導助言
		3　公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の設置廃止
		4　公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における幼児児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言
		5　公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教材費等に係る地方交付税等の財政措置の指導助言
		6　教科書の無償給与
		7　義務教育諸学校（県立中学校、県立中等教育学校及び特別支援学校を除く）の教科書の採択事務
		8　中学校卒業程度認定試験に関する事務
		9　福岡県教科用図書選定審議会に関する事務
	指導班	1　公立の幼稚園、小学校、中学校（県立中学校を除く。以下次号及び第4号において同じ）及び義務教育学校における学校教育の指導に関する総合的計画（特別支援学級及び通級による指導に係るものを除く）
		2　公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における組織編制、教育課程、学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言
		3　県費負担教職員の研修
		4　公立の小学校、中学校及び義務教育学校における教科書その他の取扱い（特別支援学級及び通級による指導に係るものを除く）又はこれらの指導助言
		5　ふくおか教育論文
	教育相談室	1　公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における生徒指導及び学校安全又はこれらの指導助言
		2　教育相談

課名	係等名	事務分掌
特別支援教育課	学事企画係	1　小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校への就学奨励に係る国庫補助金等事務
		2　公立特別支援学校の教育制度の企画又は指導助言
		3　公立の特別支援学校の設置廃止等
		4　県立特別支援学校の受入計画及び整備計画
		5　公立の特別支援学校における幼児児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言
		6　公立の特別支援学校における教材費等に係る地方交付税等の財政措置の指導助言
		7　県立特別支援学校（小学部及び中学部を除く）の入学者選抜
		8　特別支援学校の教科書の採択事務
		9　福岡県障がい児就学指導委員会に関する事務
	指導班	1　公立の特別支援学校における学校教育並びに特別支援学級及び通級による指導における特別支援教育の指導に関する総合的計画
		2　公立の特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校安全等又はこれらの指導助言
		3　教職員の特別支援教育に関する研修
		4　特別支援教育の推進に係る総合的企画及び実施
		5　公立の特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教科書そのほかの教材の取扱い又はこれらの指導助言
		6　県立特別支援学校の校外行事の届出及び承認（学校体育に係るものを除く）
人権・同和教育課	調整係	1　福岡県地域改善対策奨学資金に関する事務
		2　人権教育に関する助成
		3　人権教育関係機関・団体に関する事務
	指導班	1　人権教育の推進に関する実施計画及び連絡調整
		2　人権教育に関する研修及び研究指定
		3　人権教育を基盤とした児童生徒の学力と進路の保障
	啓発班	1　人権教育の啓発
		2　人権教育に関する指導助言
		3　福岡県人権教育総合推進連絡会に関する事務
体育スポーツ健康課	管理係	1　福岡県体育研究所に関する事務
		2　福岡県立久留米スポーツセンター、福岡県立総合プール、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県馬術競技場及び福岡県立総合射撃場に関する事務
		3　福岡県スポーツ振興センターに関する事務
		4　体育施設の整備に関する事務
	保健給食係	1　幼児児童生徒の保健管理
		2　公立学校の環境衛生等
		3　学校給食に関する事務
		4　学校保健団体及び学校給食団体に関する事務

課名	係等名	事務分掌
	体育・健康教育班	1　学校体育及び健康教育の指導に関する総合的計画
		2　学校体育及び健康教育又はこれらの指導助言
		3　教職員の学校体育及び健康教育に関する研修
		4　学校体育に関する施設設備及び用具の整備に関する指導助言
		5　学校体育団体に関する事務
	スポーツ・競技力推進班	1　スポーツに関する指導助言
		2　スポーツに関する指導者の養成及び研修
		3　スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施
		4　競技者の育成強化
		5　国民体育大会に関する事務
		6　スポーツに関する施設設備及び用具の整備に関する指導助言
		7　スポーツ団体に関する事務
社会教育課	総務・文化係	1　子どもの文化芸術活動の推進
		2　ユネスコ活動の総括に関する事務
		3　文化団体に関する事務
		4　福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ふれあいの家南筑後及び福岡県立夜須高原野外活動センターに関する事務
		5　福岡県青少年科学館に関する事務
		6　福岡県教育文化奨学財団に関する事務
	地域学校協働推進班	1　社会教育の振興に関する事業の推進
		2　地域学校協働活動の推進
		3　社会教育施設に関する事務
		4　社会教育関係団体の助成
	社会教育班	1　社会教育に関する総合的計画及びその推進
		2　社会教育に関する指導助言
		3　社会教育専門職員の養成及び社会教育関係者の研修
		4　社会教育委員に関する事務
		5　社会教育関係団体の育成及び指導
		6　社会教育に関する表彰

※出所：「福岡県職員録【各課（室）事務分掌】」

（4）教育費の予算及び決算の概要

教育委員会所管の歳出をはじめとする、県の教育費の予算及び決算の推移は下記のとおりである。

学生数の減少傾向等を受けて、一般会計に占める教育費の割合は、平成21年度以降、一貫して減少傾向にある。なお、平成29年度の教育費については、前年度に比して、当初予算は4,117億円から3,093億円（△1,024億円）、一般会計に占める教育費の割合は22.8%から18.0%（△4.8%）と大幅に減少している。当該減少の主な理由は、国による都道府県から指定都市への事務・権限移譲施策の一環として、市町村立学校職員給与負担法が改正され、平成29年度以降、県内の指定都市（福岡市及び北九州市）の教職員給与負担が、県から指定都市に移譲されたことによるものである。

＜平成29年度以降の県が負担する教職員給与等の範囲＞

第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、・・・（省略）・・・及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、・・・（省略）・・・職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

※出所：「市町村立学校職員給与負担法」

＜県の一般会計歳出予算額及び教育費予算額の推移＞

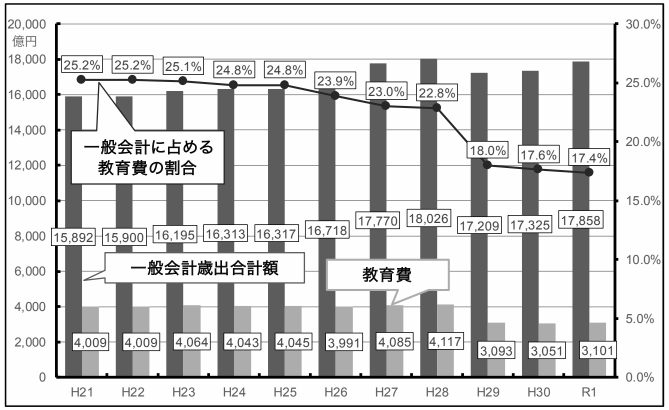

※出所：県「決算及び財政状況」を基に監査人作成

＜県の一般会計歳出決算額及び教育費決算額の推移＞

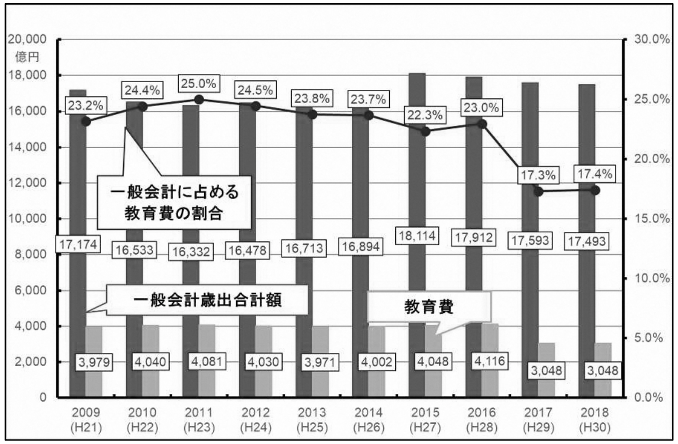

※出所：県「決算及び財政状況」を基に監査人作成

＜県の教育費項目別決算額の推移＞

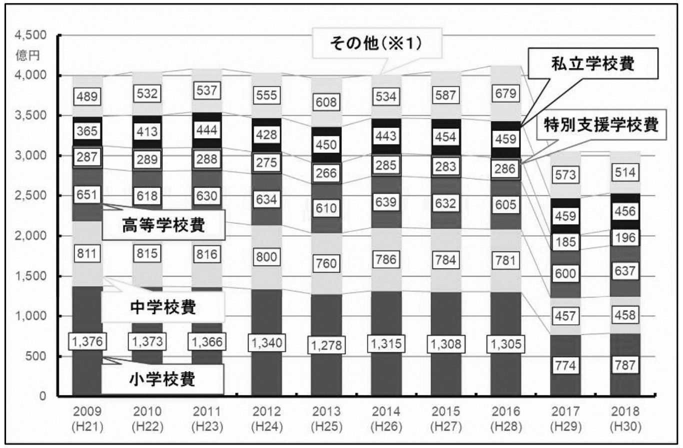

（※１）教育総務費・社会教育費・保健体育費・大学費・青少年費の合計額

※出所：県「決算及び財政状況」を基に監査人作成

５　監査対象事業の選定

（１）監査対象事業選定の趣旨及び方法

本報告書における監査のテーマである県の教育施策は、「３　福岡県の教育施策　（１）福岡県の教育施策の体系」で述べたとおり、「福岡県教育施策実施計画」に基づき、教育委員会所管分野の単年度計画として具体化され、当該計画を踏まえて様々な取組・事業が実施されている。

したがって、監査対象事業は、「平成30年度福岡県教育施策実施計画」を基礎として、次の方法により選定した。

①　教育委員会事務局各課に対して調査を行い、「平成30年度福岡県教育施策実施計画」に記載された取組・事業と各課で行われている実施事業の対応関係を整理し、取組・事業に該当する各課の実施事業を網羅的に把握した。

②　①の結果、把握した実施事業について、関連資料の閲覧及び所管課に対するヒアリングを行い、各実施事業の概要、予算額及び決算額を把握した。

③　「平成30年度福岡県教育施策実施計画」における19の重点事業については、当該重点事業に関連する各課の主たる実施事業を監査対象事業とした。ただし、「子どもの読書活動推進事業の実施＜重点事業６＞」は、平成30年度福岡県包括外部監査において監査対象事業となっているため、除外した。

④　③を除く各実施事業については、②におけるヒアリング結果や、予算及び決算額の多寡等を踏まえ、重要性が高いと考えられる実施事業を監査対象事業とした。

なお、「平成30年度福岡県教育施策実施計画」における教育施策、取組・事業等については、「３　福岡県の教育施策　（２）福岡県教育施策実施計画の概要」で述べている。

（２）選定した監査対象事業

「（１）監査対象事業選定の趣旨及び方法」に記載した方法により選定した監査対象の取組・事業及び実施事業は次のとおりである。

＜監査対象事業とその結果及び意見の該当＞　（単位：円）

取組・事業名※	監査対象事業	所管課	H30年度歳出決算額	結果及び意見の該当
福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施＜重点事業１＞				
	ふくおか学力アップ推進費	義務教育課	218,482,426	○
	中学校における総合的な学力向上対策事業費	義務教育課	14,871,833	-
	主体的・対話的で深い学び推進費	義務教育課	9,837,176	○
主体的・対話的で深い学び推進事業の実施＜重点事業２＞				
	主体的・対話的で深い学び推進費（再掲）	高校教育課、義務教育課（再掲）	9,837,176（再掲）	○（再掲）
福岡県体力向上総合推進事業の実施＜重点事業３＞				
	福岡県体力向上総合推進事業費	体育スポーツ健康課	29,029,037	○
	ふくおかスポーツ振興プロジェクト費	体育スポーツ健康課	16,647,372	○

取組・事業名※	監査対象事業	所管課	H30年度歳出決算額	結果及び意見の該当
福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置＜重点事業３＞				
	福岡県体力向上総合推進事業費(再掲)	体育スポーツ健康課（再掲）	29, 029, 037（再掲）	○（再掲）
「食育出前講座」の実施				
	学校給食・食育総合推進費	体育スポーツ健康課	2, 988, 277	-
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備				
規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動の充実				
	道徳教育総合支援費	義務教育課	4, 312, 069	-
県立学校集団体験活動推進事業の実施				
	県立学校集団体験活動推進事業費	高校教育課	59, 617, 130	-
いじめ・不登校総合対策事業の実施＜重点事業４＞				
	高等学校不適応・いじめ防止対策事業費	高校教育課	38, 020, 390	-
	いじめ・不登校相談事業費	義務教育課	8, 684, 255	-
	スクールカウンセラー活用事業費	義務教育課	236, 377, 896	○
	不登校児童生徒復帰支援事業	義務教育課	9, 675, 117	-
	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業費	義務教育課	67, 364, 817	○
	子どもホットライン24相談事業費	義務教育課	29, 732, 274	-
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施＜重点事業５＞				
	保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成費	義務教育課	11, 787, 000	-
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化				
	幼児教育充実支援費	義務教育課	3, 448, 890	-
学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実				
コミュニティ・スクール導入促進事業の実施＜重点事業７＞				
プロジェクトチームの設置				
電子黒板活用実証研究事業の実施				
	福岡県電子黒板活用実証研究費	施設課	103, 664, 381	○
ICTを効果的に活用した授業改善に係る調査研究事業の実施				
	教育活性化推進費	義務教育課	3, 962, 375	-
学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全・災害安全）の実施＜重点事業８＞				
学校施設の老朽化対策の推進				
	老朽校舎改築費、施設充実費、体育館建設費、校地整備費、環境整備費	施設課	7, 828, 252, 488	-
校務の情報化の推進				
	県立学校情報化推進費	施設課	151, 195, 868	○
高等学校奨学金事業の実施				
	奨学事業助成費	高校教育課	167, 442, 000	○
高等学校等就学支援金事業の実施				
	公立高等学校等就学支援金交付金	財務課	7, 516, 822, 730	○

取組・事業名※	監査対象事業	所管課	H30年度歳出決算額	結果及び意見の該当
高校生等奨学給付金事業の実施				
	公立高校等奨学給付金事業費	財務課	1, 072, 993, 961	○
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施＜重点事業９＞				
	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業費（再掲）	高校教育課、義務教育課（再掲）	67, 364, 817（再掲）	○（再掲）
教職員のメンタルヘルス対策の充実				
	教職員等健康管理費	教職員課	125, 696, 751	○
教職員の働き方改革の推進＜重点事業10＞				
	教員の働き方改革事業費	教職員課	87, 629, 400	○
	県立学校校務支援推進費	施設課	5, 911, 000	-
	福岡県体力向上総合推進費（再掲）	体育スポーツ健康課	29, 029, 037（再掲）	○（再掲）
専門高校生実践力向上事業の実施＜重点事業11＞				
	専門高校生実践力向上事業費	高校教育課	20, 004, 903	-
「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施＜重点事業12＞				
	「運動」を通した鍛ほめプロジェクト費	体育スポーツ健康課	1, 709, 846	-
	「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト推進費	義務教育課	5, 406, 265	○
特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施				
	特別支援学校医療的ケア体制整備費	特別支援教育課	75, 272, 841	○
高等学校等特別支援教育推進事業の実施				
	高等学校特別支援教育推進事業費（高校教育予算）	特別支援教育課	17, 152, 751	-
高等学校等通級指導推進事業の実施				
	高等学校等通級指導推進事業費（高校教育予算）	特別支援教育課	13, 759, 764	-
特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施				
	特別支援学校専門スタッフ強化費	特別支援教育課	21, 077, 864	-
未来を切り拓く人材育成事業の実施				
	未来を切り拓く人材育成事業	高校教育課	37, 390, 404	○
県立工業高校産業人材育成事業の実施				
	県立工業高校産業人材育成事業	高校教育課	59, 246, 180	-
高校生みらい支援事業の実施				
	高校生みらい支援事業費	高校教育課	24, 276, 129	○
特別支援学校技能検定事業の実施＜重点事業13＞				
	特別支援学校技能検定開発事業費	特別支援教育課	2, 509, 881	-

取組・事業名※	監査対象事業	所管課	H30年度歳出決算額	結果及び意見の該当
ふくおかグローバルハイスクール事業の実施				
	ふくおかグローバルハイスクール事業費	高校教育課	10,600,680	-
グローバル化に対応した英語教育の推進＜重点事業14＞				
	英語力向上推進事業	高校教育課	36,692,889	-
	英語教育強化推進費	義務教育課	20,358,431	-
社会教育関係職員の資質向上＜重点事業15＞				
県立社会教育施設の機能充実				
	図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自然の家整備費、社会教育総合センター整備費、図書館整備費	社会教育課	238,069,507	○
県立美術館の機能の充実				
	美術展覧会開催費、美術資料整備費、美術普及活動費、常設展運営費、歴史資料調査費	社会教育課	104,537,800	-
「明治150年」近代建造物魅力発信事業＜重点事業16＞				
	「明治150年」近代建造物魅力発信事業	文化財保護課	21,606,400	-
福岡国際交流史発信事業の実施＜重点事業17＞				
	福岡国際交流史発信事業	文化財保護課	11,486,930	○
県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進				
	県立体育・スポーツ施設改修費	体育スポーツ健康課	468,004,433	○
ジュニアアスリート育成強化事業の実施＜重点事業18＞				
	ジュニアアスリート育成強化費	体育スポーツ健康課	53,268,693	○
人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施＜重点事業19＞				
	人権教育を基盤とした学校づくり研究事業	人権・同和教育課	3,256,000	-
		合計額	19,070,135,504	

※ 平成30年度福岡県教育施策実施計画における取組・事業名

※出所：県へのアンケート結果を基に監査人作成

第３ 監査の視点及び実施した監査手続

１ 監査の視点

「第１　監査の概要　４　監査の方法　（３）監査の視点」に記載したとおり、次の視点によって監査を実施した。

（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性

教育施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。特に、次の視点によって監査を実施した。

ア 事業全般に関する事項
- 財務事務を行う根拠となる法令、条例、規則等は適切に整備されているか。
- 財務事務は、法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

イ 市町村への助言 支援等に関する事項
- 各市町村への助言・支援等に関する事務は、法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

ウ 委員会の開催等に関する事項
- 各委員に対する報酬の内容及び支払手続は適切か。

エ 歳入歳出項目に関する事項
- 各歳入項目、特に国等から受ける補助金の申請及び交付等に係る手続きが、法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- 各歳出項目（委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等）に係る手続き（契約、検査、支払等）が、法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している教育施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。特に、次の視点によって監査を実施した。

ア 事業全般に関する事項
- 各事業の目的が、明確に設定されているか。また、当該目的は、県の教育施策の趣旨等を踏まえ、妥当なものとなっているか。
- 各事業の目的に対して、実施されている事業内容、目標数値等は妥当なものとなっているか。また、目標数値の設定根拠は明確か。
- 事業の実施結果について、成果の把握・測定方法は事前に決定されているか。また、事業実施後、当該方法に基づいて、成果が適切に把握・測定され、外部に公表されているか。
- 把握・測定された事業の成果は、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」等に適切に反映されるとともに、翌年度以降の事業に活用されているか。
- 各事業に関する情報が、県民に対して有効かつ効率的に伝達されているか。
- 事業の予算額と実績額に大きな差異は生じていないか。また、差異が生じている場合、その内容は妥当か。
- 各事業の内容に応じて、県の他部署との連携は検討されているか。また、連携が検討・実施されている場合、その内容が、有効かつ効率的なものとなっているか。

イ　市町村への助言・支援等に関する事項
- ・　県内の均衡な発展に寄与しているか。（事業実施場所が特定の市町村に偏っていないか。）
- ・　各市町村の課題やニーズを適切に把握したうえで、有効かつ効率的な事業を実施しているか。
- ・　各市町村が実施した事業の内容や成果を把握しているか。また、把握した内容を分析したうえで、翌年度以降の県の事業に活用されているか。

ウ　委員会の開催等に関する事項
- ・　委員会の開催等は有効性、効率性、経済性を踏まえて実施されているか。
- ・　委員会の開催等による具体的な効果及び成果はあるか。

エ　歳入歳出項目に関する事項
- ・　各歳出項目（委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等）の支出内容は、事業の目的に照らして有効なものとなっているか。
- ・　各歳出項目に係る費用対効果は適切に把握されているか。また、当該費用対効果を踏まえた検討がなされているか。
- ・　工事請負費に関連して、工事が必要となる箇所（校舎等）の把握方法、選定方法は有効かつ効率的なものとなっているか。また、施設の老朽化度合い等を踏まえ、緊急性・重要性が高い修繕工事に関する今後の計画が、適切に策定されているか。

（３）その他過去に実施された包括外部監査等結果への対応

過去に実施された包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。
- ・　過去の発見事項と同様の事項はないか。
- ・　過去の発見事項を踏まえた措置等は適切に実施されているか。

２　実施した監査手続

「１　監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

（１）概要の把握

公表されている教育施策に関する法令、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果等を閲覧した。

また、教育施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、教育施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

（２）監査対象とした教育施策の各所管部署に対する調査

監査対象とした教育施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査の視点について検討した。

（３）監査対象とした出先機関等に対する調査

監査対象とした出先機関に対して、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査閲及び担当者への質問を行った。

３　監査の実施状況

「２　実施した監査手続」に記載した監査手続を、次のとおり実施した。

＜監査の実施状況＞

実施期日	項目	対象部署等
７月11日～12日	概要の把握	総務企画課、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課
７月29日～８月９日	所管部署調査	総務企画課、財務課、教職員課、施設課、文化財保護課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課
８月26日～28日	所管部署調査	営繕設備課
９月19日	出先機関調査	早良高等学校
９月20日	出先機関調査	戸畑工業高等学校、北九州教育事務所
９月24日	出先機関調査	直方特別支援学校、図書館、久留米スポーツセンター
10月15日～16日	所管部署調査	教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

第４　監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

１　監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

本報告書では、監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（以下「監査の結果（指摘）及び意見」という。）について、次のとおり区分して記載する。

＜監査の結果（指摘）及び意見の区分＞

区分	内容
総括的又は重要性の高い監査の結果（指摘）及び意見	・福岡県教育施策実施計画に関する総括的な監査の結果（指摘）及び意見 ・複数の所管部署に関連する、又は、複数の実施事業に関連する等により、福岡県教育施策実施計画を推進する上で県民生活に与える影響が大きいと考えられる監査の結果（指摘）及び意見 ・その他、監査人が特に重要性が高いと考える監査の結果（指摘）及び意見
個別的な監査の結果（指摘）及び意見	・監査対象とした実施事業に関する個別的な監査の結果（指摘）及び意見

監査の結果（指摘）及び意見に係る件数及び項目は下表のとおりであり、監査の結果（指摘）及び意見の内容は、上表の区分に基づき、「２　総括的又は重要性の高い監査の結果（指摘）及び意見」及び「３　個別的な監査の結果（指摘）及び意見」で述べる。

なお、「監査の結果（指摘）」とは、法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項であり、「監査の意見」は、監査の結果（指摘）には該当しないが、監査人が改善や検討が必要と認めて述べる事項である。

（１）監査の結果（指摘）及び意見の件数

＜監査の結果（指摘）及び意見の件数＞

区分	結果（指摘）	意見
総括的又は重要性の高い監査の結果（指摘）及び意見	1	2
個別的な監査の結果（指摘）及び意見	16	18
計	17	20

（２）監査の結果（指摘）及び意見の項目

＜監査の結果（指摘）及び意見の項目＞

監査対象事業、結果及び意見の項目	ページ
総括的又は重要性の高い監査の結果（指摘）及び意見	
①（結果）教育施策実施計画に係る説明責任の強化について	45
②（意見）県が関与する団体等との取引、行為等に係る内部統制の構築について	50
③（意見）教職員の長時間勤務改善に向けた取組の状況について	55
④（調査結果）学校におけるブロック塀等の安全点検及び安全対策について（※）	76

監査対象事業、結果及び意見の項目	ページ
個別的な監査の結果（指摘）及び意見	
（１）福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施（重点事業１）	
ア　ふくおか学力アップ推進費	
①（結果）ふくおか学力向上推進事業等補助金に係る適切な事業実施報告書の作成指導について	79
②（結果）派遣した非常勤講師の勤務実態に係る確認の徹底について	80
③（意見）学力調査の分析手法の検討・研究について	81
④（意見）学力調査委託業務に係る再委託の整理の必要性について	85
（２）主体的・対話的で深い学び推進事業の実施＜重点事業２＞	
ア　主体的・対話的で深い学び推進費	
①（意見）成果報告書の記載内容について	89
（３）福岡県体力向上総合推進事業の実施＜重点事業３＞	
ア　福岡県体力向上総合推進事業費	
①（意見）部活動指導員の拡充へ向けた取組の強化について	92
イ　ふくおかスポーツ振興プロジェクト費	
①（結果）見積依頼に係る適切な事務処理について	94
②（結果）見積通知書に係る適切な事務処理について	96
③（結果）委託事業に係る事業内容の適切な検査について	97
④（意見）県業務と任意団体業務の明確な区分、及び適切な文書事務の徹底について	98
（４）いじめ・不登校総合対策事業の実施＜重点事業４＞	
ア　スクールカウンセラー活用事業費	
①（結果）スクールカウンセラーの勤務実績に係る確認の強化について	100
イ　児童生徒を取り巻く生活環境改善事業費	
①（結果）補助金に係る事業実施報告書の適切な調査について	104
（５）電子黒板活用実証研究事業の実施	
ア　福岡県電子黒板活用実証研究費	
①（結果）予定価格設定の根拠資料の適切な作成・保管について	106
②（意見）ICT機器の賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について	108
（６）校務の情報化の推進	
ア　県立学校情報化推進費	
①（意見）情報セキュリティ監査結果に係る改善状況の確認について	109
②（意見）情報セキュリティ監査における外部監査実施の検討について	111
③（意見）情報システムの賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について	113
（７）高等学校奨学金事業の実施	
ア　奨学事業助成費	
①（結果）補助金額算定方法の明確化及び補助金額確定の適切性確保について	115
（８）高等学校等就学支援金事業の実施	
ア　公立高等学校等就学支援金交付金	
①（意見）所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について	119

監査対象事業、結果及び意見の項目	ページ
（9）高校生等奨学給付金事業の実施	
ア　公立高校等奨学給付金事業費	
①（結果）公立高校等奨学給付金の申請時における代理受領の適用確認等について	123
②（意見）所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について	124
（10）教職員のメンタルヘルス対策の充実	
ア　教職員等健康管理費	
①（結果）「こころの健康相談」事業に係る利用状況に応じた適切な支出について	129
②（結果）教職員カウンセリングサービスに係る委託業者への予算資料の事前提供について	131
（11）教職員の働き方改革の推進＜重点事業 10＞	
ア　教員の働き方改革事業費	
①（意見）教職員の超過勤務時間の発生状況とそれに対する対応策について	133
（12）「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施＜重点事業 12＞	
ア　「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト推進費	
①（意見）任意団体との特命随意契約に係る支出内容の確認について	135
②（意見）事業自体に関する総括としての成果の検証について	137
（13）特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施	
ア　特別支援学校医療的ケア体制整備費	
①（意見）看護職員の任用期間の見直しについて	141
（14）未来を切り拓く人材育成事業の実施	
ア　未来を切り拓く人材育成事業	
①（結果）事業実績報告に係る点検・確認の強化について	145
（15）高校生みらい支援事業の実施	
ア　高校生みらい支援事業費	
①（意見）進路支援コーディネーターの勤務日数制限の見直しについて	148
（16）県立社会教育施設の機能充実	
ア　図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自然の家整備費、社会教育総合センター整備費、図書館整備費	
①（結果）見積り期間短縮の根拠の明示について	153
②（意見）空調設備の老朽化による事故リスクの判定の必要性について	155
（17）福岡国際交流史発信事業の実施＜重点事業 17＞	
ア　福岡国際交流史発信事業	
①（意見）予定価格の適切な設定について	157
（18）ジュニアアスリート育成強化事業の実施＜重点事業 18＞	
ア　ジュニアアスリート育成強化費	
①（結果）補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について	160
②（結果）委託契約に係る事業内容の適切な検査について	162

(※)：総括的又は重要性の高い監査の結果（指摘）及び意見における「④ 学校におけるブロック塀等の安全点検及び安全対策について」は、結果又は意見ではなく調査結果を記載している。

2　総括的又は重要性の高い監査の結果（指摘）及び意見

①　（結果）教育施策実施計画に係る説明責任の強化について

所管部署名	総務企画課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

本報告書の監査対象である福岡県教育施策実施計画の位置づけ、概要等については、「第２　監査対象の概要　３　福岡県の教育施策　（２）福岡県教育施策実施計画の概要」に記載したとおりである。

平成30年度福岡県教育施策実施計画（以下「教育施策実施計画」という。）は、教育施策を７つの柱、13の項目、28の施策に整理・体系化されている。また、各施策については下記のとおり「総合計画の内容」と「平成30年度施策の基本的なねらい」が整理された上で、関連する「主な取組・事業」、及び成果となる「指標」が設定されている。

＜教育施策実施計画における施策の構成＞

柱
項目

施　策　　≪施策番号≫　　担当課

総合計画の内容

当該施策に係る総合計画の「現状・課題」及び「施策の方向」の該当箇所を記載し、当該施策を実施する背景を説明しています。

平成30年度　施策の基本的なねらい

上記「総合計画の内容」に記載の「施策の方向」、教育大綱に記載の「施策の方向」及び福岡県学校教育振興プランに記載の「重点的に取り組む施策」の内容等を踏まえ、平成30年度における施策の基本的なねらいを記載しています。

平成30年度　主な取組・事業

上記「平成30年度　施策の基本的なねらい」に関して、平成30年度に実施する取組・事業のうち、主なものについて記載しています。

指　標

当該施策の効果を把握するため、指標及び目標値を設置しています。

※出所：「平成30年度福岡県教育施策実施計画」

なお、県は主な取組・事業のうち19の取組・事業を「重点事業」として位置づけ、特に目標達成の推進を図っている。

また、県は、教育施策の執行状況について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより、翌年度に点検及び評価を行い、その結果を報告書として公表している。

【指摘事項】

本監査において、教育施策実施計画並びに翌年度に実施された点検及び評価の内容を検討したところ、次のとおりであった。

＜教育施策実施計画並びに翌年度に実施された点検及び評価の内容の検討結果＞

№	項目	現状及び課題
①	各施策に記載されている「主な取組・事業」と実際に「各課で実施されている事業及び予算」との関連性、整合性	＜現状＞ ・「各課で実施されている事業」を前提に県の予算は編成され、業務に取り組まれている。 ・しかし、教育施策実施計画には、左記の関連性、整合性について、19の重点事業は部分的に記載があるものの網羅的には記載されていない。 ・関連性、整合性について県へ質問したところ、「取組・事業に着目した編集としているため、予算と対応した一覧表等は作成していない。」とのことであった。 ＜課題＞ ・「主な取組・事業」と実際に「各課で実施されている事業及び予算」との関連性、整合性は、教育施策実施計画を見る限り把握しづらい。
②	教育施策実施計画における「重点事業」の設定基準・根拠の明確性	＜現状＞ ・主な取組・事業のうち、19の取組・事業が「重点事業」として位置付けられている。 ・しかし、「重点事業」の設定基準・根拠は、教育施策実施計画には記載されていない。 ・「重点事業」の設定基準・根拠について県へ質問したところ、「①重点施策、②新規事業、③継続事業のうち主な事業の３つをもとに施策のバランスを勘案し選定している。」とのことであった。 ＜課題＞ ・「重点事業」の設定基準・根拠が記載されておらず、「重点事業」とした経緯が明確でない。
③	成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性	＜現状＞ ・各施策において成果となる「指標」が設定されている。 ・しかし、「指標」の設定基準・根拠は、教育施策実施計画には記載されていない。 ・また、「指標」には、全国平均以上や50％といった目標値が複数記載されているが、それらの数値を目標値とした根拠が記載されていない。 ・さらに、施策の中には学校施設等ハード面に関する取組・事業もあるが、当該取組・事業については「指標」が設定されていない。 ・「指標」の設定基準・根拠について県へ質問したところ、「基本的に経年で成果を把握するため、原則として前年と同じ「指標」を用いている。」とのことであったが、具体的な設定基準・根拠を明確に示す資料はなかった。 ＜課題＞ ・どのような基準で「指標」が設定されたのか、なぜ「指標」とされたのか、明確でない。

№	項目	現状及び課題
		・一部の目標値の設定根拠は、福岡県総合計画には記載しているものの、その他の目標値については設定根拠が明確でない。 ・教育施策実施計画には、学校施設等ハード面に関する取組・事業についての「指標」そのものがないため、県民に取組・事業の成果が伝わりにくいと考えられる。 ・「指標」及び設定されている目標値の数値の設定根拠が明確に記載されていない。このため、県民が、取組・事業の目標やその成果を正確に把握できないと言わざるを得ない。
④	点検及び評価における評価基準の客観性	＜現状＞ ・各施策に設定されている成果となる「指標」については、点数及び評価において、◎、○、△及び▲の４段階評価が行われている。４段階評価の意味は下表のとおりである。 ・平成30年度対象事業の点検及び評価の内容を査閲したところ、４段階評価別の個数は次のとおりであり、▲に該当する「評価」は０個であった。 ◎：18個、○：17個、△：10個、▲：　０個 ・▲は「目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である」の意であるが、どのような場合にこれに該当するか県へ質問したところ、「機械的にあてはめるような画一的な基準を設けず、個々の施策ごとに総合的な判断をしている。」とのことである。 ＜課題＞ ・上記③「成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性」に記載したとおり、「指標」に設定されている目標値の数値の設定根拠等の記載がない。このため、県民にとってどの程度、目標が達成されているのか客観的な評価として伝わりにくいと考えられる。 ・▲に該当する「評価」は０個とのことであるが、どのような場合にこれに該当するか、評価の基準が明確でない。

＜点検及び評価における４段階評価の意味＞

区分	内容
◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

※出所：「令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」

上表に記載した＜課題＞のうち、「③　成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性」に記載した課題は、特に重要であると考えられる。

このため、教育施策実施計画において成果となる「指標」及び設定されている目標値の設定基準・根拠の明確性について、他県の状況と比較するため、埼玉県の事例を下記のとおり参考に示す。なお、「指標」の例は、県民からの注目度が高いと考えられるいじめや不登校等への対応に関するものを抽出している。

埼玉県におけるいじめや不登校等への対応に関する指標及び目標値については、指標の定義・選定理由及び目標値の根拠が明確に記載されており分かりやすい。また、いじめの解消率については、認知したいじめを全て解消するという高い目標を設定しているため、目標値は100％とされている。100％という目標達成は厳しいかもしれないが、その設定根拠が明確であることから、目標達成へ向けた県の意識の高さがうかがい知れる。

＜（参考）埼玉県におけるいじめや不登校等への対応に関する指標及び目標値＞

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
いじめの解消率	県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合。 国の第３期教育振興基本計画の測定指標であり、いじめが児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応により、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定した。	一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるために、認知したいじめを全て解消することを目指し、目標値を設定した。	81.9％ （平成29年度）	100％ （平成35年度）
不登校（年間30日以上）児童生徒の数及び割合	１年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の数及び割合（病気や経済的な理由による者を除く。）。 不登校児童生徒への支援の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。	埼玉県５か年計画における平成33年度の目標値（小学校733人以下0.19％以下、中学校3,746人以下2.01％以下）を踏まえ、この割合を維持することを目指し、目標値を設定した。	小学校 1,368人 0.37％ 中学校 5,138人 2.84％ （平成29年度）	小学校 703人以下 0.19％以下 中学校 3,564人以下 2.01％以下 （平成35年度）
公立高等学校における中途退学者数及び割合	公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の数及び割合。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す指標であることから、この指標を選定した。	現状値を基準とし、埼玉県５か年計画の年度ごとの削減目標幅と同等ペースで減少させることを目指し、目標値を設定した。	全日制 1,055人 0.91％ 定時制 387人 8.00％ （平成29年度）	全日制 962人以下 0.84％以下 定時制 341人以下 7.40％以下 （平成35年度）

※出所：「埼玉県教育振興基本計画」

次に、福岡県におけるいじめや不登校等への対応に関する指標及び目標値は下記のとおりである。指標の選定理由及び目標値の根拠は記載されておらず、指標として相応しいのか、目標値として妥当なのか明確でない。

よって、県は、成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性の観点から、また、より分かりやすく県民に対して説明する観点からも、「指標」の設定基準・根拠を記載することが必要と考えられる。

＜福岡県におけるいじめや不登校等への対応に関する指標及び目標値＞

指標	指標の概要	現状値	目標値
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小 03.9人（全国04.7人） 中 30.6人（全国31.4人） 高 14.0人（全国16.4人） （H28（2016）年度）	全国平均以下 （毎年度）
不登校対策	不登校から継続して投稿できるようになった児童生徒の割合	小 30.8％（全国29.5％） 中 29.9％（全国27.9％） 高 35.3％（全国34.2％） （H28（2016）年度）	小・中学校 全国平均以上 （毎年度） 高等学校 50％ （毎年度）
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 91.3％（全国91.2％） 中 87.9％（全国27.9％） 高 80.0％（全国34.2％） （H28（2016）年度）	全国平均以上 （毎年度）

※出所：「福岡県教育施策実施計画」

以上を踏まえ、県は、教育施策実施計画、並びにこれに伴う点検及び評価について、県民にとって有用性が高く、かつ分かりやすい内容へ修正し、その説明責任を強化する必要がある。

具体的には、県は、各項目について次の対応を検討すべきである。

対応（1）　各施策に記載されている「主な取組・事業」と実際に「各課で実施されている事業及び予算」との関連性、整合性

教育施策実施計画に記載されている「主な取組・事業」と実際に「各課で実施されている事業及び予算」との関連性、整合性について、県は、県民への説明責任、透明性の確保の観点から、教育施策実施計画に一覧表形式等により掲載することが望ましい。

対応（2）　教育施策実施計画における「重点事業」の設定基準・根拠の明確性

毎年度策定される教育施策実施計画において、当該年度に重点的に取り組むことを表明した「重点事業」については、県は、県民への説明責任、透明性の確保の観点から、「重点事業」とした設定基準及び根拠を明確にする必要がある。

このため、県は、教育施策実施計画に「重点事業」の考え方や説明等を記載することが必要である。

対応（3）　成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性

教育施策実施計画における各施策の成果を把握する上で、「指標」及び設定されている目標値の数値は重要である。このため、県は、県民への説明責任、透明性の確保の観点から、「指標」の設定基準及び設定の根拠を明確にする必要がある。また、「指標」に設定されている目標値の数値についても、設定根拠を明確にする必要がある。

さらに、学校施設等ハード面に関する取組・事業についても成果の把握は重要であると考えられるため、可能な限り「指標」を設定することが望ましい。

なお、これらの設定基準、設定根拠等は、教育施策実施計画にわかりやすく記載することが必要である。

対応(4)　点検及び評価における評価基準の客観性

教育施策実施計画における各施策の点検及び評価に当たっては、上記「対応(3)　成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性」に記載した設定基準及び設定の根拠を前提に行われることとなる。このため、県は、県民への説明責任の観点から、「対応(3)　成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性」の内容に十分留意し、具体的かつ客観的な評価を行うべきである。

また、点検及び評価における４段階評価の意味のうち、「▲目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。」については、どのような場合に該当するか可能な限り具体的な基準を設けるべきである。

②　（意見）県が関与する団体等との取引、行為等に係る内部統制の構築について

所管部署名	体育スポーツ健康課、高校教育課、義務教育課、教職員課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

本監査において、県と県の財政的援助団体等及び県が関与している各種実行委員会等の任意団体（以下「県が関与する団体等」という。）との各種の取引、行為等において、次のとおり複数の監査の結果及び意見を記載している。

＜県と県が関与する団体等との各種の取引、行為等に対する結果及び意見の概要＞

①	結果及び意見の項目名	（意見）県業務と任意団体業務の明確な区分、及び適切な文書事務の徹底について	ページ	98
	所管部署名	体育スポーツ健康課		
	概要	実行委員会で起案された文書が県の文書に混在して綴じられていた。 県は、実行委員会の業務と県の業務の混同を避けるとともに、実行委員会と県の文書ファイルを明確に区分し、適切な文書事務の徹底化を図ることが望ましい。		
②	結果及び意見の項目名	（結果）補助金額算定方法の明確化及び補助金額確定の適切性確保について	ページ	115
	所管部署名	高校教育課		
	概要	県費補助金の算定に当たり、申請時と事業実績報告時で、その他の収入の取扱いが異なるため、申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方法が相違している。申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方法を同様に取り扱う場合、県費補助金の算定額が相違することになる。また、補助対象経費として「備品購入費支出」が実績額に含められているが、要綱上、補助対象経費として「備品購入費」は掲げられておらず、補助対象経費の範囲が明確でない。 要綱上、その他の収入を控除する方法は規定されていないが、県費補助金の算定の明確化のため、要綱においてその取扱いを明確に規定する必要がある。また、補助金申請時及び事業実績報告時において、補助金算定の対象となる補助対象経費の範囲に係る審査を徹底する必要がある。		
③	結果及び意見の項目名	（結果）教職員カウンセリングサービスに係る委託業者への予算資料の事前提供について	ページ	131
	所管部署名	教職員課		
	概要	県は、単独見積りによる随意契約の相手先である受託者に対して、県の		

		予算上の積算資料（日数、単価、時間等）を、次年度の見積書策定の参考資料として提供していた。 事前に県の予算上の積算資料（日数、単価、時間等）を提供することは、著しく公正性に欠けると言わざるを得ない。また、事前に一者のみに提供することは、他の民間事業者の参入の余地が更に閉ざされることにもつながりかねない。 県は、次年度の見積書策定の参考資料として事前に県の予算上の積算資料（日数、単価、時間等）を提供することを控えるとともに、毎年度他の民間事業者が参入可能かどうか検討する必要がある。		
④	結果及び意見の項目名	（意見）任意団体との特命随意契約に係る支出内容の確認について	ページ	135
	所管部署名	義務教育課		
	概要	県は、各実行委員会から事業終了時に収支決算書を入手しているが、その経費支出の内容について具体的な裏付けまでは確認していなかった。 委託契約により実施されているが、事業の特殊性、委託先が実行委員会であること等を踏まえ、県は、各実行委員会から提出を受けた収支決算書に係る経費支出の内容について、具体的な裏付けまで確認することが望ましい。		
⑤	結果及び意見の項目名	（結果）補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について	ページ	160
	所管部署名	体育スポーツ健康課		
	概要	実行委員会が事業の終了後に県へ提出した実績報告書には、補助対象経費の具体的な内訳は記載されていない。県が支出した補助金が、適切な補助対象経費に充てられているか実績報告書からは判別できない。 書類を査閲する限り、補助対象経費について適切に内容が確認されているとの心証は得られず、また、同課内に実行委員会が設置されていることをもって、実績報告書を簡略的に作成して良い根拠にはならないと考えられる。 県は、実行委員会に対して交付要綱に沿った使途が確認できるように、実績報告書について具体的な支出内容を明確に記載するよう作成を指導する必要がある。		
⑥	結果及び意見の項目名	（結果）委託契約に係る事業内容の適切な検査について	ページ	162
	所管部署名	体育スポーツ健康課		
	概要	県体育協会が事業の終了後に県へ提出した実績報告書によれば、県内の各競技団体へ補助金が支出されたことは確認できる。 しかし、補助金の使途が仕様書に沿った内容に実際に支出されたのか確認できなかった。また、県によれば、県体育協会が仕様書に沿った内容について補助金支出を行っているか検査を行っていないとのことである。 本事業は委託事業であるが、受託者である県体育協会が実施する補助金支出の内容が極めて重要である。このため、仕様書に定められた事項が漏れなく正確に実施されたか検査する必要がある。 県は仕様書の内容に基づき、県体育協会に対して実績報告書に具体的な事業の実施結果等の記載を求めるとともに、事業の実施結果を詳細に検査する必要がある。		

【意見】

上記のとおり、複数の監査の結果及び意見が記載されたことは、県は、県が関与する団体等との取引、行為等において生じる財務事務に関するリスクに対して認識が弱く、適切な内部統制が構築されていないためと考えられる。

地方公共団体における内部統制の意義等は次のとおりである。

＜地方公共団体における内部統制の意義等＞

地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。 地方公共団体においては、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられるが、内部統制の基本的な枠組みに基づき、既存の取組を整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能となる。

※出所：「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」

上記の内部統制の意義等を踏まえ、県は、県が関与する団体等との取引、行為等について、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じるという内部統制を構築することが望ましい。

具体的には、県が関与する団体等との取引、行為等については、まず、県が関与する団体等に係る特有の状況や実態を踏まえ、生じる可能性のある財務事務に関するリスクを識別し、当該リスクの発生可能性を評価することが重要である。その上で、現在の業務手続きではリスクを看過してしまう可能性がある場合は、統制強化のために追加的な対応策を講じる必要がある。

以下では、内部統制の構築に当たって活用可能な手順を参考として示す。これらを参照し、財務事務に関するリスクの識別及び評価を行い、対応策の実施を検討することが望まれる。

(1)　リスクの識別及び評価

財務事務に関するリスクを識別するためには、県が関与する団体等に係る特有の状況や実態、すなわち県が関与する団体等だからこそ生じうる委託契約、補助金支出等に関するリスクを可能な限り具体的に想定し、適切に識別する。次に、識別したリスクについて、リスクが発生した場合の影響度、リスクの発生可能性等を検討する。

本監査で検出された結果及び意見を考慮し、監査人が考える県が関与する団体等と県との取引、行為等で生じうる主なリスクの内容（リスクの識別）と影響度及び発生可能性は次のとおりである。

＜主なリスクの内容（リスクの識別）と影響度及び発生可能性＞

№	主なリスクの内容（リスクの識別）	影響度及び発生可能性
1	県が関与する団体等が課内に設置され、事実上県職員が事務処理を行うケースがある。 このため、県の業務と任意団体の業務を混同し、不適切な事務処理をするリスクがある。	県が関与する団体等の事務処理に関する意識が低く、会計事務を頻繁に行うケースもあることから、影響度及び発生可能性は共に高いと考える。
2	補助金の補助対象事業者が、県が関与する団体等である場合、同団体に県職員が派遣されている等により県職員にとっては身内と感じるケースがある。 このため、補助金の交付要綱の条件が曖昧になる、補助金算定が甘くなる、業務完了報告書等の確認が甘くなる等のリスクがある。	県が関与する団体等への補助金支出は経常的に実施されており、かつ金額も多額であるケースも多く、影響度及び発生可能性は共に高いと考える。
3	委託契約の相手先が、県が関与する団体等である場合、同団体に県職員が派遣されている等により県職員にとっては身内と感じるケースがある。 このため、契約に関する何らかの情報を伝達してしまう、業務完了報告書等の確認が甘くなる等のリスクがある。	県が関与する団体等との委託契約は経常的に実施されており、かつ金額も多額であるケースも多く、影響度及び発生可能性は共に高いと考える。

(2)　リスクに対する対応策の実施

上記「(1)　リスクの識別及び評価」で検討した主なリスクの内容（リスクの識別）と影響度及び発生可能性を踏まえ、リスクに対して監査人が必要と考える対応策の例は次のとおりである。なお、次表に記載のナンバーは、上記「(1)　リスクの識別及び評価」に記載した表のナンバーと対応している。

次表のリスクに対する対応策と現状の業務手続きを比較し、現状の業務手続きではリスクを看過してしまう可能性がある場合は、統制強化のために追加的な対応策を講じることが望ましい。

＜リスクに対する対応策＞

№	生じる主なリスク（リスクの識別）	左記リスクに対する対応策の例
1	県が関与する団体等が課内に設置され、事実上県職員が事務処理を行うケースがある。 このため、県の業務と任意団体の業務を混同し、不適切な事務処理をするリスクがある。	・上席者は、各職員に対して県の業務と任意団体の業務の混同を避けるよう指導を徹底する。 ・県が関与する団体等の担当者と課内業務の担当者を明確に区分する。 ・庶務担当係長等、県が関与する団体等を所管する担当者以外の者が、業務の混同が生じていないか定期的に確認する。
2	補助金の補助対象事業者が、県が関与する団体等である場合、同団体に県職員が派遣されている等により県職員にとっては身内と感じるケースがある。 このため、補助金交付要綱の交付条件等が曖昧になる、補助金算定が甘くなる、業務完了報告書等の確認が甘くなる等のリスクがある。	・上席者は、各職員に対して県が関与する団体等に対する補助金支出事務を適切に実施するよう指導を徹底する。 ・補助金交付要綱の交付条件等が具体的かつ詳細に規定されているか、独立的見地から確認を行う。 ・補助金算定、業務完了報告書等の確認等について、適切に実施されているか、独立的見地から確認を行う。
3	委託契約の相手先が、県が関与する団体等である場合、同団体に県職員が派遣されている等により県職員にとっては身内と感じるケースがある。 このため、契約に関する何らかの情報を伝達してしまう、業務完了報告書等の確認が甘くなる等のリスクがある。	・上席者は、各職員に対して県が関与する団体等との委託契約を適切に実施するよう指導を徹底する。 ・契約締結に係る手続き、契約の具体的内容、業務完了報告書の内容等について、適切に実施されているか、独立的見地から確認を行う。

平成29年の地方自治法の改正により、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するとともに、当該方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出することが義務付けられた。なお、当該地方自治法改正は令和２年４月１日に施行されることから、県は、同日から具体的な内部統制制度を運用していくことが必要となる。

このため、県は、教育委員会における県が関与する団体等との取引、行為等については、上述した「(1)　リスクの識別及び評価」、「(2)　リスクに対する対応策の実施」の内容を考慮し、内部統制制度の運用を検討することが望ましい。

＜地方公共団体における内部統制制度＞

地方公共団体における内部統制制度　R2.4.1施行

○都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）

○方針を作成した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

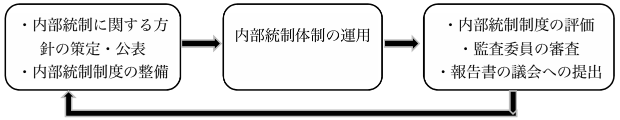

地方公共団体に求められる内部統制体制の骨格

① 長が内部統制に関する方針を策定

・長は通常想定されるような不適正な事案を防止するため、職員に対して指揮・監督する責任を負っている。
・全職員に対する指揮・監督を明確にするため「内部統制に関する方針」を策定・
・「内部統制に関する方針」には、
　○個々の部署の取組みに関する基本方策（PDCA）と、
　○全庁的な取組みを推進するための体制　　を記載する。

② 個々の部署の取組みに関する基本方策（PDCA）

・個々の部署が、継続的に実施すべき事項を定める。
　具体的には、①各部局でのリスクの洗い出し　⇒②マニュアル等の対応策の整備　⇒③日常の業務に通じたチェック　⇒①' リスクの再評価
・業務の見える化、標準化に基づく自主点検など自律的な取組みを推進。
・大小ある個々の部署に合わせて実態にあった柔軟な取組みを採用。

③ 全庁的な取組を推進するための体制

・内部統制担当部署の設置、内部統制担当を指名（副知事・副市町村長等）。
・全部署で上記PDCAの取組みを徹底するための支援や監督を行う。
　（例：リスクを評価するための手順書の策定、リスク評価の実施確認）
・全部署に共通するリスク情報を共有する。

※出所：総務省「地方公共団体における内部統制制度」を基に監査人作成

③　（意見）教職員の長時間勤務改善に向けた取組の状況について

所管部署名	教職員課、義務教育課、高校教育課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

県は、福岡県教育施策実施計画において、教職員の長時間勤務の改善のため、主な取組・事業として「教員の働き方改革の推進＜重点事業10＞」を掲げ、平成30年３月に策定した「教職員の働き方改革取組指針」（平成31年４月改定。以下「取組指針」という。）に基づき、教職員の働き方改革を推進するとしている。

取組指針の位置付けは、次のとおりである。

＜位置付け＞

本指針は、福岡県教育委員会及び県立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体の取組等を示すとともに、市町村教育委員会及び市町村立学校においても、「教職員の働き方改革」に向けて取り組んでいただきたい内容を示したものです。

福岡県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、本指針を踏まえ、県と同様に働き方改革に取り組むよう働きかけるものとします 。

※出所：「取組指針」

取組指針の趣旨及び目的は、次のとおりである。

＜趣旨及び目的＞

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする 。

①　教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること

②　「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

※出所：「取組指針」

県は取組指針において、教職員の働き方改革の実現のため、平成30年度から平成32年度（令和２年度）までの３年間で集中的に長時間勤務の改善に取り組み、次の目標を達成することとしている。

＜目標＞

目標　平成30年度から平成32年度までの３年間で、超過勤務時間を20%削減する。

○平成30年度　超過勤務時間の正確な把握
○平成31年度　前年（30年度）同月比10%減
○平成32年度　前年（31年度）同月比10%減

※「超過勤務時間」とは、正規の勤務時間（休憩時間を含む）外の業務従事時間をいう。

○　平成30年度（平成31年１月に全県立学校に導入したＩＣカードによる勤務時間管理システムにより、各個人で自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めてください。

管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めてください。

○　また、１月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者がでないよう、長時間勤務の改善に努めます。

○　超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、今後の国における勤務時間制度に関する動向を注視しながら、文部科学省において平成 31 年１月に策定された 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に適切に対応できるよう取組を進めます。

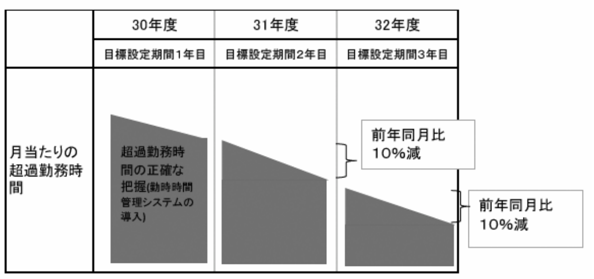

※出所：「取組指針」

取組指針に掲げた目標に対する検証は、次の方法により行う。

＜目標に対する検証＞

各学校で、勤務時間管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。
県教育委員会は各県立学校から毎月次の項目の報告を求め、進捗を管理します。
①　各学校の一月当たりの教職員の平均超過勤務時間
②　一月当たりの超過勤務時間が８０時間を超える者　等
県教育委員会は必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を実施します。

※出所：「取組指針」

取組指針に掲げる具体的な取組と、平成 30 年度における取組の実施状況（実績）は、次のとおりである。

＜具体的な取組と平成 30 年度実績＞

＜４つの観点＞
（１）教職員の意識改革
（２）業務改善の推進
（３）部活動の負担軽減
（４）教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

（１）教職員の意識改革

取組指針に掲げる具体的な取組	平成 30 年度取組実施状況（実績）
①　勤務時間の適正な把握 ■取組内容 ・・・業務従事時間を全県立学校で記録します。（実施主体：教育委員会・学校） ○平成 30 年度から、県立学校の全ての常勤の教職員（実習助手、寄宿舎指導員、講師、助教諭等を含み、事務職員、技術職員及び労務職員は除く。）の業務従事時間を記録します。 ■実施方法 ○県立学校に IC カードによる勤務時間管理システムを導入します。（平成 30 年度（平成 31 年１月）から導入） ○また、年休・特休等の休暇申請・決裁システムを導入し、出勤簿を電子化します。 導入後は年休、特休等の休暇申請、出勤簿の整理などの負担軽減が可能となります。（導入は平成 31 年度以降を予定） ○県教育委員会では、各学校の勤務状況を把握できることで、業務改善の諸施策、教職員の健康管理などをより具体的に実行することができます。	①　勤務時間の適正な把握 ・平成 31 年１月から、全県立学校 119 校に IC カードによる勤務時間管理システムを導入しました。
②　定時退校日の拡大 ■取組内容 ・・・定時退校日を拡大します。（実施主体：学校） ○現行月２回の定時退校日を毎週１日とします。 ■実施方法 ○県立学校においては、原則として、毎週水曜日を定時退校日とします。ただし、学校の実情により、これにより難い場合は他の曜日に変更することも可能とします。	②　定時退校日の拡大 ・県立学校で定時退校日を月２回から毎週１回としました。 ・半数以上の教職員が実施できた学校数の割合は、約 69％でした。
③　学校閉庁時刻の設定 ■取組内容 ・・・学校閉庁時刻を設定します。（実施主体：学校） ○やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないよう、学校を閉庁する時刻を設定します。 ■実施方法 ○県立学校においては、各学校の実情に応じて、学校閉庁時刻を設定します。 （設定の目安） 全日制：20 時	③　学校閉庁時刻の設定 ・県立学校で学校閉庁時刻を設定しました。（全日制：目安 20 時） ・半数以上の教職員が実施できた学校数の割合は、約 81％でした。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
④ 学校閉庁日の設定 ■取組内容 ・・・学校閉庁日を設定します。（実施主体：学校） ○長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。 ■実施方法 ○県立学校においては、各学校の実情に応じて、年間最低3日（平日）を目安に学校閉庁日を設定します。 （設定例） ・夏季休業期間中　8月13日から8月16日の平日 ・冬季休業期間中　12月27日、28日の平日 ※ 設定例であり、学校の実情に応じて設定する。 （学校閉庁日とは） ・学校施設の開放を行いません。 ・原則として、生徒を登校させず、部活動も実施しません。 （服務について） ・学校閉庁日は年末年始等と異なり「休日」ではないことから、職員は年休・夏季休暇・振替等を学校閉庁日に合わせて取得します。 ・年休等の取得は強制ではないため、出勤することを妨げるものではありません。あくまでも年休等の取得を促進するための施策です。 （事前周知の徹底） ・各学校が、生徒、保護者、地域、学校利用者、関係業者等に周知します。 ・学校のホームページにも掲載します。	④ 学校閉庁日の設定 ・県立学校で学校閉庁日を設定しました。 【設定例：8月13日から16日まで、12月27日から28日まで】 ・半数以上の教職員が実施できた学校数の割合は、100%でした。
⑤ 管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し） ■取組内容 ・・・管理職に対して長時間勤務の改善についての研修を実施し、また、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。（実施主体：教育委員会） ○管理職研修において、長時間勤務の改善の取組についての研修を実施します。 ○長時間勤務の実態を正確に把握し適切な指導を行ったり、業務の見直しを図り効率化に努めたりするなど、校長による長時間勤務改	⑤ 管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し） ・県立学校長会及び県立学校長研修会において、長時間勤務の改善についての説明を行いました。 ・全県立学校を訪問し、各校の実態を把握しながら、長時間勤務の取組について聞き取りを実施しました。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
善の取組を校長の業績評価において適正に評価します。 ■実施方法 ○長時間勤務改善の取組の促進及び人事評価への反映について、校長会等を通じて説明します。 ○県立学校校長面談等において、長時間勤務改善の取組について聞き取りを行います。 ○県教育委員会が県立学校を訪問し、教職員の業務分担や勤務実態を把握するなど、各校の実態把握に努めます。	
⑥ 保護者・地域住民の理解・啓発 ■取組内容 ・・・教職員の働き方改革の取組、定時退校日などについて保護者・地域住民に理解してもらう取組を実施します。（実施主体：教育委員会・学校） ○学校のホームページに定時退校日・部活動休養日等について掲載します。 ○保護者向けチラシ（リーフレット）を作成し配布します。 ■実施方法 ○県教育委員会及び県立学校のホームページや保護者向けチラシ（リーフレット）を活用し、以下の点について周知し、理解を求めます。 （内容） ・教職員の働き方改革の取組について ・定時退校日・部活動休養日等について ・勤務時間外には緊急の電話以外は控えていただくようお願い ・特に定時退校日には電話がつながらない場合があること	⑥保護者・地域住民の理解・啓発 ・県立学校における 定時退校日、学校閉庁時刻及び学校閉庁日等の取組についての理解・協力をお願いするためのリーフレットを保護者や地域に配布するとともに、学校 ホームページや学校だより等で周知しました。 ・福岡県PTA連合会定期総会において「福岡県教職員の働き方改革サポート宣言」が採択され、保護者としての積極的なサポート等を宣言していただきました。

（2）業務改善の推進

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
① 業務改善の推進 ■取組内容 ・・・個々人・学校等の単位で、それぞれ業務改善を進めます。（実施主体：教育委員会・学校） ○個々人・学校等の単位で業務改善の意識を徹底し、業務改善を進めます。 ■ 実施方法 ○「公立学校における教職員の超過勤務縮減に	① 業務改善の推進 ・県立学校70校で、業務改善を推進する組織が設置されました。 ・県立学校98校で、業務改善を推進するための取組事項が設定されました。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
向けた業務改善ハンドブック（平成28年３月）」（以下「ハンドブック」という。）を改訂します。 ○県立学校においては、個々人、学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善をハンドブックなどを参考に実施します。 ○県立学校においては、各学校に、業務改善を継続的に推進する組織（仮称：業務改善委員会）と仕組みを設け業務改善を推進します。	
② 授業準備等の支援 ■取組内容 ・・・学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、共用等を推進します。（実施主体：教育委員会・学校） ○県教育委員会は、教職員の授業準備や教材研究に係る時間を軽減するために、教材や指導案等の情報提供を充実します。 ○学校における教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を図ります。 ■実施方法 （県立学校 取組例） ○教材の共同開発・共用等を校内で推進し、授業準備の効率化を図ります。また、必要なネットワーク環境を整えるとともに、研修会を実施し、取組の理解促進を図ります。 ・授業で使用するプリント等の作成、授業改善・評価方法改善の資料の共用 ・県教育センターのポータルページ等を活用して、各種教材を蓄積の上、共用 （市町村立学校に対する支援例） ○県教育委員会ホームページに各種資料のページを開設し、児童生徒の指導に係る資料や最新の調査研究等の教育情報を掲載することで、教員の教材研究等の指導に係る負担を軽減します。 特に、学力向上に係る指導資料については、継続的に資料の配布を行い、情報提供に努めます。 ○以下の指導資料をホームページに掲載し、指導の負担軽減に取り組みます。 ・県立高校入試問題を活用した授業、県立高校入試問題を活用した授業改善・学習資料（未来への架け橋） ・基礎基本を含む活用力を育成する教材集（第４学年追補版）	② 授業準備等の支援 ・県立学校の校務用パソコン及びネットワークの活用について、各校のネットワーク管理者を対象に研修会を実施しました。 ・小・中学校の教員向けに、授業準備や教材研究の時間が削減できるよう、授業改善のための指導資料（「未来への架け橋」「思考力・表現力等を問う定期考査問題」等）や基礎基本を含む活用力を育成する教材集などを作成し、ホームページに掲載しました。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
・全国学力・学習状況調査問題の分析結果に基づいた指導資料	
③ 学校のICT化 ■取組内容 ・・・ICT環境の充実により業務の効率化を進めます。（実施主体：教育委員会・学校） ○校務用パソコンのネットワークを活用した業務の改善と効率化を推進します。 ■実施方法 ○県立学校において次の取組を実施します。 ・校務用パソコンに「掲示板機能」「スケジュール管理機能」「施設予約機能」「メール連絡網」を導入し、利用促進を図ります。 ・教頭へ行政コミュニケーションシステム用パソコンを配布し、業務の効率化を図ります。 ・校務の情報化の定着を図るため、教職員を支援する研修の実施とヘルプデスクの設置を行います。 ・校務用パソコンのネットワークを活用し負担軽減を図ります。 （活用例） ・日常の朝礼等の打合せ ・連絡事項の伝達 ・学年での情報共有 ・保護者への一斉連絡 等 ○県立学校において、指導要録等の作成にパソコンを活用し負担軽減を図ります。 ・各学校において情報管理を徹底した上で、指導要録はパソコンを利用して作成することを可とし、調査書等とリンクさせるなど業務を効率化します。 ・「学校日誌」「教務日誌」「生徒指導日誌」等の作成にパソコンを活用して業務を効率化します。 ○将来的に、生徒の基本情報、成績処理、保健管理、入試処理等を一元的に管理する「統合型」校務支援システムの導入による業務の効率化を検討します。併せて、市町村で統一したシステムの導入に向けた研究を行います。	③ 学校のICT化 ・校務用パソコンに学校用グループウェア（掲示板機能、スケジュール機能）やメール配信機能等を有する校務支援システムを導入しました。 また、システムの操作方法等について電話で問合せができるヘルプデスクを設置しました。 ・県立学校の教頭へ行政コミュニケーションシステム用パソコンを配布しました。 ・校務の情報化推進のため研修会を、県立学校ICT副校長・教頭研修会等において実施しました。 ・県立学校の指導要録等の作成について、学校の裁量によりパソコンによる作成も可としました。
④ 調査の削減 ■取組内容 ・・・学校・市町村教育委員会に対する調査を見直します。（実施主体：教育委員会）	④ 調査の削減 ・学校・市町村教育委員会に対する諸調査の見直しを実施し、調査件数を年間146件から133件に削減しました。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
○これまでの見直しに加えて、さらに学校、市町村教育委員会等に対する調査を継続的に見直します。 ■実施方法 ○調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、調査の見直しを継続的に実施します。 ○可能な限り様式を電子化し、電子メールでの提出とします。 ○調査に対する回答などについては、当該様式に文書番号、担当職員名等を記入する欄を設け、鑑文が不要になるようにします。	
⑤ 事業の削減 ■取組内容 ・・・教育委員会が実施する事業を見直します。（実施主体：教育委員会） ○教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。 ■実施方法 ○事業の必要性、内容の重複、頻度、事業の効率性、実施時期、研究紀要や報告書等の簡素化・合理化の観点から事業の見直しを継続的に実施します。 ○調査研究について、指定の趣旨や内容の明確化を図るとともに運用面での負担軽減等を進めます。 （調査研究 見直し例） ○指定の趣旨、調査研究内容の明確化 指定に当たっては、本県の教育課題との関連を明確にし、取り組む調査研究の内容を具体化した上で、教育事務所間の指定校のバランスを踏まえ、応募により意欲のある学校に指定を行います。 ○運用面での負担軽減 指定初年度には、指定校への十分な事業説明（研究内容、予算等）を行い、研究推進における見通しを持たせる説明会を実施します。 また、同じ調査研究内容での指定校・地域を複数指定し、研究内容や進捗状況の交流を行う連絡協議会を設定することで、見通しを持った無理のない研究計画の立案ができるように支援します。 さらに、指定校・地域には、学識経験者、所管の教育事務所・教育センターの指導主事	⑤ 事業の削減 ・研究指定校の負担が過大にならないように、研究指定校間で研究推進上の課題を共有する協議会を実施するなど、運用面での負担軽減を図りました。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
が、連絡協議会での指導助言や日常的・継続的な関わりができるような仕組みを整え、支援を行います。 ○取組事例 県重点課題指定研究・委嘱校等に対し、平成28年度から、２年次・３年次の春に連絡協議会を実施するとともに、所管する教育事務所の担当指導主事との連絡会を実施するなど、支援体制の強化に向けた取組を進めています。	
⑥ 文書事務の見直し ■取組内容 ・・・文書事務を見直します。（実施主体：教育委員会・学校） ○文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。 ■実施方法 ○県教育委員会から県立学校・市町村教育委員会への文書送付については、公印省略でないもの等を除き、可能な限り電子メールでの送付とします。（原則として電子メールで送付した文書については、再度使送便で送らない。） ○文書の重要性に応じて副校長、教頭、事務長の専決等ができること等について改めて周知し、不要な回覧、決裁を減らし、事務処理の迅速化を図ります。 ○公印省略が可能な文書について改めて周知し、公印省略及び電子メール等による施行の推進を図ります。	⑥ 文書事務の見直し ・文書事務の簡素化のため、県立学校に対し、電子メールでの送付の推進、専決等ができる範囲、公印省略が可能な文書について改めて周知しました。
⑦ 基本研修・管理職研修の見直し ■取組内容 ・・・教職員研修の体系化を進め、見直します。（実施主体：教育委員会） ○研修の体系化を進め、教職員の負担軽減という観点も含め、基本研修・管理職研修の見直しを実施します。 ■実施方法 ○効率的・効果的な研修体系を構築し、平成31年度から新研修計画に基づき研修を実施します。 ○基本研修について、該当するステージにおいて求められる資質・能力の重点化を行うとともに、それに基づき各研修機関で実施している現行の研修内容を整理することで、校外研修の実施日数等の縮減を目指します。	⑦ 基本研修・管理職研修の見直し ・基本研修については、現行の研修内容を整理することで、「若年教員研修１年目（初任者研修）」及び「中堅教諭等資質向上研修」の校外研修の実施日数等を縮減しました。また、「中堅教諭等資質向上研修」では免許状更新講習の受講年度が重複する者等について負担軽減措置を講じました。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
○「中堅教諭等資質向上研修」について、教員免許状更新講習の必要単位の一部認定がなされるよう仕組みを検討します。	
⑧ 学校徴収金収納業務等の省力化の推進 ■取組内容 ・・・学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。（実施主体：教育委員会・学校） ○学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。 ■実施方法 ○県立特別支援学校等における銀行のインターネットバンキングや電子媒体を活用した学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。 ○市町村からの相談への対応や国・県の取組等に関する情報提供を行います。	⑧ 学校徴収金収納業務等の省力化の推進 ・県立特別支援学校等の８校で金融機関のインターネットバンキングを活用した口座振替を開始しました。さらに、平成31年度（令和元年度）４月から５校が開始しています。
⑨ 学校給食費の公会計化の推進 ■取組内容 ・・・学校給食費の公会計化を推進します。（実施主体：教育委員会） ○現在、12市町村で学校給食費を公会計化していますが、他の市町村に拡大するよう努めます。 ■実施方法 ○既に公会計化している市町村の事例を収集し、情報提供します。 ・学校から市町村に移管した事務の内容 ・外部委託、管理システムの導入状況 ・学校給食費の徴収方法（口座振替、児童手当から徴収等）　等 ○国が実施する「自治体による徴収・管理の課題の解決方法等調査研究モデル事業」の成果等を踏まえ作成される、「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」を広く周知し、公会計化を推進します。	⑨ 学校給食費の公会計化の推進 ・市町村教育委員会に対し、公会計化についてのアンケートを実施しました。（国の調査によるもので、結果はまだ公表されておらず、ガイドラインも現時点では策定されていません。）
⑩ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減 ■取組内容 ・・・勤務時間外の電話対応や当番制業務の改善に向けて研究します。（実施主体：教育委員会・学校） ○勤務時間外の電話対応、当番制業務等の在り方について、教職員の負担軽減の観点から研究します。	⑩ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減 ・県立学校45校で、学校閉庁時刻以降は留守番電話を設定するなどの負担軽減が図られました。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
■実施方法 ○勤務時間外の電話対応について研究し、好事例を紹介します。 ○学校の開錠、施錠の在り方について研究し、好事例を紹介します。 ○県立学校における週休日等の検定試験や模擬試験の監督等について、民間委託等による方法を研究します。	

（３）部活動の負担軽減

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
① 部活動休養日の拡大 ■取組内容 ・・・部活動休養日を拡大します。（実施主体：教育委員会・学校） ○部活動休養日を拡大します。 （中学校） ・学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。） ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。 ・定時退校日及び学校閉庁日は、原則として部活動は実施しない。 （高校） ・原則として、中学校に準じる。その際、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。 ■実施方法 ○各学校の実情に応じて、全県立学校で部活動休養日を設定します。 ○部活動休養日に活動する場合は、必ず他の曜日に部活動休養日を設定します。 ○部活動休養日を学校のホームページに掲載する等、生徒、保護者、部活動指導員（外部指導者含む。）、地域、学校利用者等に周知します。 ○教職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。 ■取組の見直し ○教員の負担軽減、生徒の健全な成長を促す観点から、国のガイドラインを踏まえ、福岡県運動部活動運営の指針を改訂し、運動部活動	① 部活動休養日の拡大 ・「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」を策定し、部活動休養日を週１回から週２回としました。 ・県立学校18校で週２日以上、68校で週１日以上の部活動休養日が設定されました。

<table>
<tr><th>取組指針に掲げる具体的な取組</th><th>平成30年度取組実施状況（実績）</th></tr>
<tr><td>の適正な運営を図ります。</td><td></td></tr>
<tr><td>② 部活動指導員の配置
■取組内容
・・・部活動指導員を配置します。（実施主体：教育委員会・学校）
○平成30年度から単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。
■実施方法
○中・高等学校（中等教育学校含む。）は、原則、学校休業日（週休日、休日、長期休業中）の活動に、特別支援学校は平日の活動に配置します。
○県教育委員会は部活動指導員に対して研修会を開催します。
○より専門的な技術指導を行う体制の整備を図ります。</td><td>② 部活動指導員の配置
・平成30年度の実績・・・ 135名
（県立学校・市町村立学校の合計）
（県立学校）
<table>
<tr><th>内訳</th><th>派遣学校数</th><th>派遣人数</th></tr>
<tr><td>高等学校（中等教育学校後期含む。）</td><td>79校</td><td>105名</td></tr>
<tr><td>中学校（中等教育学校前期含む。）</td><td>4校</td><td>4名</td></tr>
<tr><td>特別支援学校</td><td>4校</td><td>3名（うち1名は2校兼務）</td></tr>
<tr><td>計</td><td>87校</td><td>112名</td></tr>
</table>
（市町村立学校）
<table>
<tr><th>内訳</th><th>市町村数</th><th>派遣学校数</th><th>派遣人数</th></tr>
<tr><td>福岡教育事務所</td><td>1</td><td>5校</td><td>5名</td></tr>
<tr><td>北九州教育事務所</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>北筑後教育事務所</td><td>3</td><td>8校</td><td>14名</td></tr>
<tr><td>南筑後教育事務所</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>筑豊教育事務所</td><td>1</td><td>1校</td><td>1名</td></tr>
<tr><td>京築教育事務所</td><td>2</td><td>3校</td><td>3名</td></tr>
<tr><td>計</td><td>7</td><td>17校</td><td>23名</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（4）教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

<table>
<tr><th>取組指針に掲げる具体的な取組</th><th>平成30年度取組実施状況（実績）</th></tr>
<tr><td>① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用
■取組内容
・・・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の活用を促進します。（実施主体：教育委員会・学校）
○いじめ・不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して学校（教職員）だけではその解決が困難になっています。
県教育委員会では、学校（教職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。</td><td>① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用
（平成30年度の実績）
<table>
<tr><td rowspan="2">スクールカウンセラー</td><td>（市町村）
・ 公立の全中学校に配置しました。
・ 全教育事務所にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置しました。
・ 34市町村で独自配置されました。</td></tr>
<tr><td>（県立学校）
・ 拠点校13校、準拠点校16校に配置し、他校からの要請にも応じています。
・ 単独配置として、高校2校、中学・中等教育学校5校、特別支援学校20校（全校）に配置しました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スクールソーシャルワーカー</td><td>（市町村）
・ 57市町村で配置されました。（福岡市、北九州市、久留米市を含む。県又は市町村独自で配置）</td></tr>
<tr><td>（県立学校）
・ 拠点校12校に配置し、他校からの要請にも応じています。</td></tr>
<tr><td>不登校生徒宅への訪問相談員</td><td>（県立学校）
・ 13校に配置しました。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>② 学校問題解決支援窓口の設置
■取組内容
・・・学校問題解決支援窓口を設置します。（実施主体：教育委員会）
○学校で生じた問題について、専門スタッフに相談できるよう体制の充実を図ります。
■実施方法
○県立学校について、学校だけでは解決が困難な保護者や地域住民との問題がある場合、学</td><td>② 学校問題解決支援窓口の設置
・弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用できる「学校問題解決支援窓口」を設置し、10件の相談がありました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>取組指針に掲げる具体的な取組</th><th>平成30年度取組実施状況（実績）</th></tr>
<tr><td>校運営に関わる法的問題が生じるおそれがある場合などに早期解決が図られるよう、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した「学校問題解決支援窓口」を設置します。</td><td></td></tr>
<tr><td>③ 事務職員の機能強化・学校運営への参画
■取組内容
・・・事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を研究・推進します。（実施主体：教育委員会）
○市町村立学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。
○県立学校事務職員について、学校運営に参画する意欲の向上を図る研修を実施します。また、県立学校事務職員の事務機能の強化及び業務改善の取組に係る情報共有化を図り、事務職員の学校運営参画を推進します。
■実施方法
（県立学校）
○教職員支援機構が開催する中央研修へ、将来のリーダーとなりうる事務職員を派遣し、学校運営への参画に関する研修を受講させます。
○事務職員の事務機能の強化及び業務改善に係る具体的・先進的な取組について、研修会等の場で情報共有化を図ることにより、事務職員の学校運営参画を促します。
（市町村立学校）
○共同学校事務室の設置を推進し、学校運営体制の強化を図ります。
○事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。</td><td>③ 事務職員の機能強化・学校運営への参画
・共同学校事務室の設置モデル地区を6市町指定して研究を行い、その取組状況を全市町村教育委員会に対し周知しました。（共同学校事務室設置推進協議委員会議を開催しました。）
・事務職員の職務を明確化し、より主体的・積極的に校務運営に参画できるよう、市町村教育委員会に対し、市町村立学校事務職員の標準的職務の例を周知しました。
・県立学校事務職員について、教職員支援機構が開催する中央研修へ4名を派遣し、学校運営への参画に関する研修を受講させました。</td></tr>
<tr><td>④ コミュニティ・スクールの推進
■取組内容
・・・コミュニティ・スクールの導入促進と運営充実を支援します。（実施主体：教育委員会・学校）
○小・中学校等において、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力</td><td>④ コミュニティ・スクールの推進
・コミュニティ・スクール未導入及び導入予定の市町村教育委員会に対し、コミュニティ・スクールの魅力や可能性、導入方法等について理解を深めるための研修会を3か所で実施しました。</td></tr>
</table>

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進と運営充実について支援します。 ■実施方法 ○コミュニティ・スクールを導入している市町村の好事例を収集し、情報提供します。 ○未導入の市町村教育委員会の職員等を対象とした研修会を実施します。	
⑤ 地域学校協働活動の推進 ■取組内容 ・・・地域学校協働活動を推進します。（実施主体：教育委員会・学校） ○小・中学校等において、地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で学び合い、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域をつくる取組となる「地域学校協働活動」が全国的に動き出しており、県教育委員会でもこの取組を推進しています。 ■実施方法 ○地域コーディネーターが中心となり、地域人材の確保や学校との連絡調整をしながら、授業の補助や環境整備などの学校支援、放課後の補充学習などの学習支援、遊びやスポーツなどの体験活動などが地域の実情に応じて実施されています。 地域全体で学校支援体制の構築と充実を図ることで、教職員の負担軽減と子どもの学びの充実につながるよう、取組を進めます。	⑤ 地域学校協働活動の推進 ・授業の補助や環境整備などの学校支援、放課後の補充学習などの学習支援、遊びやスポーツなどの体験活動等を行う放課後子供教室等を、35市町村239教室設置しました。 ・各教育事務所の社会教育主事が管轄市町村へ事業説明を行ったほか、全市町村（指定都市・中核市を除く。）を対象に説明会や地域学校協働活動推進員向けの研修会を実施しました。
⑥ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進 ■取組内容 ・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。（実施主体：教育委員会） ○小・中学校等において、教職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。 ■実施方法 ○実践校を指定して、実践研究を行います。 ○実践校に対して交通安全の確保に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣します。 （アドバイザーの活用方法） ・市町村連絡協議会における安全対策検討・立	⑥ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進 ・学校安全総合支援事業実践校の研究成果を取りまとめ、各学校で活用できる実践事例集を作成し、研究成果の普及・啓発を図りました 。

取組指針に掲げる具体的な取組	平成30年度取組実施状況（実績）
案への助言 ・通学路の安全点検への立会・助言 ・通学路の安全指導や講演会、交通安全教室等への講師の派遣 ・「安全マップ」作成、見直しについての指導・助言 ○実践校の研究成果を取りまとめ、各学校で活用できる実践事例集を作成し、研究成果の普及・啓発を図ります。	

※出所：「取組指針」及び「教職員の働き方改革取組指針に掲げる取組の実施状況について（平成30年度実績）」を基に監査人作成

県は取組指針に基づき、平成31年１月、全県立学校119校にICカードによる勤務時間管理システムを導入し、教職員全員の勤務時間を把握できるようになった。

また、県は各県立学校から毎月次の項目の報告を求め、教職員の超過勤務時間の状況を把握している。

① 各学校の一月当たりの教職員の平均超過勤務時間
② 一月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者 等

平成31年４月から令和元年６月の３か月について、県が把握した各学校の超過勤務時間の状況を整理すると次のとおりである。

＜超過勤務時間の発生状況＞

○平均超過勤務時間

項目		単位	H31/4	R1/5	R1/6	3か月平均
全教職員の平均超過勤務時間		時間	47.5	48.3	46.2	47.3
（内訳）	朝	時間	11.1	11.1	11.7	11.3
	夜	時間	25.3	24.8	24.9	25.0
	週休日	時間	11.1	12.4	9.7	11.1

○超過勤務時間80時間超えの教職員数

項目		単位	H31/4	R1/5	R1/6	3か月平均
80時間超えの教職員数　a		人	1,156	1,128	913	1,066
全教職員数　b		人	6,980	6,992	6,985	6,986
全教職員数に対する割合　a÷b		%	16.6	16.1	13.1	15.3
（内訳）	200時間～	人	2	3	1	2
	180時間～	人	5	19	4	9
	160時間～	人	18	33	10	20
	140時間～	人	57	68	39	55
	120時間～	人	154	151	119	141
	100時間～	人	337	297	234	289
	80時間～	人	583	557	506	549

※出所：「県資料」を基に監査人作成

また、平成31年４月から令和元年６月の３か月における学校毎の超過勤務時間の状況を整理すると次のとおりである。

＜学校毎の超過勤務時間の発生状況＞

○高校（全日制・定時制単位制）

番号	学校名	４月※		５月			６月		
		超過勤務（平均ｈ）	80ｈ超（人）	超過勤務（平均ｈ）	うち部活動（平均ｈ）	80ｈ超（人）	超過勤務（平均ｈ）	うち部活動（平均ｈ）	80ｈ超（人）
1	青豊	59.4	21	66.8	26.2	29	62.3	17.6	16
2	築上西	63.6	6	70.8	17.2	11	55.9	10.6	5
3	育徳館	43.9	1	42.7	7.3	3	41.0	5.2	-
4	苅田工業	46.9	7	41.1	7.3	5	46.3	5.9	5
5	京都	63.0	13	57.5	14.7	7	56.2	11.8	5
6	行橋	56.8	11	56.0	11.1	9	56.5	9.1	11
7	門司学園	55.8	4	65.5	14.1	10	56.5	10.4	3
8	門司大翔館	44.0	6	40.8	15.3	6	42.5	11.1	3
9	小倉南	63.0	12	52.2	14.9	4	55.4	15.7	1
10	小倉商業	52.0	12	48.4	7.9	9	54.1	6.2	10
11	小倉	66.9	25	58.9	19.5	12	54.2	15.4	11
12	小倉工業	37.7	4	40.2	20.5	3	31.7	15.0	2
13	小倉西	57.7	7	54.0	12.3	8	48.7	7.5	5
14	北九州	61.2	13	62.8	18.2	10	53.8	14.1	7
15	小倉東	51.6	6	55.0	1.7	8	62.4	0.6	5
16	戸畑	55.4	11	61.6	7.5	12	50.3	3.3	5
17	ひびき	36.0	2	39.7	1.3	3	36.8	1.3	2
18	戸畑工業	50.5	14	51.9	10.3	13	49.6	6.5	11
19	若松	51.1	3	58.5	11.4	11	69.6	12.4	14
20	若松商業	43.2	1	37.3	0.8	-	51.9	0.0	1
21	八幡	57.7	15	62.8	13.1	17	46.6	6.9	6
22	八幡中央	55.2	11	50.4	8.9	9	42.9	9.2	5
23	八幡工業	36.0	1	36.9	12.9	1	36.0	8.1	1
24	八幡南	72.7	20	70.9	19.0	15	61.6	13.3	10
25	北筑	65.7	18	65.4	12.5	18	55.2	7.4	9
26	東筑	67.0	19	65.8	18.5	19	56.9	13.2	12
27	折尾	49.9	8	47.8	6.2	9	51.0	3.9	9
28	中間	53.0	12	47.5	10.7	7	43.2	7.5	1
29	遠賀	40.1	4	40.9	0.4	1	47.7	0.1	2
30	宗像	68.5	20	69.7	11.7	20	59.5	6.1	11
31	光陵	41.6	8	47.6	7.7	6	58.7	8.0	9
32	水産	43.8	7	46.1	4.2	8	40.5	0.7	7
33	玄界	51.1	9	46.1	6.5	9	49.7	2.8	6
34	新宮	59.3	17	61.3	11.6	17	57.4	5.4	14
35	福岡魁誠	46.7	8	45.2	8.9	8	40.2	5.3	6
36	須恵	52.9	11	52.2	12.1	9	55.2	12.2	11
37	宇美商業	51.5	12	63.3	11.8	18	58.9	10.5	10
38	香住丘	63.9	21	66.7	18.3	20	51.2	8.4	9
39	香椎	74.1	27	76.7	16.5	30	74.2	8.9	31

番号	学校名	４月※		５月			６月		
		超過勤務（平均ｈ）	80ｈ超（人）	超過勤務（平均ｈ）	うち部活動（平均ｈ）	80ｈ超（人）	超過勤務（平均ｈ）	うち部活動（平均ｈ）	80ｈ超（人）
40	香椎工業	45.0	12	49.5	18.9	12	42.6	12.9	6
41	博多青松	45.3	12	46.8	3.7	13	42.3	3.3	8
42	福岡	51.1	11	50.8	10.1	7	54.4	4.4	10
43	筑紫丘	61.0	20	71.4	19.2	25	65.4	13.5	24
44	柏陵	46.5	10	54.7	22.2	16	45.7	13.0	7
45	福岡中央	66.8	21	72.1	8.6	22	68.4	6.2	23
46	城南	58.9	20	58.0	10.0	15	62.5	11.1	20
47	修猷館	47.5	10	51.4	19.1	14	48.1	14.0	9
48	福岡工業	41.1	13	43.1	10.4	16	46.3	11.5	15
49	福岡講倫館	50.8	10	50.3	1.5	10	55.0	0.9	17
50	早良	59.3	12	53.8	11.9	10	60.4	12.5	8
51	玄洋	57.1	15	59.2	5.5	13	55.5	2.8	9
52	筑前	52.0	9	49.8	2.0	8	53.5	2.7	9
53	春日	65.8	23	66.2	13.3	20	61.4	9.6	13
54	太宰府	57.4	14	62.5	15.3	17	47.8	6.7	8
55	福岡農業	37.8	5	38.5	4.6	2	35.6	4.7	2
56	筑紫中央	52.6	14	50.4	10.3	7	43.1	5.9	3
57	武蔵台	57.9	14	61.5	14.0	20	54.9	7.9	14
58	筑紫	61.1	20	63.6	11.2	21	64.5	7.5	21
59	糸島	58.1	14	54.9	9.1	10	63.0	7.1	11
60	糸島農業	45.4	8	48.1	1.3	10	44.9	2.2	4
61	小郡	66.7	13	54.3	1.5	8	61.7	0.8	11
62	三井	58.9	11	73.9	26.4	12	60.3	11.2	10
63	久留米筑水	35.7	3	45.5	2.9	6	41.3	1.5	4
64	明善	54.8	13	52.3	8.4	7	49.5	5.7	4
65	久留米	75.6	20	76.2	9.0	18	69.5	5.2	15
66	三潴	53.8	6	62.2	22.4	11	51.6	15.1	8
67	大川樟風	55.9	9	52.6	4.8	7	59.9	4.3	10
68	伝習館	51.1	9	49.5	1.9	4	55.6	1.0	7
69	山門	67.6	12	67.9	8.0	10	69.6	4.0	14
70	三池	66.0	13	73.0	15.7	16	66.0	9.8	13
71	三池工業	43.2	7	44.1	9.8	5	40.5	6.8	4
72	大牟田北	59.1	9	57.4	13.6	6	50.1	9.3	4
73	ありあけ新世	48.8	7	64.3	6.8	9	50.3	1.6	6
74	八女	74.7	20	85.4	14.8	18	78.0	9.5	18
75	八女工業	52.1	10	60.7	6.1	18	51.1	2.4	6
76	福島	56.3	8	62.6	17.2	10	63.7	12.2	10
77	八女農業	33.3	4	30.4	2.0	1	30.9	0.7	-
78	浮羽工業	44.5	9	46.2	1.6	8	45.5	1.7	6
79	浮羽究真館	51.1	3	49.6	10.5	4	47.0	4.7	4
80	朝倉	65.3	12	72.5	25.1	19	65.2	16.6	11

番号	学校名	4月※		5月			6月		
		超過勤務(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)
81	朝倉東	57.7	8	57.5	15.3	10	53.9	9.6	7
82	朝倉光陽	39.4	4	39.2	3.7	4	36.9	1.7	2
83	田川	63.2	12	55.9	13.7	9	57.6	13.4	8
84	東鷹	43.9	7	54.4	9.2	10	43.1	1.3	5
85	田川科学技術	47.5	12	52.4	8.8	12	47.6	4.9	10
86	西田川	51.8	7	45.6	7.9	5	48.5	6.2	5
87	稲築志耕館	56.0	15	56.2	12.2	14	52.0	9.5	10
88	嘉穂	85.2	32	86.9	20.7	36	83.1	14.2	36
89	嘉穂東	64.8	22	68.2	18.2	21	70.0	10.0	19
90	嘉穂総合	47.6	9	46.0	1.8	6	44.7	1.6	9
91	鞍手	74.1	21	73.8	23.8	21	71.2	14.3	19
92	直方	52.9	8	69.3	12.8	14	50.9	5.7	6
93	筑豊	51.5	9	50.2	4.4	8	64.9	3.4	15
94	鞍手竜徳	42.1	4	56.2	5.5	10	43.7	3.4	8

○高校（夜間定時制・通信制）

番号	学校名	4月※		5月			6月		
		超過勤務(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)
5	京都	12.1	-	13.2	0.0	-	13.4	0.0	-
9	小倉南	46.2	1	36.2	2.3	1	36.7	1.2	-
19	若松	12.4	-	15.8	0.0	-	14.6	0.0	-
22	八幡中央	14.4	-	19.9	0.0	-	17.7	1.4	-
41	博多青松(通信)	23.0	-	27.0	0.0	-	33.4	0.0	-
48	福岡工業	12.4	-	13.3	0.1	-	14.8	0.3	-
56	筑紫中央	18.9	-	19.1	0.1	-	17.3	0.1	-
59	糸島	18.8	-	17.4	0.0	-	19.2	0.0	-
64	明善	13.7	-	10.6	0.0	-	17.5	0.0	-
67	大川樟風	28.5	-	21.1	0.0	-	25.4	0.0	-
71	三池工業	19.8	-	29.0	0.0	-	30.1	0.0	-
73	ありあけ新世	12.5	-	18.5	1.1	-	15.7	1.7	-
76	福島	13.6	-	15.6	0.3	-	19.0	0.2	-
78	浮羽工業	16.5	-	21.9	0.4	-	22.1	0.6	-
80	朝倉	25.2	-	37.8	0.0	2	19.6	0.0	-
84	東鷹	18.0	-	19.1	0.0	-	17.9	0.0	-
88	嘉穂	27.8	-	24.7	0.0	-	19.6	0.0	-
89	嘉穂東	41.3	-	27.5	0.0	-	20.3	0.0	-
90	鞍手	20.9	-	19.5	0.0	-	20.1	0.0	-

○特別支援学校

番号	学校名	4月※		5月			6月		
		超過勤務(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)
特1	築城	36.3	5	39.3	0.0	2	37.4	0.0	4
特2	小倉聴覚	41.6	3	36.0	0.0	1	37.5	0.0	1
特3	北九州視覚	24.0	-	21.1	0.7	-	19.8	0.1	-
特4	北九州高等学園	23.3	1	24.4	0.0	-	20.4	0.0	-
特5	古賀	23.7	-	23.5	0.0	-	22.4	0.0	-
特6	福岡	35.8	6	36.9	0.0	6	36.8	0.0	6
特7	福岡聴覚	45.0	1	37.3	0.0	-	43.1	0.0	-
特8	福岡高等聴覚	41.0	7	40.4	1.1	4	37.4	0.2	3
特9	太宰府	40.0	13	38.8	0.0	6	35.4	0.0	10
特10	福岡視覚	33.5	2	30.8	0.0	-	31.9	0.0	1
特11	福岡高等視覚	26.0	1	23.2	0.9	-	20.4	0.0	-
特12	福岡高等学園	23.6	-	21.3	0.0	-	22.9	0.0	-
特13	小郡	26.7	2	26.9	0.0	-	25.0	0.0	-
特14	久留米聴覚	53.2	7	53.5	0.9	6	58.6	0.6	10
特15	田主丸	28.7	-	29.1	0.0	1	23.9	0.0	-
特16	柳河	30.9	3	21.7	0.0	-	21.6	0.0	-
特17	筑後	23.4	1	21.6	0.0	1	23.0	0.0	-
特18	川崎	36.4	3	37.3	0.0	2	35.6	0.0	-
特19	嘉穂	35.2	2	34.2	0.0	2	37.8	0.0	5
特20	直方	24.0	1	23.3	0.0	-	22.9	0.0	-

○中学校・中等教育学校

番号	学校名	4月※		5月			6月		
		超過勤務(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)	超過勤務(平均h)	うち部活動(平均h)	80h超(人)
中1	育徳館	59.4	4	46.7	8.5	-	47.9	8.6	1
中2	門司学園	62.7	3	67.1	11.0	5	60.9	14.8	4
中3	宗像	64.3	2	64.8	2.8	1	59.3	1.1	-
中4	嘉穂高等学校附属	70.5	2	84.3	19.8	7	73.0	21.8	5
中等	輝翔館	47.8	4	41.0	3.3	2	54.9	1.7	7

※4月については「うち部活動」のデータがない。

※出所：「県資料」を基に監査人作成

上記の学校ごとの超過勤務時間の発生状況のうち、３か月とも超過勤務平均時間が70時間を超過する学校を抽出すると、次のとおりである。

＜学校毎の超過勤務時間の発生状況（再掲）＞

番号	学校名	4月※		5月			6月		
		超過勤務（平均h）	80h超（人）	超過勤務（平均h）	うち部活動（平均h）	80h超（人）	超過勤務（平均h）	うち部活動（平均h）	80h超（人）
39	香椎	74.1	27	76.7	16.5	30	74.2	8.9	31
74	八女	74.7	20	85.4	14.8	18	78.0	9.5	18
88	嘉穂	85.2	32	86.9	20.7	36	83.1	14.2	36
91	鞍手	74.1	21	73.8	23.8	21	71.2	14.3	19
中4	嘉穂高等学校附属	70.5	2	84.3	19.8	7	73.0	21.8	5

※４月については「うち部活動」のデータがない。

※出所：「県資料」を基に監査人作成

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年１月25日文部科学省。以下「上限ガイドライン」という。）では、超過勤務時間の上限の目安を次のとおり定めた。

＜上限ガイドラインにおける上限の目安時間＞

（２）上限の目安時間

①　１か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

②　１年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

（３）特例的な扱い

①　上記＜上限の目安時間＞を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、１年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、１か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、１年間に６月までとすること。

②　また、１か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（２か月、３か月、４か月、５か月、６か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間の１か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

（注：アンダーラインは監査人による）

※出所：「上限ガイドライン」

また、いわゆる「過労死ライン」について、取組指針において次のとおり記載されている。

＜過労死ラインについて＞

仕事が主な原因で脳・心臓疾患等を発症し、死に至ることは「過労死」とも呼ばれます。

厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患を労災に認定する際の基準として、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」を定めています。

これによると、認定は総合的に判断されますが、基準の一つとして、「発症前１か月間におおむね100時間又は発症前２か月ないし６か月にわたって、１か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」とされています。

これは、学校現場においても例外ではなく、近年、全国の学校現場で教員が、長時間勤務を原因として公務災害に認定される事例も発生しています。

（注：アンダーラインは監査人による）

※出所：「取組指針」

【意見】

取組指針によれば、平成29年度に実施した県立学校（８校）における１月当たりの平均超過勤務時間は55.6時間、80時間以上超過勤務を行った者の割合は24.2％であった。

これに対して、勤務時間管理システムを基に把握した平成31年４月からの３か月間における１月当たり平均超過勤務時間は47.3時間、80時間以上超過勤務を行った者の割合は３か月平均で15.3％である。

＜平成29年調査と平成31年（令和元年）の状況との比較＞

	平成29年	平成31年（令和元年）
対象期間	６月～12月	４～６月
対象校数	８校	全県立学校
調査方法	対象者の出勤時刻、退勤時刻等を記録し超過勤務時間を算出	勤務時間管理システムを基にした各校からの報告
1月当たり平均超過勤務時間	55.6時間	47.3時間
80時間以上超過勤務者の割合	24.2%	15.3%

※出所：「県資料」を基に監査人作成

取組指針に基づいた長時間勤務の改善に向けた取組の結果、県立高校全体の超過勤務時間の状況については、改善傾向にあると考えられる。

一方で、「上限ガイドライン」では、１月当たりの超過勤務時間の上限の目安を原則として45時間としており、直近の４月～６月における１月当たり平均超過勤務時間47.3時間と比較すると、依然として深刻な状況にあると言わざるを得ない。

また、いわゆる「過労死ライン」と言われる「おおむね80時間」と比較しても、３か月連続で平均超過勤務時間が70時間を超えている学校が５校あることからも、同様に深刻な状況がうかがえる。

さらに、学校別の超過勤務時間はあくまでも学校の平均値であり、教職員個人別でみれば100時間超の超過勤務時間が数か月継続している例も見受けられる（「３　個別的な監査の結果(指摘)及び意見　（１１）教職員の働き方改革の推進＜重点事業10＞ア　教員の働き方改革事業費（エ）①（意見）教職員の超過勤務時間の発生状況とそれに対する対応策について」を参照）。

勤務時間管理システムによる勤務時間の実態把握は始まったばかりであり、現状では各学校の特色や教職員個人の事情に応じた深度ある原因分析が行われているとは言えない。

例えば、各学校の特色や教職員個人の事情に応じた深度ある原因分析を通じて、各学校における業務量の多寡を適切に把握し、教職員の定数配置の見直しを行うなどして、超過勤務時間の削減につなげることが望ましい。

そのためには、教職員課が情報把握の中心を担いつつ、義務教育課、高校教育課など各課がさらに連携を強化することが望まれる。

④　（調査結果）学校におけるブロック塀等の安全点検及び安全対策について

所管部署名	施設課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

本項は、「学校施設の老朽化対策の推進」事業に関連して監査対象とした項目である。監査を行った結果、県の対応状況に対しての結果（指摘）または意見はなかったものの、学校におけるブロック塀等の安全点検については県民からの注目度も高いと考えられることから、調査結果として以下のとおり内容を記載する。

【調査結果】

平成 30 年６月 18 日に発生した大阪府北部地震により、大阪府高槻市立の小学校においてプールのブロック塀が倒壊して児童の死亡事故が発生したことを受け、文部科学省は平成 30 年６月 19 日付で全国の各学校設置者等に対し、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況について安全点検等を行うよう「学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）」を発出している。

さらに、本通知の進捗状況を報告させるため、平成 30 年６月 29 日付で「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」を発出し、都道府県教育委員会等に対し、所管の各学校に調査票を作成させ、その調査結果を取りまとめて文部科学省に提出することを求めている。

本依頼を受け、県は所管する県立学校 120 校（閉校校５校を含む。）に対し、外観に基づく緊急点検を実施している。

県による緊急点検は、「高等学校維持管理費」及び「特別支援学校維持管理費」予算を利用して委託業務として実施しているが、委託業務の概要は次のとおりである。

＜ブロック塀緊急点検委託業務の概要＞

委託業務名	学校施設におけるブロック塀等の安全点検調査等状況調査業務委託
受託者	一般社団法人福岡県建築士事務所協会
調査対象施設	県内にある全ての県立学校施設（120 校）
実施内容	・県が取りまとめた各学校における現況調査結果の確認及び現地調査を行う。 ・第２段階安全点検（ブロック内部の点検）を行うブロック塀等を抽出するための調査を行う。 ・調査結果を取りまとめ、県へ報告する。
契約期間	平成 30 年７月 11 日から平成 30 年７月 31 日まで
契約方法	随意契約（３者による見積もり合わせ）
委託額	972,000 円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

上記の緊急点検の結果、外観からは危険は判断できないもののブロック塀の内部点検を行う第２段階安全点検が必要な施設として、高等学校 41 校、特別支援学校７校の計 48 校が抽出され、次のとおり第２段階の安全点検調査業務を委託している。

＜ブロック塀第２段階安全点検委託業務の概要＞

委託業務名	学校施設におけるブロック塀等の安全点検調査等状況調査業務（第２段階）
受託者	一般社団法人福岡県建築士事務所協会
調査対象施設	緊急点検において２次調査が必要と判明した県立学校 48 校 （対象施設増加に伴う契約変更後：50 校）
実施内容	・「ブロック塀等の安全点検等状況調査確認」により安全と判断されたブロック塀について、第２段階安全点検（探査調査、配筋調査、はつり調査等のブロック内部の点検）を行う。 ・調査結果を取りまとめ、県へ報告する。
契約期間	平成 30 年９月 27 日から平成 30 年 11 月 30 日まで （契約変更後：平成 30 年９月 27 日から平成 30 年 12 月 21 日まで）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号）
委託額	9,180,000 円 （契約変更後：9,898,200 円）

※出所：「県資料」を基に監査人作成

県は、上記の安全点検の結果、安全性に問題があると判明したブロック塀等について、注意喚起や近寄れない措置等の安全対策を行うとともに、順次、撤去若しくは改修工事を実施している。

直近の県立学校の安全対策の実施状況の概要は次のとおりである。

＜県立学校におけるブロック塀安全対策実施状況の概要＞　　（令和元年 12 月３日時点）

区分	ブロック塀を有する施設	要改修・撤去 (A)	安全対策済 (B)	実施状況(%) (B) / (A)
中等教育学校	1	1	1	100%
高等学校	76	76	71	93.4%
特別支援学校	11	11	11	100%
閉校校	5	5	5	100%
合計	93	93	88	94.6%

※出所：「県資料」を基に監査人作成

本事業は全国的に実施されているものであるが、県立学校においては、上表のとおり、令和元年 12 月３日時点で、元々ブロック塀を有し、安全対策が必要であった学校 93 校のうち 88 校が安全対策実施済み（ブロック塀の撤去を含む）とのことである。

また、安全対策が未了の５校についても、県担当者にヒアリングを行ったところ、全て令和２年３月末までに安全対策が完了する見込みとのことであった。

3　個別的な監査の結果（指摘）及び意見

（1）福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施＜重点事業1＞

ア　ふくおか学力アップ推進費

（ア）事業概要

部署	義務教育課
事業の概要	【目的】 県内の児童生徒の学力向上を図るため、学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分析し、学力向上に有効な施策を提供することで、市町村教育委員会の学力向上に向けた主体的な取組の充実に資する。 【主な内容】 ○児童生徒の学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分析するため、児童生徒の学力・学習状況を調査する。 ○本事業の目的を達成するために強化市町村を指定し、学力向上関連事業に対し助成する。 ○強化市町村等に非常勤講師を派遣し、学力向上等のための取組を支援する。
実施状況	○「全国学力・学習状況調査」の悉皆方式による実施（実施日：平成30年4月17日） ・実施教科　小学校6年生：国語、算数、理科　中学校3年生：国語、数学、理科 ○「福岡県学力調査」の実施（実施日：平成30年6月19日） ・実施教科　小学校5年生：国語、算数　中学校1年生：国語、数学　中学校2年生：国語、数学 ○学力向上強化市町村（21市町村1学校組合）の指定 直方市、水巻町、うきは市、大刀洗町、大牟田市、田川市、嘉麻市、香春町、赤村、大任町、添田町、川崎町、糸田町、福智町、桂川町、みやこ町、築上町、吉富町外一市中学校組合、宇美町、芦屋町、小郡市、吉富町 ○強化市町村等への非常勤職員の派遣 ・配分した時間数に基づき教育事務所で派遣時間を決定

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報酬	158,030,060	156,837,580	151,146,426
共済費	340,000	338,481	389,000
報償費	82,000	82,000	82,000
旅費	23,000	23,000	22,000
需用費	248,000	626,000	600,000
役務費	-	19,000	19,000
委託料	32,222,000	70,339,221	60,104,000
負担金、補助及び交付金	17,487,000	5,978,000	6,120,000
合計	208,432,060	234,243,282	218,482,426

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
教育費国庫補助金	58,407,000	52,229,000	45,127,000
一般財源	150,025,060	182,014,282	173,355,426
合計	208,432,060	234,243,282	218,482,426

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）ふくおか学力向上推進事業等補助金に係る適切な事業実施報告書の作成指導について

所管部署名	義務教育課
監査の視点	（1）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

ふくおか学力向上推進事業等補助金は、市町村（中学校組合を含む。以下「補助事業者」という。）が実施する学力向上のための取組事業に対し、事業に必要な経費の一部を補助し、学校教育の振興に資することを目的としている。

補助対象事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。

＜補助対象事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額＞

事業名	補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
ふくおか学力アップ推進事業	補助事業者の学力向上推進プランに定める学力向上のために行う次の事業 ①教員の指導力の向上に関する事業 ②児童・生徒の個別の学習課題に対応する事業（放課後や長期休業期間中の補充学習等） ③家庭学習の推進に関する事業 ④その他補助事業者が行う事業で学力向上に資すると認められる事業	別途指定する学力向上推進強化市町村（中学校組合を含む。）	報酬、社会保険料、諸謝金、旅費、需用費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料	補助対象経費の2分の1以内とする。
学力向上推進拠点校指定事業	学力向上に向けたカリキュラム・マネジメントや人材育成のために行う次の事業 ①検証改善サイクルの確立に関する事業 ②授業改善と指導力向上に関する事業 ③校内研修体制の確立に関する事業 ④日常的な授業公開に関する事業	別途指定する学力向上推進拠点校を所管する市町村	報酬、社会保険料、諸謝金、旅費、需用費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料	補助対象経費の2分の1以内とする。

※出所：「ふくおか学力向上推進事業等補助金交付要綱」

平成30年度における補助事業者から提出された事業実施報告書及び収支計算書を査閲したところ、一部の補助事業者について次の点が見受けられた。

事業実施報告書	「実施事業の内容」に記載された内容が、補助対象事業と関連付けて記載されていないため、補助対象事業においてどのようなことを実施したのか不明瞭なものが散見された。
	「事業の成果」に記載された内容が、補助対象事業と関連付けて記載されていないため、補助対象事業を実施した結果どのような効果があったのか、不明瞭なものが散見された。
収支計算書	支出の内訳が、補助対象事業と関連付けて記載されていないため、支出がどの補助対象事業から発生したのか不明確である。
	支出の内訳に記載された内容が、実際に支出されたものであるかどうかを確認するため、領収証等との照合などの確認は行っていない。

※出所：監査人作成

【指摘事項】

一部の補助事業者に関して、事業実施報告書及び収支計算書に不明瞭な部分があったため、県が支出した補助金が適切な事業の実施に対する支出であったかどうかについて、客観的に確認することができなかった。

このため、県は、補助事業者による補助対象事業の適切な実施を確認するために、補助事業者から提出される事業実施報告書について、「実施事業の内容」及び「事業の成果」の記載については、補助対象事業に関連付けて記載するよう求める必要がある。

また県は、補助事業者による補助対象経費の支出の適切性を確認するため、支出がどの補助対象事業に対して支出されたのか明確にするよう補助対象事業者に求めるとともに、必要に応じて領収書等の支出証憑との照合を実施することが望まれる。

② （結果）派遣した非常勤講師の勤務実態に係る確認の徹底について

所管部署名	義務教育課、教育事務所
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、強化市町村及びその他必要と認める市町村に対し、学力の基礎・基本や活用力の改善を図る少人数･習熟度別指導を支援するため､非常勤講師を派遣することとしている。

県から各教育事務所へ予算を令達し、各教育事務所において非常勤講師の採用及び市町村への派遣を実施している。

勤務日、勤務時間、勤務実績時間数を記載した「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」は、毎月派遣された非常勤講師が作成し、派遣先学校の事務担当者及び校長によって確認、押印が行われ、教育事務所へ提出される。

教育事務所では､「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」に記載された勤務実績時間の合計に基づき、一月ごとに支給額及び控除額を計算し、非常勤講師に支給している。

現地調査を実施した北九州教育事務所において、非常勤講師の給与関係書類を査閲したところ、給与の過払いによる返納を行った事例があった。

学校から「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」を受領し、それに基づき給与計算及び支給を行った後に、学校からの連絡により「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の記載に誤りがあることが判明したため、過払いによる返納が生じたものである。

北九州教育事務所では、給与計算を行うごとに「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の内容チェックは行っておらず、学校長及び担当者の押印があることを持って正としているとのことであった。

【指摘事項】

北九州教育事務所では、給与計算を行うごとに「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の正確性の確認（例えば出勤簿との照合など）を実施していない。

その結果､「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の勤務実績時間に誤りがあった場合、誤りに気が付くことなく給与を支給する可能性がある。

もっとも、北九州教育事務所では概ね４年に１度、学校を訪問し､「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」と出勤簿の照合を実施しているとのことであるが、そのタイミングでは給与計算の誤りを事前に防止することは難しい。

また、非常勤講師を任用しているのは教育事務所であるため、教育事務所が非常勤講師の勤務状況を適時適切に把握することが求められる。

特に、非常勤講師は、人事異動通知により週の勤務時間数が決められているため、実際には決められた勤務時間数を超過して勤務している場合であっても「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」に超過時間を反映させないインセンティブが働く可能性がある。非常勤講師は学校で勤務しているため、教育事務所において実際の勤務状況を適時に把握することが難しい可能性がある。

以上のことから、教育事務所は学校における学校長及び担当者による「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の確認作業の徹底に関して更なる指導を行うとともに、教育事務所においても給与計算を行うごとに（サンプルベースでも）出勤簿との照合を行うなど「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の正確性を確認する必要がある。また、確認した結果を書面で残しておくことが望ましい。

なお、本意見に関しては、現地調査を実施した北九州教育事務所のみならず、他の教育事務所においても同様の内容に留意することが望まれる。

③ （意見）学力調査の分析手法の検討・研究について

所管部署名	義務教育課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

県は、児童生徒の学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分析するため、「福岡県学力調査」を実施している。

平成30年度福岡県学力調査の目的及び実施内容は次のとおりである。

＜目的＞

（１）義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、県内各地域における児童生徒の学力の状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。 （２）各市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。)、学校が自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルの維持・向上を支援する。 （３）各学校が、児童生徒の学力の状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。

※出所：「平成30年度福岡県学力調査実施要項」

＜実施内容＞

（１）調査対象及び教科
　県内（指定都市を除く。）の全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の次に掲げる学年の全ての児童生徒を対象とする。
　ア　小学校調査
　　調査対象：小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の第５学年
　　調査教科：国語、算数
　イ　中学校調査
　　調査対象：中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の第１、２学年
　　調査教科：国語、数学

（２）調査範囲
　原則として、調査対象学年の前学年までの学習指導要領に基づく指導事項（中学校調査第１学年においては小学校までの指導事項）とする。

（３）調査対象数（悉皆調査）
　ア　小学校調査　約25,000人
　イ　中学校調査　約47,000人

（４）実施時期
　平成30年６月19日（火）を基準とし、基準日に実施できない場合は、平成30年６月20日（水）～６月29日（金）の期間に実施するものとする。

（５）公表
　ア　公表項目
　　教科別正答数、教科別正答率、問題形式別正答数、問題形式別正答率、地区別教科別標準化得点、地区別問題形式別標準化得点、評価の観点別正答率、解答形式別正答率、領域別正答率、小問正答数による度数分布
　イ　公表単位等
　　県教育委員会は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて、県全体及び県内６地区（福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊及び京築）ごとの調査結果を公表する。

※出所：「平成30年度福岡県学力調査実施要項」

　県は学力調査の結果を「平成30年度 全国学力・学習状況調査 福岡県学力調査　調査結果報告書（以下「調査結果報告書」という。）」として取りまとめ、公表している。
　調査結果報告書の分析の手法は、基本的には県全体及び地区別の平均正答数や平均正答率（平均正答数を設問数で割った値を百分率で表示した値のこと。以下、平均正答数とあわせて「平均正答率等」という。）の比較により分析が行われている。
　平均正答率等による比較分析を行った結果は、次のとおりである。

全体の状況	○ 算数／数学は、「基礎」及び「活用」ともに学年が上がるにつれて、地区間の差が大きくなる傾向が見られる。 ○ 地区間の差は、小学校第５学年及び中学校第２学年で、国語の「活用」に関する問題より「基礎」に関する問題の方が大きく、算数／数学の「基礎」に関する問題より「活用」に関する問題の方が大きい。また、中学校第１学年は、国語の「基礎」に関する問題よ

	り「活用」に関する問題の方が大きく、数学の「活用」に関する問題より「基礎」に関する問題の方が大きい。
小学校の状況	○ 「全体」、「基礎」及び「活用」に関する問題についての地区間の差は、国語よりも算数の方が大きい。 ○ 最も地区間の差が大きいのは、算数の「活用」に関する問題である。
中学校の状況	○ 第１学年は「全体」及び「基礎」に関する問題についての地区間の差は、数学よりも国語の方が大きい。「活用」に関する問題についての地区間の差は、数学よりも国語の方が大きい。 ○ 第２学年は「全体」、「基礎」及び「活用」に関する問題についての地区間の差は、国語よりも数学の方が大きい。 ○ 最も地区間の差が大きいのは、第２学年数学の「活用」に関する問題である。
県平均を100とした場合の同一集団（H30年度中学校第２学年）の各地区の標準化得点の経年変化	○ 南筑後、筑豊、京築は、小学校第６学年（全国学力・学習状況調査４月実施）から、中学校第１学年（福岡県学力調査６月実施）にかけて３教科区分以上が下降している。 ○ 福岡以外の地区は、特に中学校第２学年段階で下降する傾向にある。
県平均を100とした場合の全国学力・学習状況調査と県学力調査の各地区の標準化得点	○ 福岡は、小５から中３までの全ての学年において、全教科区分、県平均を上回っている。 ○ 福岡の全学年全教科区分、北筑後の小５国語Ａ（基礎）、中１の全教科区分、中２国語Ｂ（活用）、南筑後の小５国語、算数Ｂ（活用）、小６全教科区分、中１の数学Ｂ（活用）、京築の中２国語Ｂ（活用）は県平均に達している。

※出所：「平成30年度 福岡県学力調査結果」

【意見】
　平均値による分析は、全体の状況を概括的に把握したり、全体の中での位置を把握したりする場合には有効である。
　一方で、平均値による分析では、個人（もしくは地区）の正答率が絶対値では上昇していても平均値を下回っていれば評価されず、また、全体の平均正答率が上昇している局面では個人（もしくは地区）の正答率が上昇した場合でも上昇率次第では評価されない。その結果、絶対値としては学力が伸びていてもモチベーションが保たれない可能性がある点に留意が必要である。
　そのため、県は平均値による比較分析以外の方法による分析の手法についても、検討・研究を行うことが望まれる。
　なお、この点に関しては、県は令和元年度以降、新たな分析手法への取組を始めたところであり、今後の前向きな検討・研究が期待される。

＜新たな分析手法への取組状況＞

　学力調査の分析の検討・研究については、令和元年度に作成した、平成31年度（令和元年度）全国学力・状況調査福岡県学力調査調査結果報告書にて、これまでにはなかった、学力層に応じた分析を新たに取り入れています。
　また、実効性のある検証改善サイクルの確立や授業改善に資するため、令和元年11月19日20日埼玉県にて、一人一人の伸びをみる学力調査の実施や分析の取組を視察し、その結果報告を令和２年１月10日の指導主事等研修会で行い、情報の共有を図ったところです。

このように、前年度までの調査分析の結果を踏まえ、新たな分析手法の取入や検討を行っております。来年度においても、視察にて得た情報等を参考に新たな分析手法の検討を行ってまいります

※出所：県ヒアリング回答

　また、例えば、埼玉県における学力調査では、小学校第４学年から中学校第３学年までの同一児童生徒の「学力の伸び（経年変化）」を継続して把握することのできる調査を実施している。小学校４年生から中学校３年生までのすべての問題に難易度を設定し、「学力のレベル」を測定できる仕組みを用いることで、一人一人の年度間の「学力のレベルの差」、すなわち「学力の伸び」を把握している。それにより、学力の伸びている学校や学級が分かり、良い取組の共有が可能となる、としている。

＜参考：埼玉県における取組（調査の概要）＞

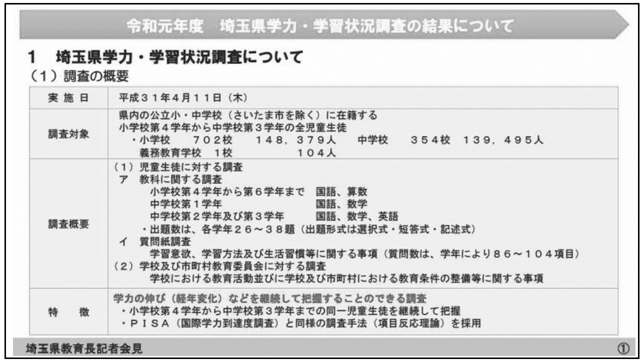

令和元年度　埼玉県学力・学習状況調査の結果について

1　埼玉県学力・学習状況調査について

（１）調査の概要

実施日	平成３１年４月１１日（木）
調査対象	県内の公立小・中学校（さいたま市を除く）に在籍する 小学校第４学年から中学校第３学年の全児童生徒 ・小学校　７０２校　１４８，３７９人　中学校　３５４校　１３９，４９５人 義務教育学校　１校　１０４人
調査概要	（１）児童生徒に対する調査 ア　教科に関する調査 小学校第４学年から第６学年まで　国語、算数 中学校第１学年　国語、数学 中学校第２学年及び第３学年　国語、数学、英語 ・出題数は、各学年２６～３８題（出題形式は選択式・短答式・記述式） イ　質問紙調査 学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する事項（質問数は、学年により８６～１０４項目） （２）学校及び市町村教育委員会に対する調査 学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項
特　徴	学力の伸び（経年変化）などを継続して把握することのできる調査 ・小学校第４学年から中学校第３学年までの同一児童生徒を継続して把握 ・ＰＩＳＡ（国際学力到達度調査）と同様の調査手法（項目反応理論）を採用

埼玉県教育長記者会見　①

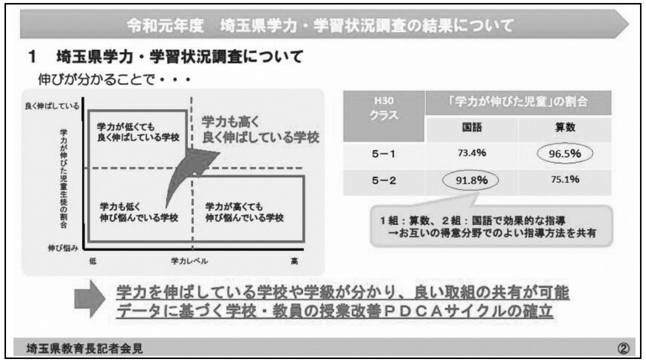

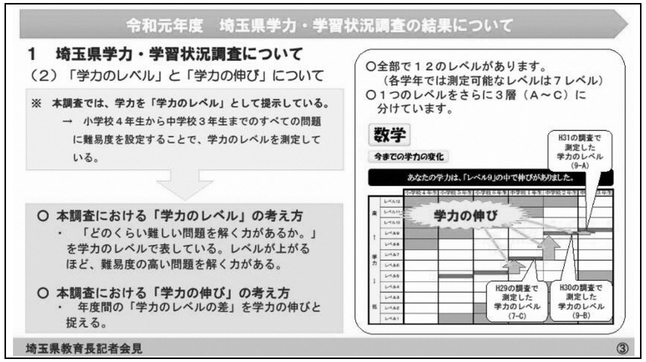

※出所：「令和元年度　埼玉県学力・学習状況調査の結果について」

④　（意見）学力調査委託業務に係る再委託の整理の必要性について

所管部署名	義務教育課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

　県は、児童生徒の学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分析するため、「福岡県学力調査」を実施している。

　平成30年度福岡県学力調査の目的及び実施内容は次のとおりである。

＜目的＞

（１）義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、県内各地域における児童生徒の学力の状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。 （２）各市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）、学校が自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルの維持・向上を支援する。 （３）各学校が、児童生徒の学力の状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。

※出所：「平成30年度福岡県学力調査実施要項」

＜実施内容＞

（１）調査対象及び教科 　県内（指定都市を除く。）の全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の次に掲げる学年の全ての児童生徒を対象とする。 ア　小学校調査 　調査対象：小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の第５学年

調査教科：国語、算数
イ　中学校調査
調査対象：中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の第１、２学年
調査教科：国語、数学

（２）調査範囲
原則として、調査対象学年の前学年までの学習指導要領に基づく指導事項（中学校調査第１学年においては小学校までの指導事項）とする。

（３）調査対象数（悉皆調査）
ア　小学校調査　約25,000人
イ　中学校調査　約47,000人

（４）実施時期
平成30年６月19日（火）を基準とし、基準日に実施できない場合は、平成30年６月20日（水）～６月29日（金）の期間に実施するものとする。

（５）公表
ア　公表項目
教科別正答数、教科別正答率、問題形式別正答数、問題形式別正答率、地区別教科別標準化得点、地区別問題形式別標準化得点、評価の観点別正答率、解答形式別正答率、領域別正答率、小問正答数による度数分布
イ　公表単位等
県教育委員会は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて、県全体及び県内６地区（福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊及び京築）ごとの調査結果を公表する。

※出所：「平成30年度福岡県学力調査実施要項」

平成30年度福岡県学力調査は委託により実施しており、委託先はコンペにより選定している。コンペにより選定された事業者（以下「受託者」という。）は、仕様書に従い業務を実施する。
仕様書における委託内容は次のとおりである。
＜委託内容＞

(1) 問題作成
(2) 調査実施マニュアルの作成
(3) 解答用紙の作成
(4) 印刷
(5) 配送・回収
(6) 調査実施
(7) 採点、集計及び分析
(8) セキュリティ

※出所：「仕様書」

仕様書における委託内容のうち、「(1)問題作成」において、問題作成の体制に関して次のような記載がある。

＜問題作成の体制に関する仕様書の記載＞

(1) 問題作成
～略～

イ　問題作成の体制は、教科の専門家等、学識経験者を含む組織を設置し、県教育委員会の意図に沿った問題を相互に連絡調整を図りながら速やかに作成すること。

～略～

※出所：「仕様書」

受託者は、仕様書に従い、提案書において問題作成の体制として「大学教授・現場教職者など」の外部の専門家を含めて「問題作成委員会」を設置する旨を記載している。
一方、契約書には再委託に関して次のとおり規定している。
＜契約書における再委託に関する規定＞

（再委託の禁止）
第６条　乙は、この業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

※出所：「契約書」

受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部の専門家を問題作成委員会のメンバーとすることが、契約上の再委託に該当するのであれば、再委託に関する県の同意が必要となる。
この点に関し、県から、「該当する委員は問題作成に関与はするものの、問題そのものを作成させるわけではない。実際のやりとりは受託者と県とが行うため、そもそも再委託に該当するとの認識がなかった」との回答を得た。
これまで県では、この場合に再委託に該当するかどうかの整理を行ったことはなく、文書も確認できなかった。また、実際に受託者からの再委託の申請及び県による再委託の同意を行ったこともないとのことである。

【意見】
県は、受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部の専門家を問題作成委員会のメンバーとすることが契約上の再委託に該当するかどうかについて整理を行った上で、取扱いを文書化しておくことが望まれる。
その上で、再委託に該当するのであれば、契約書において要求されている再委託の承認手続きを行う必要があると考えられる。

（２）主体的・対話的で深い学び推進事業の実施＜重点事業２＞

ア　主体的・対話的で深い学び推進費

（ア）事業概要

部署	義務教育課、高校教育課
事業の概　要	【義務教育課】 国語、算数・数学及び理科において、「主体的・対話的で深い学び」を実現する公開授業、授業検討等を行い、小・中学校教員の強化の本質を踏まえた実践的指導力の向上を図る。 実践講座は、義務教育課が主管する「附属学校講座」及び「各教育事務所」が主管する「各地区講座」で構成している。 【高校教育課】 県立学校から研究開発校を指定し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業法及び評価法について、学校規模や種別、学習レベル等に応じた研究を行い、県立高校全体への研究内容の成果普及を図る。 予算については、義務教育課から執行委任を受けて実施している。
実　施状　況	【義務教育課】 主体的・対話的で深い学び授業実践講座　参加者数 （表：以下参照） 【高校教育課】 全教科において主体的・対話的で深い学びを実施している県立学校の割合 96.7%（平成30年度）

主体的・対話的で深い学び授業実践講座　参加者数

	小学校	中学校
附属学校講座	334	91
各地区講座	482	148

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」、「県資料」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報酬	1,849,197	2,190,012	3,884,088
共済費	11,000	11,000	11,000
報償費	2,384,550	2,342,300	1,279,000
旅費	625,421	787,550	913,470
需用費	2,660,000	1,721,632	1,648,640
役務費	-	-	1,323,378
使用料及び賃借料	-	738,720	777,600
合計	7,530,168	7,791,214	9,837,176

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
教育費国庫補助金	616,000	730,000	1,294,000
教育受託事業収入	982,801	999,232	999,760
一般財源	5,931,367	6,061,982	7,543,416
合計	7,530,168	7,791,214	9,837,176

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）成果報告書の記載内容について

所管部署名	高校教育課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

県は、小中高等学校を通じ、基礎基本の定着と児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する教員の指導力の向上を長期的に図り、児童生徒に確かな学力と社会にはばたく力を身に付けさせるための事業の一環として、独立行政法人教職員支援機構（以下「教員支援機構」という。）からの受嘱事業を実施している。受嘱事業の概要は次のとおりである。

＜独立行政法人教職員支援機構受嘱事業の概要＞

受嘱事業名	平成30年度主体的・対話的で深い学びに関する実践研究
受嘱事業の内容	新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクトのこれまでの成果の普及及び主体的・対話的で深い学びに関する実践等
受嘱期間	平成30年4月13日から平成31年3月29日まで
受嘱額	999,797円

※出所：「委嘱契約書」を基に監査人作成

委嘱を受けた教育委員会は、事業を遂行後、教員支援機構に対して次のような内容を記載した成果報告書を提出することが求められている

＜成果報告書の記載内容について＞

> １．成果報告書の記載内容について
> 　平成30年度主体的・対話的で深い学びに関する実践研究の取組を、成果報告書としてまとめていただき、独立行政法人教職員支援機構ホームページにて公表します。
> 　各教育委員会の参考となるよう、例えば、次のような観点からご記載ください。
> 　ア　取組を必要とする背景を確認し、どのようなねらいで行ったのか。
> 　イ　方法、進め方について、留意すべき事項は何か
> 　ウ　期待した効果が得られたかどうか。得られなかった場合の問題点は何か。
> 　エ　課題とその改善策はどのようなものか。

※出所：「平成30年度主体的・対話的で深い学びに関する実践研究　委嘱要項」

しかし、県が教員支援機構へ提出した成果報告書には、招聘したアドバイザーの氏名や発表会・報告会の日程と会場等、平成30年度の取組実績の事実関係が記載されているのみで、委嘱要項で求められているような事業の効果や課題等に関する記載が全く見られなかった。

【意見】

本事業の受嘱先である教員支援機構では、主体的・対話的で深い学びに係る指導法を充実させるため、委嘱先である全国の教育委員会からの報告を取りまとめており、その成果は各教育委員会へ還元されることになる。

県は、受嘱した事業の成果を取りまとめるに当たっては、教員支援機構の委嘱要項で求められている記載内容を考慮し、事業の効果や課題等を整理して、より効果的な事業の実施に活かすことが望まれる。

また、受嘱先に対して、委嘱要綱で求められている内容を踏まえて必要十分な成果報告書を作成することが望まれる。

（３）福岡県体力向上総合推進事業の実施<重点事業３>

ア　福岡県体力向上総合推進事業費

（ア）事業概要

部署	体育スポーツ健康課
事業の概要	・小学校において、児童に基礎的な体づくりの必要性を理解させ、運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図る。 ・体育授業や体力向上の取組の充実を図るため、小・中学校教員の指導力向上を図る。 ・中・高等学校において、魅力のある運動部活動を構築するとともに、運動部活動加入率を上げる。 ・中高等学校の運動部活動の指導者や外部指導者の資質向上を図るとともに、運動部活動の環境や指導体制を改善することで、中高等学校の運動部活動の適切な運営に資する。
実施状況	・小・中学校体力向上指導者研修会 ・小学校チャレンジスポーツプロジェクト ・中・高等学校運動部活動活性化プロジェクト ・運動部活動検討委員会の設置 ・部活動指導員の配置 ・指導力向上研修会の実施 ・外部指導者を活用した運動部活動の実践研究

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報酬	-	-	21,719,348
共済費	-	-	29,994
報償費	22,415,050	21,566,350	3,281,000
旅費	1,491,240	316,950	1,272,302
需用費	652,020	882,627	553,965
役務費	583,138	549,000	475,190
使用料及び賃借料	58,560	-	174,050
負担金、補助及び交付金	-	-	1,523,188
合計	25,200,008	23,314,927	29,029,037

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
体育振興費補助金	-	-	1,135,000
教育費委託金	4,949,220	-	-
一般財源	20,250,788	23,314,927	27,894,037
合計	25,200,008	23,314,927	29,029,037

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）部活動指導員の拡充へ向けた取組の強化について

所管部署名	体育スポーツ健康課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 イ　市町村への助言・支援等に関する事項

【現状】

県は、部活動指導員配置事業として、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。）に係る技術的な指導に従事する指導員（以下「部活動指導員」という。）を配置することにより、学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図っている。

本事業は、国の補助事業として平成30年度に開始されたものであり、県は、県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校へ部活動指導員を配置するとともに、市町村立の中学校で配置される部活動指導員については、当該市町村に対して部活動指導員に係る人件費の３分の２を補助している。なお、国は、県が補助金支出した金額の２分の１相当を、県に対して補助金支出している。

平成 30 年度の本事業の補助対象となった市町村立中学校における部活動指導員配置実績は次のとおりである。

＜市町村配置の部活動指導員配置実績＞

市町村数	中学校数	部活動指導員配置人数	県補助金額
7	23	23	1,523千円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

県内の市町村数は58（指定都市除く。）、市町村立中学校は201校あることから、当事業は平成30年度から開始されたものであるとは言え、実績数は少ない状況にある。

このため、県は部活動指導員の配置数の増加に向けて、県内市町村への働きかけ等を強化している。また、国も次のとおり部活動指導員の配置に係る支援策を強化している。

＜国における部活動指導員の配置に係る支援策＞

中学校における部活動指導員の配置 2019年度予算額（案）：10億円（前年度比＋５億円）＜4,500人→9,000人＞ 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に部活動指導員の配置を支援。【拡充】

※出所：「文部科学省予算資料」を基に監査人作成

しかし、県内の市町村へ部活動指導員を配置するためには、各地域において、部活動競技の経験者等を選任する必要があると考えられるが、適任者となる人材の確保が大きな課題であると考えられる。

【意見】

県は、本事業の有用性を踏まえ、部活動指導員の人材確保について、具体的な対応策を実施することが望ましい。

例えば、東京都や茨城県では、部活動指導員の登録制事業を行っている。これらを参考に、県においても部活動指導員の登録制度等の取組を実施することが考えられる。

＜他の都県における部活動指導員登録事業の例＞

都県名	概要
東京都	●事業名 東京都教育庁人材バンク ●目的 学校において、質・量ともに外部人材の活用が必要な分野が拡大しているが、学校だけで必要な人材を確保することは困難な状況にある。 このため、東京都教育委員会が人材バンク事業を実施することにより、多種・多様な外部人材を広域的に確保し、学校の求めに応じた人材の情報を提供することで、より高い教育効果を上げることを目指すことを目的とする。 ●登録条件 (1)公認スポーツ指導者資格をお持ちの方 (2)営利目的でなく、政治的・宗教的中立性を保ち活動できる方 (3)法令を遵守し、学校教育に対する理解・熱意を持ち、かつ学校長の経営方針に沿って活動できる方
茨城県	●事業名 茨城県運動部活動指導員登録バンク ●目的 本県における運動部活動の普及及び発展、持続可能な運営の実現に向け、学校教育における運動部活動指導員としての登録バンクを設置し、学校の要請に応じて指導者とのハブ的マッチング機能としての役割を果たすことを主な目的とする。 ●登録条件 指導する運動部活動に係る専門的な知識・技能に加え学校教育に関する十分な理解を有する方で、下記 の(1)～(4)の資格要件は必ず該当し、(5)～(7)のいずれかに該当する方とする。 (1)公務員でない方 (2)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条又は学校教育法(昭和22年法律第 26号)第９条の欠格事項に該当しない方 (3)過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他運動部活動指導員として不適格と認められる事項がない方 (4)20歳以上である方 (5)教員免許を授与された経験がある方(有効・無効を問わない) (6)公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を所有している方 (7)学校教育法(昭和22年法律第26号)第１条に規定する学校において、当該運動部活動の指導経験がある方

※出所：「東京都ホームページ」及び「茨城県ホームページ」を基に監査人作成

県によれば、同様の登録制度等について検討を行っているとのことであるが、地域における人材確保の困難さ等を踏まえ、検討内容を具体化して実施することが望ましい。

なお、登録制度の構築・運営については、必要に応じてシステム構築費用や人件費を適切に予算措置することが望ましい。

イ　ふくおかスポーツ振興プロジェクト費

（ア）事業概要

部署	体育スポーツ健康課
事業の概要	・オリンピアン・パラリンピアンを派遣し、体験教室を開催する。 ・ラグビートップ選手を小学校に派遣し、タグラグビーの指導教室を開催する。 ・小学校教員を対象に「タグラグビー指導者研修会」を開催する。
実施状況	・オリンピアン・パラリンピアンの派遣 ・ラグビートップ選手の派遣 ・タグラグビー指導者研修会の開催

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度)」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報償費	46,800	60,300	46,800
旅費	-	7,080	3,680
需用費	2,039,310	-	7,824
役務費	-	-	-
委託料	15,807,284	16,509,230	16,589,068
合計	17,893,394	16,576,610	16,647,372

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
総務費国庫補助金	5,595,596	4,720,890	4,680,468
教育費委託金	6,702,202	7,134,830	7,286,435
一般財源	5,595,596	4,720,890	4,680,469
合計	17,893,394	16,576,610	16,647,372

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）見積依頼に係る適切な事務処理について

所管部署名	体育スポーツ健康課
監査の視点	(1）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

本事業は、県が県内全ての市町村及び特別支援学校体育大会に対して、オリンピアン・パラリンピアンを派遣し、様々な競技の模範演技や体験教室、講演会などの中で激励メッセージなどを行うことで、児童生徒の運動・スポーツへの興味・関心を高め、オリンピック・パラリンピックへの機運醸成につなげることを目的とした事業である。

本事業は平成28年度に開始されており、県は平成28年度から平成30年度までA社に業務委託している。

＜平成30年度の事業実績＞

受託業者	A社
実施内容	オリンピアン・パラリンピアン派遣業務委託契約
委託額	3,794,633円（消費税及び地方消費税の額を含む）
事業実施期間	平成30年4月25日から平成31年2月28日まで

※出所：「県資料」を基に監査人作成

県では、本事業実施に当たり委託契約に関する事前伺いの起案・決裁が行われ、この決裁に基づき見積通知書がA社へ送付されている。

事前伺いの決裁日、見積書の提出依頼日及び受託業者が提出した見積書の提出日は次のとおりである。A社から県へ提出された見積書は２通あり、そのうちの１通は事前伺いの決裁前の日付となっていた。

＜各書類の日付等＞

事前伺い決裁日	平成30年4月16日
見積書提出依頼日	平成30年4月16日
見積書(１枚目)提出日	平成30年4月15日 記載金額：3,550,000円（消費税及び地方消費税の額を除く）
見積書(２枚目)提出日	平成30年4月25日 記載金額：3,550,000円（消費税及び地方消費税の額を除く）

※出所：「県資料」を基に監査人作成

見積書が２通となった理由について県へヒアリングを行った結果、次のような回答が得られた。

＜見積書に関する県からの回答＞

> 事前伺いの決裁日後に見積書の提出を依頼したが、A社が誤って、平成29年度の見積書様式で、かつ、平成30年4月15日付で見積書（1枚目）を提出した。
> このため、県からA社へ再度平成30年度の見積書様式で提出を求めた。その後、A社から見積書（２枚目）の再提出があった。このため、結果として、見積書が２通となった。

【指摘事項】

見積書が２通となり、そのうち１通が事前伺いの決裁日より前の日付となった理由は、上記のとおりである。

見積書が２通となった経緯を示す文書は残されていないものの、県からの回答から判断すると、２通目の見積書は平成 30 年度の見積書様式に書類を形式的に整えるための提出であり、見積金額が２通とも同額である点も合わせ、１通目の見積書が正当な見積書と考えられる。

その場合、書類の日付を確認する限り、事前伺いの決裁前に見積書を入手したこととなり、見積依頼に係る事務手続きが適正に行われていないこととなる。

また、福岡県文書管理規程によれば、事務の処理は文書をもって行うことが原則であり、常に文書の処理経過は明らかにしておかなければならない。このため、県は文書管理及び見積依頼に係る事務を適正に行う必要がある。

本事例の場合、見積書が２枚となった経緯等を文書で残す必要がある。また、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。

＜福岡県文書管理規程＞

> （文書事務の原則）
> 第３条　事務の処理は、文書をもって行うことを原則とする。
> ２　文書の処理は正確かつ迅速に行い、常にその処理経過を明らかにしておかなければならない。
> 　中略
> （所属長の職務）
> 第５条　所属長は、当該所属における文書事務が適正かつ円滑に処理されるように職員を指導監督しなければならない。

※出所：「福岡県文書管理規程」

② （結果）見積通知書に係る適切な事務処理について

所管部署名	体育スポーツ健康課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

本事業は、県がラグビーワールドカップ2019の開催を契機に、県内小学生にラグビーへの興味・関心を高め、タグラグビー（ラグビーのルールからタックルなどの身体の接触プレーを排除したもの）を通した瞬発性や敏捷性などの体力向上を図ること、また、タグラグビーの楽しさを体験させることで、生涯にわたって運動やスポーツをしようとするとともに、ラグビーワールドカップへの気運を高めることを目的とした事業である。

県では、本事業実施に当たり委託契約に関する事前伺いの起案・決裁が行われ、この決裁に基づき見積通知書が受託者へ送付されている。

事前伺いの決裁日と見積通知書の送付日は次のとおりであり、事前伺いの決裁日が見積通知書の送付日より後の日付となっていた。

＜各書類の日付＞

事前伺い決裁日	平成30年４月12日
見積通知書の送付日	平成30年４月10日

※出所：「県資料」を基に監査人作成

当該理由について県へヒアリングを行った結果、次のような回答が得られた。

＜事前伺いの決裁日に関する県からの回答＞

> 実際の業務では、事前伺いの決裁日後に見積通知書を送付することとしているため、担当者が誤って実際の決裁日とは異なる日付を、事前伺いの決裁日として記載したことにより、事前伺いの決裁日が見積通知書の日付より後の日付となったと考えられる。
> ただし、実際の決裁日を確認できる書面等は残っていない。

※出所：「県からの回答」

【指摘事項】

事前伺いの決裁日が見積通知書送付日より後の日付となっていた理由は、上記のとおりである。

しかし、事務の処理過程を明らかにした文書から判断すると、事前伺いの決裁前に見積通知書を送付した可能性を否定できない。

福岡県文書管理規程によれば、文書の処理は正確かつ迅速に行う必要がある。このため、県は適切な文書管理及び見積依頼に係る事務を行う必要がある。

また、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。

＜福岡県文書管理規程＞

> （文書事務の原則）
> 第３条　事務の処理は、文書をもって行うことを原則とする。
> ２　文書の処理は正確かつ迅速に行い、常にその処理経過を明らかにしておかなければならない。
> 　中略
> （所属長の職務）
> 第５条　所属長は、当該所属における文書事務が適正かつ円滑に処理されるように職員を指導監督しなければならない。

※出所：「福岡県文書管理規程」

③ （結果）委託事業に係る事業内容の適切な検査について

所管部署名	体育スポーツ健康課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業として、県内の市町村及び特別支援学校体育大会へオリンピアン・パラリンピアンを派遣し、様々な競技の模範演技や体験教室、講演会等の中で激励メッセージ等を行い、児童生徒の運動・スポーツへの興味・関心を高め、オリンピック・パラリンピックへの機運醸成を行っている。

事業の実施に当たっては、事業者へ委託を行っており、委託業務の概要は次のとおりである。

＜委託業務の概要＞

委託業務名	平成30年度オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業
委託業務の概要	(1)　各市町村との内容調整 (2)　各市町村別事業計画の作成 (3)　オリンピアン・パラリンピアン等の派遣にかかる調整 (4)　スポーツ教室等へのオリンピアン・パラリンピアンの派遣、当日の対応 (5)　成果報告書の作成
委託業務の内容	県内22市町村及び視覚特別支援体育大会が実施する行事等（スポーツ教室を含む）において、オリンピアン・パラリンピアンを派遣しスポーツ教室等を実施することにより、児童生徒の運動・スポーツに対する意欲の喚起や技術の向上及び地域スポーツを推進する。時間は２時間程度。 ※県内22市町村及び視覚特別支援体育大会が実施する行事等（スポーツ教室を含む）における実施を想定しているため、予定開催回数は23回である。
委託契約期間	契約締結の日から平成31年２月28日まで

委託料実績額	当初契約額：3,834千円 確定額　　：3,795千円 変更増減額：▲39千円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

【指摘事項】

上記のとおり、本委託業務は、県内市町村及び視覚特別支援体育大会において合計23回の開催が予定されていたが、受託業者から提出された実施報告書によれば、合計20回の開催が記載されており、仕様書記載回数に比べて３回少ない。

しかし、実施報告書には開催回数が少ない理由等の記載はなく、また、県が作成した検査調書にも開催回数が少ない理由、その内容で問題が無いか等の記載はない。

また、契約金額については、開催回数が23回から20回へ変更されたことによる減少割合は約▲13%（３回／23回）であることに対し、当初契約額は3,834千円、金額確定額は3,795千円であり変更増減額は▲39千円、減少割合は約▲１%（▲39千円／3,834千円）と僅少である。すなわち、開催回数の減少割合程には契約金額は減額されていないが、この理由等についても実施報告書及び検査調書に特段の記載はない。

県からの回答によれば、開催回数が少なくなった理由は雨天により中止になったものであり、その分、他の派遣事業の開催を充実しており問題ないとのことである。

しかし、文書を査閲する限りにおいて、その回答内容は具体的に文書に記載されておらず、仕様書記載の要件を満たした事業が実施されたのか明確でなく、県による業務の検査も適切に実施されたのか疑念も生じかねない。

以上から、県は、仕様書の内容に基づき受託業者に対して、開催回数が減少した理由、他の派遣事業の開催を充実している場合はその具体的内容等を実施報告書に記載することを求めるとともに、事業の実施結果を詳細に検査し、仕様書記載内容と実施結果が異なる場合は、その旨、その内容で問題ないか等を検査調書等に記載する必要がある。

④　（意見）県業務と任意団体業務の明確な区分、及び適切な文書事務の徹底について

所管部署名	体育スポーツ健康課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 　ア　事業全般に関する事項

【現状】

県では、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育を推進するため、体育スポーツ健康課内に任意団体であるオリンピック・パラリンピック教育推進福岡県実行委員会（以下、本意見において「実行委員会」という。）を設け、県から実行委員会に対して各種事業の委託等を行っている。

＜実行委員会の概要＞

名称	オリンピック・パラリンピック教育推進福岡県実行委員会
設置目的	福岡県におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進に関連して必要な事業を行うこと。
事業概要	・福岡県におけるオリンピック・パラリンピック教育推進のための方針決定。 ・スポーツ庁並びに県内の各推進校との間における連絡・調整 ・推進校に対しての必要な各種費用の支払い事務
会員・構成団体等	事務局長：福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課　課長補佐 事務局次長：同　体育・健康教育班　総括指導主事 　　　　　　同　管理係長 事務局員：福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 　　　　　体育・健康教育班　指導主事 　　　　　福岡県体育研究所　指導主事 　　　　　臨時職員（経理担当）
平成30年度業務実績の概要	オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業 ・県からの委託事業として、学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進に向けた実践的な調査研究を行うもの。 ・事業費実績 7,286千円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

【意見】

県で作成された「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業」に関する文書ファイルを査閲したところ、実行委員会で起案された文書が県の文書に混在して綴じられていた。

実行委員会は任意団体であり、県の文書と実行委員会の文書が混在している場合、委託者と受託者が適切に区別されていないのではないか、県の事業と実行委員会の事業が混同されており事業の実施主体が曖昧ではないかといった疑念を招きかねない。

このため、県は、実行委員会の業務と県の業務の混同を避けるとともに、実行委員会と県の文書ファイルを明確に区分し、適切な文書事務を徹底することが望ましい。

（４）いじめ・不登校総合対策事業の実施＜重点事業４＞

ア　スクールカウンセラー活用事業費

（ア）事業概要

部署	義務教育課、教育事務所
事業の概要	学校におけるカウンセリング機能を充実するため、公立中学校等（指定都市除く。）に心の専門家である臨床心理士等を配置した。
実施状況	スクールカウンセラー配置校数 公立中学校　204校　義務教育学校含む 県立中学校　４校 県立中等教育学校　１校 各教育事務所（スクールカウンセラー・スーパーバイザー配置） スクールカウンセラー相談実績（公立中学校）※SV除く （下表） ※相談件数はSCSVを含む

教育事務所	福岡	北九州	北筑後	南筑後	筑豊	京築	合計
カウンセラー人数	58	19	34	37	36	20	204
相談件数	13,991	5,781	10,898	7,823	11,166	5,987	55,646

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報酬	233,480,556	234,020,474	234,595,206
共済費	829,759	773,699	739,000
旅費	905,530	897,070	1,043,690
合計	235,215,845	235,691,243	236,377,896

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
教育費国庫補助金	78,092,000	78,487,179	78,269,000
雇用保険料納付金	134,188	99,553	71,513
一般財源	156,989,657	157,104,511	158,037,383
合計	235,215,845	235,691,243	236,377,896

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）スクールカウンセラーの勤務実績に係る確認の強化について

所管部署名	義務教育課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

スクールカウンセラー活用事業の概要は、「（ア）　事業概要」に記載のとおりである。

公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置について、学校別の配置時間数の決定、スクールカウンセラーに対する報酬の支払い等の事務手続きは、県内各地区の教育事務所で行われている。

平成30年度における各教育事務所における報酬支払い実績は次のとおりである。

＜平成30年度におけるスクールカウンセラーに対する報酬支払実績＞

教育事務所名	公立中学校数	スクールカウンセラー数	報酬額合計
福岡	58	38	59,988千円
北九州	19	15	23,420千円
北筑後	34	22	37,999千円
南筑後	37	28	40,672千円
筑豊	36	25	41,933千円
京築	20	13	23,060千円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

本監査において、北九州教育事務所におけるスクールカウンセラーに関する報酬の支払いに関する書類の査閲及び質問を行った。

北九州教育事務所で行われていた報酬支払いに関する事務の流れは、次のとおりであった。

＜報酬支払いに関する事務の流れ＞

①　各中学校から、毎月初めに、前月分のスクールカウンセラーに関する「非常勤講師等時間数実績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」が送付されてくる。

「非常勤講師等時間数実績整理簿」は、スクールカウンセラー個々人の勤務日、勤務実績時間数等が記載されており、担当者及び学校長の印鑑が押印されている。

「臨時職員等支給調書」は、スクールカウンセラー個々人の勤務実績時間数に応じて、報酬額、源泉所得税額及び差引支給額が記載されている。

②　教育事務所の担当者は、「非常勤講師等時間数実績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」を受け取った後、記載されている日数及び時間数について計算誤りがないか確認する。

③　教育事務所の担当者は、確認の後、問題がなければ報酬の支払い処理を行う。

※出所：「県資料」を基に監査人作成

しかし、査閲した書類のうち、６月分の報酬支払いにおいて、「非常勤講師等時間数実績整理簿」に記載された勤務実績時間数が単純な計算誤りにより実際よりも少なく記載されていたが、その誤りに気付かず、過少に報酬が支払われていたものがあった。なお、報酬額の支払い誤りは適時に発見されており、次月分の報酬支払い時に差額は支給されていた。

また、教育事務所担当者に、「非常勤講師等時間数実績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」に記載されている勤務日及び勤務実績時間数の正確性・実在性について質問した。その結果、これらについては各中学校の担当者及び学校長で確認済みであることから、勤務日及び勤務実績時間数の正確性・実在性までは確認していないとのことであった。

【指摘事項】

各中学校から提出される「非常勤講師等時間数実績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」については、記載誤りがある可能性を否定できない。すなわち、上記のとおり、実際に記載が誤っていたが、教育事務所担当者は、その単純な計算誤りに気付かず、過少に報酬を支払っていた事例が生じていた。

また、記載されている勤務日及び勤務実績時間数の正確性・実在性については確認されていないとのことであるため、記載内容が実際の勤務日及び時間数と異なっていた場合は、その誤りに気付かず、誤った金額で報酬を支払いかねないこととなる。

このため、県は、スクールカウンセラーに適切な報酬額を支払うために、「非常勤講師等時間数実績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」の記載内容について、計算の正確性の確認を改めて強化するとともに、勤務日及び勤務実績時間数の正確性・実在性についても確認する必要がある。

なお、正確性・実在性の具体的な確認方法としては、スクールカウンセラーの出勤簿等勤務実績がわかる書類との照合が考えられるが、教育事務所担当者の負担が大きい場合は、サンプルベースで確認を行うことも考えられる。

また、確認した結果は、その旨及び内容を書面で残しておくことが望ましい。

イ　児童生徒を取り巻く生活環境改善事業費

（ア）事業概要

部署	義務教育課、高校教育課
事業の概要	貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題により教育困難となっている学校に教員以外の専門スタッフを配置・派遣し、学校の環境改善及び専門性を生かした組織的取組の推進を図ることにより、教員が児童生徒の指導に専念でき、学力向上、進路実現に向けた学校の体制を構築する。
実施状況	【義務教育課】 ○市町村支援 ・９市町にスクールソーシャルワーカーを配置 ・42市町村にスクールソーシャルワーカー配置経費を助成 ○小中学校支援（指定３中学校区） ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・生徒指導支援スタッフ（警察官OB）の配置 【高校教育課】 ○県立高校支援 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 予算については、義務教育課から執行委任を受けて実施している。

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報酬	45,520,739	45,985,152	35,080,907
共済費	118,000	117,500	91,000
報償費	78,000	132,000	123,000
旅費	864,700	1,097,530	745,910
負担金、補助及び交付金	-	-	31,324,000
合計	46,581,439	47,332,182	67,364,817

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
教育費国庫補助金	13,541,000	13,680,000	17,782,000
一般財源	33,040,439	33,652,182	49,582,817
合計	46,581,439	47,332,182	67,364,817

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

① （結果）補助金に係る事業実施報告書の適切な調査について

所管部署名	義務教育課
監査の視点	（1）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、スクールソーシャルワーカー配置事業として、市町村（指定都市及び中核市を除き、学校組合を含む。以下、本意見において「市町村等」という。）が実施するスクールソーシャルワーカーを配置するための事業に対し、事業に必要な経費の３分の１以内の補助を行い、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図っている。

補助事業の概要及び平成30年度の補助実績は次のとおりである。

＜補助事業の概要＞

補助対象事業者	市町村等
補助対象事業	補助対象事業者がスクールソーシャルワーカーを中学校区に配置するために行う事業
補助対象経費	諸謝金、報酬、旅費、交通費、賃金、保険料（社会保険料）、委託費
補助金の額	補助対象経費の1/3以内とする。

※出所：「スクールソーシャルワーカー配置事業補助金交付要綱」を基に監査人作成

＜平成30年度補助実績＞

補助対象事業者の数	42
補助金交付額	31,324千円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

補助金交付を受けた市町村等から提出された事業実施報告書を査閲した。事業実施報告書は、事業実施の内容及び事業の成果を記載する様式である。

その結果、複数の市町村等における事業実施報告書では、スクールソーシャルワーカーが具体的に何処の学校に配置されているか、どのように配置されているか等が不明であり、事業実施の内容を具体的に把握できなかった。また、同様に複数の市町村等の事業実施報告書では、事業の成果の記載内容が簡便的であり、具体的な事業の成果を把握できなかった。

【指摘事項】

県の補助金等交付規則のとおり、県は補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する必要がある。

＜補助金交付に係る調査＞

(補助金等の額の確定等) 第14条　知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

※出所：「福岡県補助金等交付規則」

調査を実施するためには、事業の実施内容及び事業の成果を具体的に把握する必要があると考えられる。しかし、上記のとおり、事業実施報告書の記載内容が不十分であると考えられる事例が複数あり、県は事業実施の内容を具体的に把握しておらず、また、追加記載を市町村に求めることもしていないことから、結果として、県は具体的な調査を行っていないと考えざるを得ない状況である。

このため、県は、事業実施の内容及び事業の成果を適切に把握するため、事業実施報告書の記載をより具体的かつ適切に行うよう市町村等を指導するとともに、事業の実施内容及び事業の成果を具体的に調査する必要がある。

（５）電子黒板活用実証研究事業の実施
ア　福岡県電子黒板活用実証研究費
（ア）事業概要

部署	施設課
事業の概要	○県立学校における電子黒板の導入と授業活用方法、職員の研修方法、運用の在り方等の実証研究に要する経費 ○市町村立学校における電子黒板整備に対する支援に要する経費
実施状況	○県立学校へ各１台電子黒板を配備（119校） ○電子黒板整備費補助（20市町村、292台） ○電子黒板活用研修の実施（19市町村（中学校組合）、21回）

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
需用費	17,835,405	9,413,454	12,080,319
委託料	10,661,000	6,667,303	7,116,062
使用料及び賃借料	10,756,000	39,701,377	66,126,000
工事請負費	-	14,607,000	-
負担金、補助及び交付金	40,182,000	34,257,000	18,342,000
合計	79,434,405	104,646,134	103,664,381

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
一般財源	79,434,405	104,646,134	103,664,381
合計	79,434,405	104,646,134	103,664,381

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見
①　（結果）予定価格設定の根拠資料の適切な作成・保管について

所管部署名	施設課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】
県は、ICT（「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。）を活用した教育活動推進の一環として、平成28年度から平成30年度までの３年間で、全県立学校119校に各学年１台ずつの電子黒板をリース契約にて配備している。
平成30年度に締結しているリース契約の概要は次のとおりである。

＜平成30年度電子黒板賃貸借契約の概要＞

契約名	電子黒板等賃貸借契約
調達の概要	・電子黒板124台、電子黒板用デスクトップパソコン104台、タブレット299台、書画カメラ124台、画像転送装置124式、デジタル教材制作ソフト104式、無線アクセスポイント124式、電子黒板パソコン管理ソフト１式　、他 ・契約期間における機器の保守
契約期間	2018年７月３日から2023年９月30日まで
賃貸借期間	2018年９月１日から2023年８月31日まで
契約方法	一般競争入札（２者入札）
予定価格	124,022,000円
契約業者	ＮＴＴファイナンス株式会社九州支店
契約金額	122,796,000円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

契約業者を決定するための入札に当たり予定価格が設定されているが、積算資料を査閲したところ、「各機器○○円×□□台」という項目の積み上げで積算が行われていた。また、保守費用については「3,480,000円×５年」という項目が加算されているのみで、人件費単価や見積り工数の記載はない。予定価格調書にも「市場調査により積算」という記載があるのみで、積算の根拠資料を確認することができなかった。
県担当者にヒアリングしたところ、事前に徴取した参考見積りをほぼそのまま利用して予定価格としたとのことである。
予定価格の決定方法については、福岡県財務規則において次のように規定され、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることが求められている。

＜予定価格の決定方法について＞

（予定価格の決定方法）
第152条　（略）
２　予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

※出所：「福岡県財務規則」

予定価格設定の根拠資料が保管されていなければ、各機器、人件費の単価や見積り工数の妥当性を裏付ける根拠が明確でないため、予定価格が適正に設定されているのか判断ができない。

【指摘事項】
予定価格を適正に設定し、その根拠となる積算資料を適切に作成・保管しておくことは発注者である県の責務であると考えられる。
予定価格を設定するに当たっては、単純に参考見積りを利用するだけではなく、可能な限り取引の実例価格、需給の状況等も考慮し、その根拠資料を適切に作成・保管することが必要である。

② （意見）ICT機器の賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について

所管部署名	施設課
監査の視点	（1）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、前項に記載のとおり、リース契約にて電子黒板を配備している。

本契約には、ICT機器の賃借のほか、機器やシステムの保守も含まれているが、賃貸借契約書を確認したところ、機器等の賃借料と保守費用の内訳が明示されていなかった。

一方で、同じく平成30年度に調達した教育情報ネットワークに係るサーバ等機器の情報システムの賃貸借契約では、次のとおり、契約書上で賃借料の額と保守費用の額とが区分されていた。

＜教育情報ネットワークに係るサーバ等機器調達の概要＞

契約名	教育情報ネットワークに係るサーバ等機機器賃貸借及び保守契約
システムの概要	主にパソコン、職員室内情報保存サーバ、ウイルス対策ソフト等の教育情報ネットワークに係る機器一式
契約期間	平成30年7月10日から令和5年10月31日まで
賃貸借期間	平成30年10月1日から令和5年9月30日まで
契約方法	不落随意契約
契約業者	NTTファイナンス株式会社九州支店
契約金額	339,137,280円 （内訳） 賃貸借料（賃借料）：284,057,280円 委託料（保守費用）：55,080,000円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

【意見】

ICT機器の賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握しておくべきものである。

賃借料と保守費の内訳が明確でないと、それぞれの金額の妥当性が確認できず、今後、同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。

ICT機器を保守業務込みで調達する際は、上記の「教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守契約」の例のように、調達・賃借に係る金額と保守業務に係る金額の内訳を区分して契約締結することが望まれる。

（6）校務の情報化の推進

ア　県立学校情報化推進費

（ア）事業概要

部署	施設課
事業の概要	県立学校における校務用パソコン等の整備に関する経費
実施状況	○26年度に導入したパソコン等のリース ○21年度に導入したパソコン・サーバの更新、保守 ○教育用コンピュータのインターネットへの接続環境の維持（FCH廃止後の環境維持） ○教員がインターネットに接続できる環境の整備（フィルタリング）

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
通信運搬費	3,077,868	3,077,868	3,077,868
委託料	17,249,000	11,422,000	11,422,000
使用料及び賃借料	70,759,000	75,045,000	136,696,000
合計	91,085,868	89,544,868	151,195,868

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
一般財源	91,085,868	89,544,868	151,195,868
合計	91,085,868	89,544,868	151,195,868

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

① （意見）情報セキュリティ監査結果に係る改善状況の確認について

所管部署名	施設課
監査の視点	（2）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

県は、各種校務をシステム化することによって業務の効率化を図り、県立学校の情報化を推進するため、校務支援システムや教職員用パソコンを導入している。

県が管理する情報システムは、「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」において、次のように情報セキュリティ対策として、監査を実施することが求められている。

＜情報セキュリティ監査について＞

(情報セキュリティ監査) 第38条 情報セキュリティ統括管理者は、必要に応じて、情報システム管理者又はその業務を委託している外部業者に対して、本基準及び関連規定に定める情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、情報セキュリティ監査を実施しなければならない。

※出所：「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」

上記の規定を踏まえ、県では総務企画課及び施設課の２課が主体となり、５年に１度は各課や県立学校、教育事務所等の出先機関の実地監査を行うローテーション計画を立案して、毎年度情報セキュリティ監査を行っている。

平成30年度は、次のとおり、監査対象144所属のうち、27所属に対して実地監査を行っている。

＜平成30年度の情報セキュリティ監査の実施状況＞

区分	総数	実地監査数
本庁各課	11	-
中学校	4	1
中等教育学校	1	-
高等学校	94	20
特別支援学校	20	5
教育事務所	6	1
その他	8	-
合計	144	27

※出所：「県資料」を基に監査人作成

平成30年度の実地監査の結果は、各所属長に対して文面で通知されているが、各所属からの改善の報告は行われておらず、また施設課による改善状況の確認も実施されていない。

実地監査結果通知を査閲したところ、指摘されている不適切な事務処理には、次のように、重要性が高く、至急改善を要すると考えられる事項も含まれていた。

＜情報セキュリティ実地監査における指摘事項について＞

１．全般事項 ・事務室からUSBを貸し出す際に、担当部門（進路・生徒指導等）に貸し出したままになっており、使用状況について管理していない。（１所属） ・重要度に応じた、ファイルへのパスワード設定等の措置が講じられていない。（１所属） ２．委託事務（個人情報取扱特記事項の取扱） ・委託契約（生徒尿検査・Ｘ線検査等）において、特記事項を交していない。（１所属） ３．学校調査 ・個人情報に接触する権限を有する者を基準等に明記又は所属内で周知の方法による限定ができていなかった。（1所属） ４．執務環境 【職員室】 ・校内ネットワーク及び生徒ネットワークに接続している所属購入PCにウィルス対策対応確認シールが貼られていない。（５所属） ・パソコンのID及びパスワードが誰でも確認できる場所に貼り付けられていた。（16施設） ・デスクトップ上に複数のデータ保存が見受けられた。（１所属） 【事務室】 ・パソコンのID及びパスワードが誰でも確認できる場所に貼り付けられていた。（12施設） ・個人情報が記載された文書を裏紙として使用していた。（３所属） ・個人情報を保管しているキャビネットに扉がなかった。（１所属）

※出所：「平成30年度個人情報の管理状況に関する監査結果について」

県が情報セキュリティ監査を実施するに当たっては、「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」において、次のように、対応が必要とされた事項については速やかに改善措置を講じなければならない、と定められている。

＜情報セキュリティ監査について＞

(情報セキュリティ監査) 第38条 １～２（略） ３　情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査の結果、対応が必要とされた事項について、速やかに改善措置を講じなければならない。また、その実施に当たっては、情報セキュリティ統括管理者と協議を行い、その指導又は助言を受けるものとする。

※出所：「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」

しかし、指摘を受けた各所属からの改善報告等の提出はなく、情報セキュリティ統括管理者である施設課による改善状況の確認も適時に実施されていないため、改善措置が講じられているか否かの確認ができていない。

【意見】

県立学校等では、パソコンや校務支援システム等の情報システム内に、就学中の生徒の個人情報などが含まれており、情報セキュリティに関する対策は極めて重要である。

県による情報セキュリティの実地監査の指摘事項の中には、パスワードの未設定、ウイルス対策対応の確認漏れや個人情報の保管不備など、早急に改善を要する事項も含まれている。

これらの指摘事項の改善状況を適時に把握し、各所属に対して改善を促すことは、監督機関である県の重要な責務である。

県は、重要性の高い実地監査の指摘事項については、改善報告書の提出を義務付け、改善状況を確認することにより、監査対象の各所属への情報セキュリティ対策の指導を徹底することが望まれる。

② （意見）情報セキュリティ監査における外部監査実施の検討について

所管部署名	施設課
監査の視点	(２) 教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】
県は、各種校務をシステム化することによって業務の効率化を図り、県立学校の情報化を推進するため、校務支援システムや教職員用パソコンを導入している。
県が管理する情報システムは、「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」において、次のように情報セキュリティ対策として、監査を実施することが求められている。
＜情報セキュリティ監査について＞

> (情報セキュリティ監査)
> 第38条
> 情報セキュリティ統括管理者は、必要に応じて、情報システム管理者又はその業務を委託している外部業者に対して、本基準及び関連規定に定める情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、情報セキュリティ監査を実施しなければならない。

※出所：「福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準」

上記の基準を踏まえ、県では総務企画課及び施設課の２課が主体となり、５年に１度は各課、県立学校、教育事務所等の出先機関に実地監査を行うローテーション計画を立案し、毎年度情報セキュリティ監査を行っている。
しかし、当該監査は同じ教育委員会内の関係者によって実施されていることから、外部監査ではなく、内部監査あるいは自己点検であると考えられる。
情報セキュリティの監査については、総務省より「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（平成30年９月版）」（以下「ガイドライン」という。）が公表されており、情報セキュリティ監査の種類を次のように定めている。
＜情報セキュリティ監査の種類について＞

> １．３．情報セキュリティ監査の意義と種類
> （１）略
> （２）内部監査と外部監査
> 情報セキュリティ監査には、地方公共団体内の職員自らが監査を行う内部監査と外部に委託して監査を行う外部監査がある。なお、内部監査の場合も被監査部門と独立した監査人等が監査を行うことが必要であり、情報システム等を運用する者自らによる検証を行う場合は、監査ではなく自己点検になる。
> 内部監査は、外部に委託する経費を要しないほか、監査の実施を通じて内部職員の情報セキュリティに対する意識を高めることができるという長所がある。他方、外部監査は、第三者の視点による客観性や専門性を確保できるという長所がある。地方公共団体の業務は公共性が高く、住民の権利等を守るという目的があることから、内部監査に加え、外部監査を行うことが望ましい。

※出所：「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（平成30年９月版）」

県では、「ガイドライン」で定められているような、被監査部門と独立した監査人等が監査を行う内部監査のほか、外部に委託して監査を行う外部監査は実施されていない。

【意見】
県が管理する情報システムには、県立学校全ての教職員が利用し、就学中の生徒全員の個人情報を取り扱う「校務支援システム」等も含まれており、情報セキュリティに関する対策は極めて重要である。
県は、情報セキュリティの統括部署である知事部局の企画・地域振興部情報政策課による内部監査や、高度な専門知識を有する外部専門家による外部監査の実施を検討することが望まれる。

③　（意見）情報システムの賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について

所管部署名	施設課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】
県は、各種校務をシステム化することによって業務の効率化を図り、働き方改革の一環として教員の業務負担を軽減するため、校務支援システムを導入している。
平成30年度においては、全学校・全教員が一律に利用する業務である「施設管理」及び「教員間の情報共有」、また、災害時の対策として保護者等への緊急連絡を可能とする「家庭や地域への情報発信」のシステム化が先行して行われている。
平成30年度に導入した校務支援システムの概要は次のとおりである。
＜校務支援システム調達の概要＞

契約名	校務支援システム賃貸借契約
システムの概要	下記の機能を有する (1) 組織向けポータルシステム「EzSuite」 各県立学校内でスケジュール管理・施設予約ができる。 (2) 一斉送信システム「Mairis」 各県立学校から保護者へ一斉にメールを配信できる。
契約期間	平成30年11月27日から令和３年３月31日まで
賃貸借期間	平成30年12月１日から令和３年３月31日まで
契約方法	随意契約
契約業者	西日本電信電話株式会社福岡支店
契約金額	10,780,560円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

校務支援システムの契約には、情報システムの賃借のほか、システムの保守も含まれているが、賃貸借契約書を確認したところ、情報システムの賃借料と保守費用の内訳が明示されていなかった。また、予定価格を設定する際も賃借料と保守費用の内訳を明示した見積書は入手されていない。
一方で、同じく平成30年度に調達した教育情報ネットワークに係るサーバ等機器の情報システムの賃貸借契約では、次のとおり、契約書上で賃借料の額と保守費用の額とが区分されていた。
＜教育情報ネットワークに係るサーバ等機器調達の概要＞

契約名	教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守契約
システムの概要	主にパソコン、職員室内情報保存サーバ、ウイルス対策ソフト等の教育情報ネットワークに係る機器一式
契約期間	平成30年７月10日から令和５年10月31日まで
賃貸借期間	平成30年10月１日から令和５年９月30日まで
契約方法	不落随意契約
契約業者	NTTファイナンス株式会社九州支店
契約金額	339,137,280円

	（内訳） 賃貸借料（賃借料）　：284,057,280円 委託料（保守費用）　： 55,080,000円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

【意見】

情報システムの賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握しておくべきものである。

また、情報システムの保守業務は、システムを調達した業者以外に委託することが困難なことも多く、複数年にわたって同じ業者と契約が継続されるケースが多いため、保守費用は翌年度以降の予定価格の設定のためにも十分に検証される必要がある。

賃借料と保守費の内訳が不明であると、それぞれの金額の妥当性が確認できず、今後、同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。

情報システムを導入する際は、上記の「教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守契約」の例のように、調達・賃借に係る金額と保守業務に係る金額の内訳を区分して契約締結することが望まれる。

（７）高等学校奨学金事業の実施

ア　奨学事業助成費

（ア）事業概要

部署	高校教育課
事業の概　要	・公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が行う奨学事業及び同財団支所の運営費に対する補助
実　施状　況	・奨学事業に対する補助をした。

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
負担金、補助及び交付金	536,766,000	171,587,000	167,442,000
償還金、利子及び割引料	127,552,277	-	-
合計	664,318,277	171,587,000	167,442,000

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
一般財源	664,318,277	171,587,000	167,442,000
合計	664,318,277	171,587,000	167,442,000

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）補助金額算定方法の明確化及び補助金額確定の適切性確保について

所管部署名	高校教育課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

「奨学事業助成費」事業は、福岡県高等学校等奨学金事業に係る県費補助金交付要綱（以下、本意見において「要綱」という。）に基づき、福岡県高等学校等奨学金事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が事業を円滑に遂行するために経費の一部を補助することを目的としている。

この補助金（以下「県費補助金」という。）の交付の対象となる経費は、福岡県高等学校等奨学事業（以下、本意見において「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内で知事が認める経費（以下、本意見において「補助対象経費」という。）である。補助対象経費の区分及び補助率（額）は次のとおりである。

＜補助対象経費の区分及び補助率（額）＞

補助事業	補助対象経費	補助率（額）
・奨学金の貸与・返還に関する業務 ・入学支度金の貸与・返還に関する業務 ・調査・研究業務に関する経費 ・選考委員会に関する経費	貸付金 （補助対象経費①）	当該年度の事業計画に基づく奨学金等の貸与総額及び次年度繰越金から当該年度の事業計画に基づく奨学金等貸与者からの返還金の総額及び前年度繰越金を控除した額
	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、公課費、負担金 （補助対象経費②）	10／10

※出所：「要綱」

平成30年度における補助事業者は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下、本意見において「財団」という。）である。

平成 30 年度における申請時及び事業実績報告時の県費補助金の算定内容は次のとおりである。なお、平成30年度においては補助対象経費①に対する補助金申請は「0円」の申請であった。

＜県費補助金の算定＞　（単位：円）

補助対象経費	項目	申請時の県費補助金の算定	事業実績報告時の県費補助金の算定
貸付金（補助対象経費①）	奨学金貸与支出	3,251,718,000	3,167,693,000
	次年度繰越金	1,317,823,000	1,168,324,785
	支出計①	4,569,541,000	4,336,017,785
	奨学金回収金収入	4,011,285,000	4,206,882,945
	前年度繰越金	558,256,000	699,400,225
	雑収入	0	（※2）　447,248
	収入計②	4,569,541,000	4,906,730,418
	県費補助金Ⅰ（①－②）	**0**	**（※1）　0**
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、公課費、負担金（補助対象経費②）	人件費支出	77,562,000	91,103,662
	事務費支出	90,081,000	76,801,303
	総務費支出	833,000	1,613,246
	運営費支出	72,538,000	67,093,491
	督促手続費支出	16,710,000	8,094,566
	支出計①	167,643,000	167,904,965
	基本財産・特定資産運用収入	26,000	10,018
	雑収入	175,000	（※2）　452,947
	収入計②	201,000	462,965
	県費補助金Ⅱ（①－②）	**167,442,000**	**167,442,000**
県費補助金の合計（Ⅰ＋Ⅱ）		**167,442,000**	**167,442,000**

（※1）補助対象経費①については実績報告時に収入が支出を上回ったため県費補助金は０円となっている。

（※2）財団の収支計算書に計上された雑収入 900,195 円について、補助対象経費①に対する県費補助金から 447,248 円、補助対象経費②に対する県費補助金から 452,947 円を控除している。

※出所：「福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金交付申請書」、「福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金交付決定通知書」、「平成 30 年度福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金事業報告書」及び「平成 30 年度福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金確定通知書」を基に監査人作成

上表のとおり、申請時の県費補助金の算定では「基本財産・特定資産運用収入」及び「雑収入」といったその他の収入を補助対象経費②からのみ控除しているが、事業実績報告時の県費補助金の算定では、これらのその他の収入を補助対象経費①及び補助対象経費②に分けて控除しており、申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方法が相違している。

この点、要綱上、県費補助金の算定において、その他の収入を控除する方法までは規定されていないが、下表のとおり、申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方法を同様に取り扱う場合（その他の収入を補助対象経費②からのみ控除する場合）、県費補助金は 166,994,752 円と算定され、県が実際に交付した補助金額 167,442,000 円とは 447,248 円相違することになる。

＜県費補助金の算定（その他の収入を控除）＞　（単位：円）

補助対象経費	項目	申請時の県費補助金の算定（再掲）	事業実績報告時の県費補助金の算定（その他の収入を補助対象経費②からのみ控除）
貸付金（補助対象経費①）	奨学金貸与支出	3,251,718,000	3,167,693,000
	次年度繰越金	1,317,823,000	1,168,324,785
	支出計①	4,569,541,000	4,336,017,785
	奨学金回収金収入	4,011,285,000	4,206,882,945
	前年度繰越金	558,256,000	699,400,225
	雑収入	0	（※2）　0
	収入計②	4,569,541,000	4,906,283,170
	県費補助金Ⅰ（①－②）	**0**	**（※1）　0**
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、公課費、負担金（補助対象経費②）	人件費支出	77,562,000	91,103,662
	事務費支出	90,081,000	76,801,303
	総務費支出	833,000	1,613,246
	運営費支出	72,538,000	67,093,491
	督促手続費支出	16,710,000	8,094,566
	支出計①	167,643,000	167,904,965
	基本財産・特定資産運用収入	26,000	10,018
	雑収入	175,000	（※2）　900,195
	収入計②	201,000	910,213
	県費補助金Ⅱ（①－②）	**167,442,000**	**166,994,752**
県費補助金の合計（Ⅰ＋Ⅱ）		**167,442,000**	**166,994,752**

（※1）補助対象経費①については、実績報告時に収入が支出を上回ったため県費補助金は０円となっている。

（※2）財団の収支計算書に計上された雑収入 900,195 円について、補助対象経費②に対する県費補助金から全額を控除している。

※出所：「福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金交付申請書」、「福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金交付決定通知書」、「平成 30 年度福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金事業報告書」及び「平成 30 年度福岡県高等学校等奨学金事業県費補助金確定通知書」を基に監査人作成

また、補助対象経費として事務費支出の運営費支出に「備品購入費支出 199,599円」が実績額に含められている。しかし、要綱上、補助対象経費として「需用費」の記載はあるが、「備品購入費」は掲げられておらず、補助対象経費の範囲が明確でない。

【指摘事項】

申請時の県費補助金の算定では「基本財産・特定資産運用収入」及び「雑収入」といったその他の収入を補助対象経費②からのみ控除しているが、事業実績報告時の県費補助金の算定では、これらのその他の収入を補助対象経費①及び補助対象経費②に分けて控除しており、申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方法が相違している。

申請時と事業実績報告時の県費補助金の算定方法を同様に取り扱い、その他の収入を補助対象経費②からのみ控除する方法により算定した場合、県費補助金の算定額が 447,248 円相違することになる。

また、その他の収入を補助対象経費①及び補助対象経費②に分けて控除しているが、その按分基準も明確でなく、結果的には、当初の県費補助金交付決定額と事業実績報告時の県費補助金の確定額が一致するようにその他の収入を分けて控除しているようにも見受けられる。

要綱上、その他の収入を控除する方法は規定されていないが、県費補助金の算定の明確化のため、要綱においてその取扱いを明確に規定する必要がある。

また、補助金申請時及び事業実績報告時において、補助金算定の対象となる補助対象経費の範囲が曖昧とならないように審査を徹底する必要がある。

特に、補助事業を実施する財団（福岡支所）の所在が、福岡県庁の高校教育課と同じフロアにある点に鑑みても、要綱上、補助対象経費の範囲や補助金の算定方法を明確にし、補助金額算定に係る曖昧さを排除する必要があると考えられる。

（８）高等学校等就学支援金事業の実施

ア　公立高等学校等就学支援金交付金

（ア）事業概要

部署	財務課
事業の概　要	公立高等学校等に在学する高校生等に対して、授業料に充てるために支給する高等学校等就学支援金に要する経費
実　施状　況	公立高等学校等に在学する高校生等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、授業料の実質無償化を図った。

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成 30 年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成 30年度
共済費	7,379,895	8,173,265	3,448,274
賃金	75,177,203	75,975,684	64,924,055
旅費	43,460	334,000	200,640
需用費	1,030,683	1,696,208	1,047,485
役務費	6,852,372	6,897,000	4,064,000
委託料	5,761,068	6,872,535	7,162,836
負担金、補助及び交付金	7,599,172,530	7,490,969,480	7,435,975,440
合計	7,695,417,211	7,590,918,172	7,516,822,730

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成 30年度
教育費国庫負担金（県立学校分）	6,903,646,831	6,881,608,032	6,807,288,315
教育費国庫負担金（県立以外）	788,781,600	704,607,600	705,730,500
教育費国庫補助金	2,988,780	4,702,540	3,803,915
合計	7,695,417,211	7,590,918,172	7,516,822,730

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について

所管部署名	財務課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

公立高等学校等就学支援金は、福岡県立高等学校、福岡県立中等教育学校の後期課程及び県内の市町組合立高等学校（以下「公立高等学校等」という。）に在学する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給し、授業料の実質無償化を図るものである。

支給対象は、公立高等学校等に在学する生徒（平成26年４月１日以降の入学者）のうち、日本国内に住所を有する者である。ただし、次のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 高等学校等を卒業し又は修了した者
(2) 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制又は通信制は48月）を超える者（ただし「学び直し支援金」を支給する場合あり）
(3) 保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令で定める者

※出所：「福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱」

平成30年度における就学支援金の支給状況は次のとおりである。

＜平成30年度における就学支援金の支給状況＞

	課程	学校数	対象者数（人）	支給額（円）
県立	全日制	93	57, 410	6, 633, 623, 700
	定時制	20	2, 815	88, 212, 800
	通信制	1	847	4, 515, 425
	小計	114	61, 072	6, 726, 351, 925
市町組合立	全日制	9	6, 026	697, 752, 000
	全日制　専修	1	82	4, 536, 000
	定時制	2	114	3, 442, 500
	小計	12	6, 222	705, 730, 500
合計		126	67, 294	7, 432, 082, 425

※出所：県資料を基に監査人作成

公立高等学校等就学支援金交付金の事業スキーム図は次のとおりである。

＜事業スキーム図＞

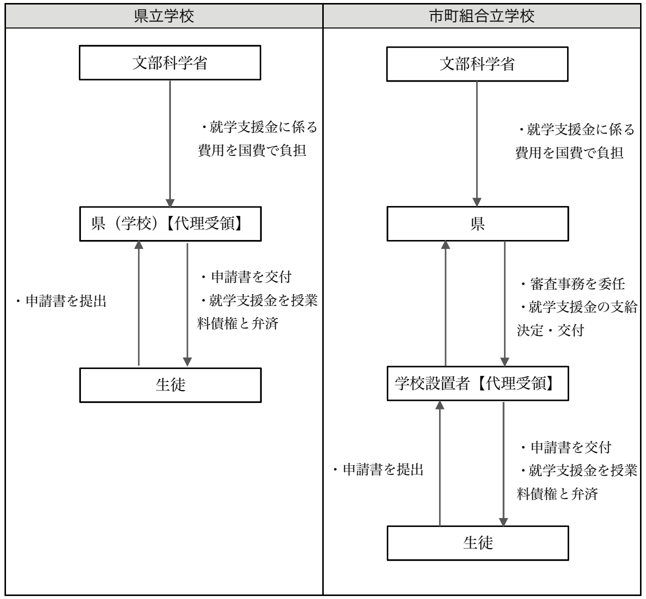

※出所：「事業説明資料」

就学支援金の申請書は、各学校が生徒に交付する。生徒が提出した申請書は、各学校において記載内容の確認を行い、受給資格の審査を行う。

各学校において実施した申請書の記載内容の確認及び受給資格の審査の実施状況については、財務課において事後的に確認を行っている。

財務課による確認は、県立学校の場合、１校当たり３年から４年に１回程度、市町組合立学校の場合は毎年度実施している。

財務課による申請書類の記載内容の確認及び受給資格の審査の実施状況の確認項目は次のとおりである。

＜財務課による確認項目＞

○申請書（届出書）
- 申請書の記載内容は適切か。
- 申請書に不備等があり、生徒・保護者等に代わって事務職員が記載・訂正する場合、記載した日時等記録を残しているか。

○所得証明書
- 平成30年７月分以降：市県民税所得割額を合計した額（507,000円未満）で認定しているか。

（平成30年６月分までは、市町村民税所得割額（304,200円未満）で認定。）
・生活保護受給証明書の場合、生活扶助を受給しているか。
・配偶者の所得証明を省略できる場合であるか。
○受給資格通知等
・転退学者に、受給資格消滅通知等を発行しているか。
・受給権放棄者に、受給資格消滅通知等を発行しているか。
・課税証明書等が未提出であること等を理由に、不認定又は受給資格消滅通知を発行していないか。（弾力的な取り扱いをしているか。）
○印影印刷受払簿
・通知書に使用する印影印刷用紙の枚数を管理する受払簿を作成しているか。
○財務会計事務
・調定決議書
・支出負担行為決議書兼支出命令書

※出所：「高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金に係る受給資格認定等状況確認事項」

財務課による確認の結果、検出された指摘事項は次のとおりである。

＜指摘事項＞

項目	指摘事項
申請書	申請日や学校受付日が記載されていない。
申請書	申請日が入学の日より前になっている。
申請書	学校受付日が申請日より前になっている。
説明書類不足	一方の保護者の課税証明書等において、配偶者控除の確認ができていないにもかかわらず、もう一方の保護者の課税証明書等を徴していない。
説明書類不足	所得制限に影響がないことが明らかとは言えない場合においても、控除対象配偶者の課税証明書等を徴していない。
説明書類内容不備	過年度の課税証明書が添付されている。
説明書類内容不備	１月１日現在、生活扶助を受給しているか確認できない生活保護受給証明書で認定している。
説明書類内容不備	申請書裏面の記載内容と添付されている証明書類が一致していない。
説明書類内容確認不足	市町村民税所得割額で判定していない（調整控除前の所得割額で認定している）。

※出所：「高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金事務に係る指摘事項」

財務課では、確認の結果、指摘事項が検出された場合であっても、指摘事項に対する対応は各学校にゆだねており、当該指摘事項が翌年度以降でどのように改善されたか、フォローアップ等は特段行っていない。

【意見】

財務課は、より適切な事務執行を担保するために、各学校が指摘事項に関して適切に対応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。

特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必要があるため、所管課として最終的な処理の確認まで行うことが望まれる。

（９）高校生等奨学給付金事業の実施

ア　公立高校等奨学給付金事業費

（ア）事業概要

部署	財務課
事業の概要	高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るために支給する高校生等奨学給付金に要する経費
実施状況	高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給した。

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
共済費	5,000	3,908	1,329
賃金	309,414	310,394	209,284
需用費	132,426	225,984	125,152
役務費	2,358,004	2,495,346	2,316,596
負担金、補助及び交付金	1,034,130,000	1,094,081,100	1,070,341,600
合計	1,036,934,844	1,097,116,732	1,072,993,961

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
教育費国庫補助金	344,623,000	364,670,000	356,737,000
一般財源	692,311,844	732,446,732	716,256,961
合計	1,036,934,844	1,097,116,732	1,072,993,961

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）公立高校等奨学給付金の申請時における代理受領の適用確認等について

所管部署名	財務課、福岡県立早良高等学校
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

本監査において現地調査を行った福岡県立早良高等学校（以下「早良高等学校」という。）では、生徒に公立高校等奨学給付金に係る申請書を交付する際、「高校生等奨学給付金提出書類チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」をあわせて配布している。保護者はチェックリストを基に提出物のチェックを行い、申請書などの提出を行う。

平成30年度における早良高等学校が作成したチェックリストをレビューしたところ、「必ず提出するもの」として、「委任状」の記載があった。

公立高校等奨学給付金は、原則として県から受給者に直接支給されるが、例外として「委任状」の提出があった場合には、学校長が保護者に代わって受領する代理受領が認められている。

＜給付金の代理受領＞

第９条　給付金が「授業料以外の教育に必要な経費」に確実に活用されるようにするため、高校生等が在籍する公立高等学校等の長（以下「学校長」という。）が受給者に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該経費に充てることは効果的な取組である。この場合には、保護者等から給付金受給を学校長に委任する旨の委任状を、様式６により当該学校長に提出する必要がある。

※出所：「福岡県高校生等奨学給付金（公立学校）交付要綱」

したがって、本来、委任状は代理受領を望む保護者等のみから徴する書類である。

しかし、早良高等学校では、前述のチェックリストにおいて、委任状を必ず提出する書類として取扱い、対象者全員から徴していた。

そのうえで、「授業料以外の教育に係る経費」を学校に対して滞納している者に対しては委任状を使用して「代理受領」を適用し、「授業料以外の教育に係る経費」（学校からみれば債権）と相殺していた。

一方でそれ以外の保護者等については、委任状の提出がなされているにもかかわらず、保護者の意向は確認することなく「代理受領」は適用せず、保護者等へ直接支給していた。なお、代理受領を適用しなかった委任状は申請書とは別に保管されていた。

【指摘事項】

保護者の意向を確認せず、「必ず提出するもの」として、 代理受領に関する委任状を提出させ、その上で、学校側の判断で代理受領をするか否か決定しており、福岡県高校生等奨学給付金（公立学校）交付要綱第９条の趣旨に反している。

また、委任状の取扱いを厳密にしなければ、職員は委任状が提出されていることを利用し、代理受領を装って保護者に支給せず、「授業料以外の教育に係る経費」に充てることなく横領する、といった不正リスクも考えられる。

よって、保護者に対して代理受領に関する制度説明を徹底したうえで、必要に応じて委任状を徴取する必要がある。

②　（意見）所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について

所管部署名	財務課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 　エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

公立高校等奨学給付金は、公立高等学校等に在学する高校生等のいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減することを目的としている。

「福岡県高校生等奨学給付金（公立学校）交付要綱」において、「公立高等学校等」及び「高校生等」の定義は次のとおり規定されている。

＜「公立高等学校等」及び「高校生等」の定義＞

公立高等学校等	（１）国（独立行政法人及び国立大学法人を含む）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む）の設置する高等学校等 （２）独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校 （３）地方公共団体の設置する専修学校
高校生等	・高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。） ・高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者

※出所：「福岡県高校生等奨学給付金（公立学校）交付要綱」

公立高校等奨学給付金の支給対象者は、当該年度の７月１日において、次の全てに該当する高校生等の保護者等である。

＜公立高校等奨学給付金の支給対象者＞

(1)公立高等学校等に在学している者
(2)保護者等が福岡県内に住所を有する者
(3)生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯又は道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯に属する者

※出所：「福岡県高校生等奨学給付金（公立学校）交付要綱」

平成30年度における公立高校等奨学給付金の支給状況は次のとおりである。

＜平成30年度における公立高校等奨学給付金の支給状況＞

区分		人数（人）	金額（円）
県立	全日制、定時制	10,315	930,793,800
	通信制	353	12,540,100
国市町組合立	全日制、定時制	1,365	126,622,500
	通信制	7	255,500
合計	全日制、定時制	11,680	1,057,416,300
	通信制	360	12,795,600
	計	12,040	1,070,211,900

※出所：県資料を基に監査人作成

公立高校等奨学給付金の事業スキーム図は次のとおりである。

＜事業スキーム図＞

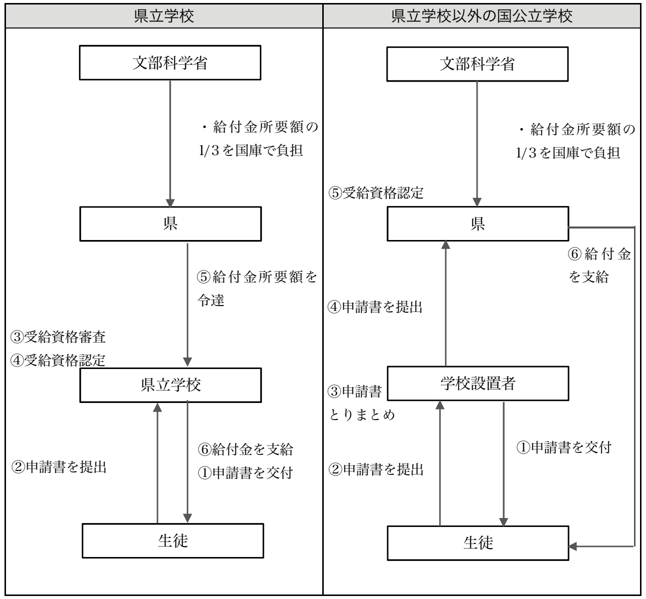

※出所：「事業説明資料」

奨学給付金の申請書は、各学校が生徒に交付する。

県立学校の場合、生徒は申請書を各学校に提出し、各学校において記載内容の確認を行い、受給資格の審査を行う。

一方、県立学校以外の国公立学校の場合、生徒は申請書を学校設置者に提出し、学校設置者は提出された申請書を取りまとめ、財務課に提出する。財務課において申請書の記載内容の確認及び受給審査の審査が行われる。

県立学校については、各学校において申請書の記載内容の確認及び受給資格の審査を実施するため、事後的に財務課が確認を行っている。

県立学校における申請書の記載内容の確認及び受給資格の審査に対する財務課による確認は、１校当たり３年から４年に１回程度実施している。

財務課による申請書類の記載内容の確認及び受給資格の審査の実施状況の確認項目は次のとおりである。

＜財務課による確認項目＞

○申請書
- 申請書の記載内容は適切か。
- 申請書に不備等があり、生徒・保護者等に代わって事務職員が記載・訂正する場合、記載した日時等記録を残しているか。

○所得証明書
- 市県民税所得割額を合算した額で認定しているか。
- 生活保護受給世帯の場合、生業扶助の受給が確認できる証明書を徴しているか。
- 課税額がアスタリスク等で認定している場合、非課税であることを確認しているか。
- 認定に必要な健康保険証の写しを徴しているか。

○財務会計事務
- 支出負担行為決議書兼支出命令書

※出所：「高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金に係る受給資格認定等状況確認事項」

財務課による確認の結果、検出された指摘事項は次のとおりである。

＜財務課の確認により検出された指摘事項＞

項目	指摘事項
申請書	記載内容の不備を学校が本人に口頭で確認しているが、そのことを申請書等に記録していない。
申請書	裏面【扶養親族等の状況について】の過程欄のチェックがされていない。
説明書類不足	認定に当たり課税証明書が添付されていない。
説明書類不足	認定に当たり健康保険証が添付されていない。
支給誤り	支給区分の誤り。

※出所：「高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金事務に係る指摘事項」

財務課では、確認の結果、指摘事項が検出された場合であっても、指摘事項に対する対応は各学校に委ねており、当該指摘事項が翌年度以降でどのように改善されたか、フォローアップ等は特段行っていない。

【意見】

財務課は、より適切な事務執行を担保するために、各学校が指摘事項に関して適切に対応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。

特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必要があるため、所管課として最終的な処理の確認まで行うことが望まれる。

（１０）教職員のメンタルヘルス対策の充実

ア　教職員等健康管理費

（ア）　事業概要

部署	教職員課
事業の概要	今日の学校現場は、児童生徒・保護者・地域からの様々なニーズに対して、的確に対応する能力が求められており、急激な教育改革の波の中で、心の悩みや不安を抱える教職員が増加する傾向にある。 悩みや問題を抱える教職員が気軽に相談できるシステムを充実させるとともに、職員自身が自己のストレスをコントロールする能力を向上させ、管理職が部下のストレスを把握し、適切な対応方法を身につけることにより、教職員の心の健康を保持増進させ、精神性疾患となることを防止する。
実施状況	○教員の心の健康推進事業 ・ストレスマネジメント研修の実施 ○メンタルヘルス相談事業 ・こころの健康相談 ・教職員カウンセリング室 ・教職員カウンセリングサービス ・メンタルヘルス巡回相談

※出所：「事業説明資料」

（イ）　歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報償費	2,979,000	3,120,070	2,837,000
旅費	599,210	667,690	366,660
需用費	26,000	25,000	5,080
役務費	30,000	30,000	30,000
委託料	19,745,161	14,124,874	14,473,011
負担金、補助及び交付金	162,507,000	108,941,000	107,985,000
合計	185,886,371	126,908,634	125,696,751

※取組・事業「教職員のメンタルヘルス対策の充実」は、「教職員等健康管理費」事業の一部を構成しているが、歳出額について「教職員等健康管理費」から「教職員のメンタルヘルス対策の充実」を抽出することができない。したがって上記金額は「教職員等健康管理費」総額を記載している。

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）　財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
一般財源	185,886,371	126,908,634	125,696,751
合計	185,886,371	126,908,634	125,696,751

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）　監査の結果及び意見

①　（結果）「こころの健康相談」事業に係る利用状況に応じた適切な支出について

所管部署名	教職員課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

「教職員等健康管理費」事業のうち、福岡県教育施策実施計画において主な取組・事業として記載されているのは「教職員のメンタルヘルス対策の充実」である。

「教職員のメンタルヘルス対策の充実」では、心身に悩みを抱える教職員を対象とする各種相談事業（以下「メンタルヘルス相談事業」という。）及び管理職や中堅職員を対象とするストレスマネジメント研修を実施している。

「メンタルヘルス相談事業」の概要は、次のとおりである。

<メンタルヘルス相談事業の概要>

事業名	事業目的及び内容	対象者	実施日、実施場所等
こころの健康相談	○目的 教職員の抱えるストレスや悩み、不安など、様々な心の健康問題に関し、専門の医師が相談に応じ、教職員の心の健康保持とその増進を図る。 ○内容 精神科医等による面接相談事業	県立学校及び義務教育諸学校の教職員	○小倉蒲生病院 週５日（毎週月～金曜日） ３時間（面談のみ） ○九州中央病院 週５日（毎週月～金曜日） ８時間（面談のみ）
教職員カウンセリング室	○目的 教職員の抱える教育上の問題や不安などに関し、退職教員が相談に応じ、教職員の心の健康を保つ。 ○内容 退職教員（児童生徒相談員兼務）による面談及び電話相談事業	県立学校及び義務教育諸学校の教職員	○６教育事務所（義務制）及び教育センター（県立学校） 毎週月～日曜日 （ただし教育センターは土日、祝日は除く） ８時間
教職員カウンセリングサービス	○目的 教育上又は心理上の悩みを有する教職員が、教育現場から離れた場所で、気軽に安心して悩みを相談できる体制を整え、教職員の心の健康の安定を図る。 ○内容 臨床心理士と退職教員計２名による面談及び電話相談事業	県立学校及び義務教育諸学校の教職員	○都久志会館 （平日実施のカウンセリング室を補完） 毎週土、日曜日 ５時間
メンタルヘルス巡回相談	○目的 教職員の抱えるストレスや悩み、不安など、様々な心の健康問題に関し、相談員が積極的に所属に出向き、より気軽に相談できる体制を整備し、メンタルヘルス不調者に対して早期対応を実施する。 ○内容 臨床心理士による巡回相談	県立学校及び福岡県教育委員会事務局等の教職員	各所属において随時実施

※出所：「平成30年度福岡県教育委員会　メンタルヘルス事業」

メンタルヘルス相談事業の相談件数の推移は、次のとおりである。

＜相談件数の推移＞ （単位：件）

事業名	H26	H27	H28	H29	H30
こころの健康相談	251	217	180	215	109
教職員カウンセリング室	20	21	21	12	70
教職員カウンセリングサービス	179	223	323	305	321
メンタルヘルス巡回相談	-	286	309	337	358
合計	450	747	833	869	858

※出所：「メンタルヘルス相談事業について」

こころの健康損談については、県内２か所の病院で実施している。それぞれの病院での相談件数の推移は次のとおりである。

＜こころの健康相談における委嘱者別相談件数の推移＞ （単位：件）

事業名	H26	H27	H28	H29	H30
こころの健康相談	251	217	180	215	109
九州中央病院	200	147	140	212	107
九州労災病院	51	70	40	-	-
小倉蒲生病院	-	-	-	3	2

※出所：「教職員のメンタルヘルス事業について」

こころの相談事業を委嘱している２病院について、特に平成 29 年度以降の相談件数に大幅な乖離が生じている。

一方で、報酬額は相談実施時間や相談件数には関係なく、どちらの病院も月額44,000円（積算：5,500円/時間×２時間×４回を想定）である。

【指摘事項】

こころの相談事業を受嘱している２病院について、相談件数に大幅な乖離があるにもかかわらず、同額の報償費を支出しているのは適切とは言い難い。

もっとも、いつでも相談できる体制を保持する必要性は認められるため、相談の有無にかかわらず月額一定の料金を支払うことの意義は認められる。しかしながら、実績として年に数件の相談件数しかないのであれば、小倉蒲生病院で実施する必要性に疑義があると言わざるを得ない。また、逆に年に数百件の相談を受ける九州中央病院については、月に２時間×４回の想定回数を大幅に超えて相談を受けており、相談件数に見合った報償費の支出となっていない。

したがって、相談件数に見合った報償費の積算を行うとともに、相談件数が少ない場合にはその原因を分析し、増加方策や実施日、実施場所の見直しを検討すべきである。

② （結果）教職員カウンセリングサービスに係る委託業者への予算資料の事前提供について

所管部署名	教職員課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ 歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、メンタルヘルス相談事業の一環として、教育上又は心理上の悩みを有する教職員が、教育現場から離れた場所で、気軽に安心して悩みを相談できる体制を整え、教職員の心の健康の安定を図ることを目的として、都久志会館（一般財団法人福岡県教職員互助会の施設）において、教職員カウンセリングサービスを行っている。臨床心理士と退職教員計２名による面談及び電話相談事業を行っている。

教職員カウンセリングサービスの委託者は一般財団法人福岡県教職員互助会（以下「互助会」という。）であり、平成８年度の事業開始当初から単独見積りによる随意契約によって実施している。

平成 30 年度における教職員カウンセリングサービスの事業実績は次のとおりである。

＜平成 30 年度教職員カウンセリングサービス事業実績＞

委託者名	一般財団法人福岡県教職員互助会
実施場所	所在地 福岡市中央区天神４丁目８番 10 号 施設名 一般財団法人福岡県教職員互助会 都久志会館
利用人数	面談 44 人（のべ 44 件） 電話 277 人（のべ 277 件） 合計 321 人（のべ 321 件）
事業実施概要	（１）相談日及び相談時間 毎土曜日、日曜日 11：00～17：00 （２）相談の方法 面談又は電話相談（フリーダイヤル） （３）相談内容 ①児童生徒指導、進路指導、教科指導の相談 ②職場の人間関係等の相談 （４）相談員 教育経験者及び臨床心理士（ペアで相談にあたる）を複数配置
実施期間	平成 30 年４月１日～平成 31 年３月 31 日
委託料	5,500,000 円

※出所：「平成 30 年度教職員カウンセリングサービス事業実績報告書」

県は、単独見積先である互助会に対して、教職員カウンセリングサービスに関する県の予算上の積算資料（日数、単価、時間等）を、次年度の見積書策定の参考資料として提供していた。その理由は次のとおりである。

＜資料を提供した理由＞

教職員カウンセリングサービスは、豊富な教育指導の経験と知識がある退職教員と臨床心理の専門的知識を有する臨床心理士がチームとなって、面接や電話によるカウンセリングを行うという極めて特殊性の高い事業内容であることから、民間業者の入る余地がないものである。このことから、例年、一般財団法人福岡県教職員互助会の単独見積による一者随意契約という形をとっている。

また、上記のような事業内容であるため、これまで、毎年、より効果的なカウンセリングサービスの実施体制（カウンセリングの方法、日数、人数等）を教職員互助会と相談、確認しながら決定し、また、事業終了後、その結果（事業費の収支計算書等）を報告させ、次年度の実施体制を検討している。
今回の資料は次年度の実施体制を検討する上で、県の予算上の積算方法（日数、単価、時間等）を参考資料として提供したものである。

※出所：「県資料」

【指摘事項】

仮に事業の「特殊性」があったとしても、単独見積りによる随意契約の相手先に対して、次年度の見積書策定の参考資料として事前に県の予算上の積算資料（日数、単価、時間等）を提供することは、著しく公正性に欠けると言わざるを得ない。
また、県の予算上の積算資料を事前に一者のみに提供することによって、他の民間事業者の参入の余地が更に閉ざされることにもつながりかねない。
したがって、県は、単独見積りによる随意契約の相手先に対して、次年度の見積書策定の参考資料として事前に県の予算上の積算資料（日数、単価、時間等）を提供することを控えるとともに、毎年度他の民間事業者が参入可能かどうか検討する必要がある。

（１１）教職員の働き方改革の推進<重点事業 10>

ア　教員の働き方改革事業費

（ア）事業概要

部署	教職員課
事業の概要	県立学校にICカードによる勤務時間管理システムを導入することにより以下の業務改善を行う。 ①的確な業務改善策の実施に向けて、勤務時間を数値で把握する。 ②管理職が適切な業務管理・健康管理を行う。 ③教員自身の超過勤務削減に対する意識付けを行う。 ④休暇申請の紙起案・決裁、集計作業、紙出勤簿への転記に要する時間の削減を行う。
実施状況	H30年度　すべての県立学校にICレコーダーを設置 H31年１月よりICカードによる勤務時間管理システム運用開始

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
委託料			2,250,000
工事請負費			85,379,400
合計			87,629,400

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
県債			85,300,000
一般財源			2,329,400
合計			87,629,400

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）教職員の超過勤務時間の発生状況とそれに対する対応策について

所管部署名	教職員課、早良高等学校
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

県は、平成30年度においてすべての県立学校にICレコーダーを設置するとともに、平成31年１月からICカードによる勤務時間管理システムの運用を開始した。これにより、各学校における教職員の勤務状況をより正確に把握できるようになった。
各学校は勤務時間管理システムにより教職員の超過勤務時間を把握した上で、超過勤務時間等報告書を作成し、教職員課へ毎月報告している。超過勤務時間等報告書には、平均超過勤務時間及び超過勤務時間が80時間を超える者の氏名、超過時間及び理由を記載し報告する。

本監査において調査対象とした福岡県立早良高等学校（以下「早良高等学校」という。）において、所属する教職員の平成 31 年４月から６月における超過勤務時間の発生状況を確認したところ、３か月連続で超過勤務時間が 100 時間を超える者が５名いた。

<超過勤務時間の発生状況及び理由>

氏名	月	超過勤務時間(時間)	当月の超過勤務時間が 80 時間を超えた理由
A	4月	129.8	年度末・年度始め業務のため。
	5月	131.0	考査の準備、研修会課題作成のため。
	6月	136.5	土日の部活動指導、夜間など勤務時間外出張が重なったため。
B	4月	139.0	年度末・年度始め業務及び週休日の部活動指導のため。
	5月	119.3	部活動指導、授業準備などのため。
	6月	133.5	部活動指導、考査問題の作成などのため。
C	4月	139.1	年度末・年度始め業務、成績処理及び週休日の部活動指導のため。
	5月	123.5	成績処理ファイル、調査書入力ファイルの作成、授業準備、部活動指導のため。
	6月	131.7	成績処理ファイル、調査書入力ファイルの作成、授業準備、土日の部活動指導のため。
D	4月	139.1	年度末・年度始め業務、部活動指導のため。
	5月	128.8	授業準備、体育祭準備、部活動指導のため。
	6月	182.0	授業準備、体育祭準備、部活動指導のため。
E	4月	108.7	年度末・年度始め業務、部活動指導のため。
	5月	108.8	文化祭準備、授業準備、部活動指導のため。
	6月	171.8	文化祭準備、授業準備、部活動指導のため。

※出所：「超過勤務時間等報告書」を基に監査人作成

超過勤務時間が 80 時間を超えた理由を見ると、授業準備、部活動指導、文化祭・体育祭の準備、考査準備、研修会課題作成などが挙げられている。また、理由を個人別にみると、毎月ほぼ同じ理由によって超過勤務時間が発生している状況がうかがえる。

県及び早良高等学校では、超過勤務の縮減のため、「定時退校日」、「学校閉庁時刻」、「学校閉庁日」、「部活動休養日」を設定している。また、あわせて「県内一斉ノー残業デー」の実施、「家族の日」、「家族の週間」の設定を行っている。

しかしながら、これらの取組は、前述の超過勤務時間の発生状況から考えると、少なくとも当該教職員の超過勤務時間の減少に効果があるとは言い難い。

【意見】

一般に超過勤務時間の過労死ラインは「80 時間」と言われており、それを大幅に超えている教職員が数か月にわたって、しかも複数名いる状況は、深刻であると言わざるを得ない。

これは、教職員個人の業務に対する熱意を否定するものではないが、その熱意に甘え、このような状況を看過することは県や学校のみならず、教職員本人や生徒にとっても望ましい状況とは言えない。

例えば教職員の配置定数の見直しを含めた根本的な対策を実施することが望まれる。

現状では、原則として生徒数に応じた教職員の定数配置が行われているが、各学校の特色から生じる業務量の多寡も考慮したうえで、教職員の定数配置が行われることが望ましい。そのためには、各学校が、業務量に対して適切な教職員の定数が何名なのか定量的に把握したうえで、県が県全体のなかで調整・配分することが望まれる。

（１２）「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施<重点事業 12>

ア　「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト推進費

（ア）事業概要

部署	義務教育課
事業の概要	「福岡の子どもを鍛えて、ほめて、可能性を伸ばそう！」をコンセプトに、「学ぶ意欲の低下」などの課題解決に向けて学校が取り組む教育活動を推進する。
実施状況	各市町村が小学校又は中学校に実行委員会を設置 実行委員会への業務委託　小学校 20 校、中学校 12 校（指定都市含む）

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成 30 年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28 年度	H29 年度	平成 30 年度
報償費	-	342,000	342,000
普通旅費	192,180	295,000	307,000
需用費	99,000	312,000	357,265
委託料	3,448,492	4,400,000	4,400,000
合計	3,739,672	5,349,000	5,406,265

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28 年度	H29 年度	平成 30 年度
一般財源	3,739,672	5,349,000	5,406,265
合計	3,739,672	5,349,000	5,406,265

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）任意団体との特命随意契約に係る支出内容の確認について

所管部署名	義務教育課
監査の視点	(１) 教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県では、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質(学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性等)を育成するため、鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた具体的実践を県内に広く普及することを目的として、「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト事業を実施している。本事業は平成 27 年度から実施されている。

＜「鍛えよう、ほめよう」プロジェクトのイメージ図＞

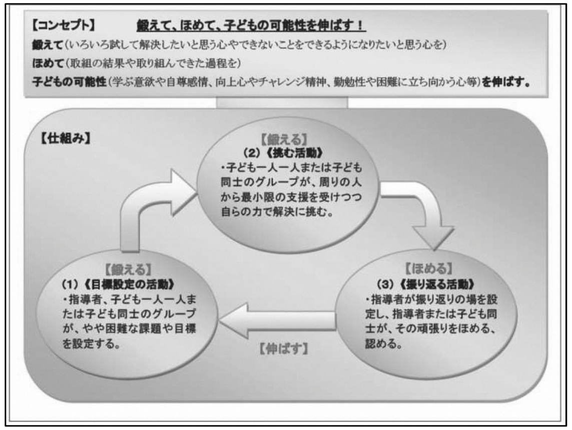

※出所：「教育施策実施計画」を基に監査人作成

県は、平成30年度に32小中学校をプロジェクト推進校として指定している。各推進校では、プロジェクト実施のために任意団体である実行委員会が設置され、「鍛ほめ福岡メソッド」を具現化した取組が実施されている。

県は、「鍛えよう、ほめよう」プロジェクトを実施するに当たり、各プロジェクト推進校に設置された実行委員会と委託契約を締結し、当該プロジェクト推進に係る経費を委託料として支出している。なお、事業の特殊性に鑑み、実行委員会を相手とする１者随意契約で契約されている。

平成 30 年度におけるプロジェクト推進校との委託契約の実績は次のとおりである。なお、具体的な契約手続き及び委託料の支出は、各地区の教育事務所で事務が行われている。

＜平成30年度におけるプロジェクト推進校との委託契約実績＞

教育事務所名	プロジェクト推進校数	委託契約額合計	備　考
福岡	10	1,000千円	委託額は１校当たり10万円である。
北九州	5	500千円	
北筑後	5	500千円	
南筑後	5	500千円	
筑豊	4	400千円	
京築	3	300千円	

※出所：「県資料」を基に監査人作成

本事業は委託契約により実施されているが、事業の特殊性、委託先が各推進校に設置された実行委員会であること等を踏まえると、実質的には補助金としての性格が強いと考えられる。このため、受託者である実行委員会が、「鍛えよう、ほめよう」プロジェクトの実施のために、県からの委託料を財源として適切かつ効果的な経費支出を行っているかが重要である。

本監査において、北九州教育事務所で実施された平成 30 年度の当該プロジェクトに係る委託契約関連文書を査閲した。

その結果、北九州教育事務所では、各実行委員会から事業終了時に当該プロジェクトに係る収支決算書を入手しているが、その経費支出の内容について領収書を確かめる等具体的な裏付けまでは確認していなかった。

【意見】

本事業は、委託契約により実施されているが、事業の特殊性、委託先が各推進校に設置された実行委員会であること等を踏まえ、県は、各実行委員会から提出を受けた収支決算書に係る経費支出の内容について、具体的な裏付けまで確認することが望ましい。

②　（意見）事業自体に関する総括としての成果の検証について

所管部署名	義務教育課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト事業の概要は、「(ア) 事業概要」に記載のとおりである。

本事業の成果の把握については、県が作成した「鍛ほめ福岡メソッド 実践の手引き」において、「児童生徒理解のための尺度調査ツール【SRT】」が掲載されており、毎年度プロジェクト推進校において、当該調査ツールが活用されている。

＜児童生徒理解のための尺度調査ツール【SRT】を利用した成果の把握＞

> 「鍛ほめ福岡メソッド」の実践を通して、具体的にどのような子どもの育ちが期待されるのでしょうか。それをイメージするためには、県教育委員会が作成した「児童生徒理解のための尺度調査ツール【SRT】」の質問項目がヒントとなります。以下、質問項目（資質ごとに並び替え）を掲載します。

＜児童生徒理解のための尺度調査ツール【SRT】を利用した成果の把握＞

資質等	質問項目
自尊感情	わたし[ぼく]は、いくつかの点でみどころがあると思います。
	わたし[ぼく]は、自分のことを積極的に認めています。
	わたし[ぼく]は、友達がやるのと同じくらいにいろいろなことができます。
	わたし[ぼく]は、少なくとも自分がほかの人と同じくらい価値ある人だと思います。
	わたし[ぼく]は、すべての点で自分に満足しています。
規範意識	クラスで自分が受け持ったことは、きちんとするようにします。
	グループの発表で、決められた自分のやるべき仕事や勉強は、必ずやります。
	自分が受け持った係活動や学級の仕事は、きちんとやるほうです。
	授業中は、他の人のじゃまにならないようにします。
	めんどうだと思うときでも、当番の仕事があるときには、それをきちんとやるようにします。
	友達としゃべりたくなったときも、授業中はがまんするようにします。
	授業で先生にやるように言われたことは、めんどうでもきちんとやるようにします。
学ぶ意欲	言われなくても苦手な勉強をします。
	難しい算数[数学]の文章題でも、できそうだと思えば、解けるまでがんばってみます。
	自分で、目標や計画を立てて勉強をしています。
	勉強がいやでも、すぐにやり始めます。
	難しい問題でも、いろいろなやり方を考えてがんばります。
	いろいろなことが知りたいので、学校の勉強だけでなく、家でも勉強しています。
	算数[数学]のテストで、解けなかった問題を先生に聞いたり、調べたりして、わかるまで考えます。
	国語の難しい問題でも、ねばり強く考えるほうです。
運動やスポーツ	スポーツなどして体をきたえています。
	運動やスポーツをすることが好きです。
生活習慣	食事は1日3食食べます。
	規則正しい生活をしています。
	困難なことにも忍耐強く挑戦できます。
	長い時間(朝の会などで)立っていられます。

これらの質問紙調査を、実践の前後で実施することにより、子どもの変容を客観的に把握することができます。

したがって、指導者は「この実践で特に子どものどのような資質等を高めたいのか」を明確に持つことが大切です。例えば、子どもの「学ぶ意欲」を高めたいと考えた場合、前項の「学ぶ意欲」の欄にある質問項目について、肯定的な回答をする子どもが増えることを具体的な目指す姿として想定するのです。このことで、指導者はどのような資質等を重点的に育てたいのか、一貫した実践をすることができます。

※出所：「鍛ほめ福岡メソッド 実践の手引き」

また、その成果の把握結果は、毎年度、「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト事業実践リーフレットが作成され、公表されている。平成30年度の実施結果のうち、実践事例（抜粋）は次のとおりであり、プロジェクト推進校において効果があることが把握できる。

＜プロジェクト推進校における事業実績＞

「鍛えよう！ほめよう！」プロジェクトの実践事例

事例①「体力向上を目指し、自分を鍛えよう」　**遠賀町立遠賀中学校**

○対象学年：第１学年
○ね ら い：体力を高める活動を通して自己の成長を味わわせ体力向上を図る。
○取組概要：年間４回（体育会含む）の体育行事の事前活動において、自己の目標を明らかにさせるとともに、振り返りの時間を通して自己の成長を確かめさせる。

【目標設定の活動のRQIRV】（鍛える）
○各種体育行事を計画し、学年･学級目標（タイムや回数など）をもとに生徒に自己目標を立てさせることにより、挑戦意欲を喚起する。
【挑む活動のRQIRV】（鍛える）
○記録をもとに、段階的な目標を設定させる。また、チーム競技については、予行試合をもとに段階的に目標を話し合わせる。
○放課後等を利用して、体力や技能の向上を目的とした練習時間を設ける。
【振り返る活動のRQIRV】（ほめる）
○事前の目標と、事後の自己記録・チーム記録とを比較させ、自己の成長やチームへの貢献について振り返る場及び発表する場を設ける。

【ＳＲＴ測定尺度結果】

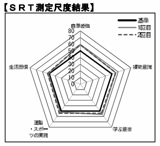

☆このような効果があった！　（伸ばす）
・高い自尊感情の値を維持するとともに、「振り返る活動」において多くの生徒が「成長した自分」を実感する姿が見られた。
・目標を段階的に見直してさらなる向上を目指すようにするなど、「挑む活動」を工夫した結果、生徒個々の体力が向上した。
・予行試合をもとに得点力の向上を話し合わせる活動を通して、チームにおける一人一人の役割が明らかとなり、生徒はチームに貢献する喜びを実感するとともにスポーツに親しむ意欲が高まった。

事例②「ふるさと柳川24大作戦　～郷土に誇りをもつ二ッ河っ子」　**柳川市立二ッ河小学校**

○対象学年：第４・５・６学年
○ね ら い：ふるさと柳川の魅力（良さ）について、見学・体験・情報発信を通して自尊感情を高める。
○取組概要：ふるさと柳川の魅力について実際に見学したり体験したりして、自分の感じた魅力をテーマ毎に保護者や地域に情報発信する。

【目標設定の活動のRQIRV】（鍛える）
○自分が知っているふるさと柳川の魅力について振り返り、自分が知らない魅力について体験したり、調査したりして、知り得た情報を発信していこうとする活動意欲をもたせる。
【挑む活動のRQIRV】（鍛える）
○４年生には「地域安全会議」、５年生には「二ッ河米物語」、６年生には「職場体験」の活動を通して柳川の魅力を実感させる。
○自分が紹介したいふるさと柳川の魅力について自己決定し、発信方法を自己選択して、相手意識をもって情報収集・整理・分析を行う活動を仕組む。
【振り返る活動のRQIRV】（ほめる）
○学習発表会（保護者及び地域の方の参観）やエコ風船飛ばし活動（地域公民館との共催事業）を通して、自分達の活動について賞賛してもらえる場を設ける。

【ＳＲＴ測定尺度結果】

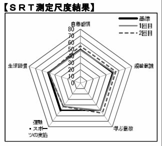

☆このような効果があった！　（伸ばす）
・ふるさと柳川の人・もの・ことの魅力について実感し、自分達の活動に対する保護者等からの賞賛により、達成感を味わうことができた。
・ＳＲＴの結果では、学ぶ意欲が６ポイント、自尊感情と規範意識が５ポイント向上した。

※出所：「平成30年度「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト 実践リーフレット」

さらに、本監査において北九州教育事務所でヒアリングを行ったところ、学校現場では、本事業において成果が上がっているとのことであり事業の重要性が共有されているとのことである。

【意見】

上記のとおり、県は、「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト事業について、各学校で行われた取組に係る成果の把握は行っており、かつ、本監査で資料等を査閲した限りにおいてプロジェクト推進校において成果が上がっていることは理解できる。

しかし、県は、事業自体に関する総括としての成果の検証は行っていない。

本事業は平成 27 年度の事業開始から５年間経過しており、一定の事業定着や地域への浸透が図られていると考えられる。このことも含め、県は、本事業自体に関する総括として、県全体への認知度及び波及効果、事業実施に係る経費の妥当性及び教員の負担感等の観点から、成果の検証を行うことが望ましい。

また、成果の検証結果を踏まえ、県全体にとって望ましい成果が見込まれている場合は、本事業の推進に係る予算を増額してプロジェクト推進校を増やすこと等を検討することが望ましい。

（１３）特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施

ア　特別支援学校医療的ケア体制整備費

（ア）事業概要

部署	特別支援教育課
事業の概　要	県立特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、関係医療機関と連携を図りながら、看護師免許を有する職員の配置等による医療的ケアを行った。
実　施状　況	１　看護師の配置（12校　37名） ２　指導医の委嘱（12校　各１名） ３　看護職員・教員に対する研修 ・看護師研修（２回） ・教員研修（２回）

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成 30 年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28 年度	H29 年度	平成 30 年度
報酬	45, 898, 048	51, 575, 730	64, 316, 480
共済費	7, 495, 420	8, 601, 092	10, 201, 160
報償費	448, 000	432, 000	461, 500
旅費	293, 393	299, 647	293, 701
負担金、補助及び交付金	2, 537, 000	-	-
合計	56, 671, 861	60, 908, 469	75, 272, 841

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28 年度	H29 年度	平成 30 年度
教育費国庫補助金	18, 595, 000	19, 600, 000	24, 616, 000
雑入	176, 758	141, 487	177, 055
一般財源	37, 900, 103	41, 166, 982	50, 479, 786
合計	56, 671, 861	60, 908, 469	75, 272, 841

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）看護職員の任用期間の見直しについて

所管部署名	特別支援教育課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

県は、特別支援学校における医療的ケアの体制整備事業として、平成 30 年度には 12 校に対し、計 37 名の看護師免許を有する職員（以下「看護職員」という。）を配置している。

医療的ケアとは、家庭や学校等、医療現場以外で行う医療行為で、日常的・応急的手当ともいう。例えば、たんの吸引、経管栄養、導尿等を行う。

平成30年度の事業の概要は次のとおりである。

＜平成30年度医療的ケア体制整備事業の概要＞

<table>
<tr><td>事業の目的</td><td>特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、関係医療機関と連携を図りながら、看護職員を配置して医療的ケアを行うことにより、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。</td></tr>
<tr><td>看護職員の配置</td><td>（１）看護職員（非常勤）の配置（37名／12校）
児童生徒に必要な医療的ケアの内容、頻度等に応じて配置
（２）人工呼吸器対応専任看護職員（非常勤）の配置（３名／２校）
保護者と連携を取りながら、児童生徒の状況により１日３時間程度、専任看護職員が人工呼吸器対応

平成30年度の医療的ケアを必要とする児童生徒数及び看護職員数
<table>
<tr><th>学校名</th><th>児童生徒数</th><th>看護職員数</th><th>人工呼吸装着児童生徒数</th><th>人工呼吸器対応専任看護職員数</th></tr>
<tr><td>築城特別支援学校</td><td>3</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>小倉聴覚特別支援学校</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>福岡特別支援学校</td><td>18</td><td>7</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>福岡聴覚特別支援学校</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>太宰府特別支援学校</td><td>8</td><td>5</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>小郡特別支援学校</td><td>4</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>久留米聴覚特別支援学校</td><td>2</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>田主丸特別支援学校</td><td>7</td><td>3</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>柳河特別支援学校</td><td>10</td><td>4</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>筑後特別支援学校</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>嘉穂特別支援学校</td><td>6</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>直方特別支援学校</td><td>16</td><td>6</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>79</td><td>37</td><td>3</td><td>3</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>任用対象と任用方法</td><td>（１）　任用対象：保健師助産師看護師法に定める看護師免許を有し、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒等に対する医療的ケアを適切に行うための十分な知識・技能があり、かつ特別支援教育に関する理解があると認められる者。
（２）　任用方法：配置校において公共職業安定所に求人登録を行うなど、適切な人材確保を行う。</td></tr>
<tr><td>任用期間と勤務時間</td><td>（１）　任用期間：４月１日から翌年度の３月31日までの必要な期間
（２）　勤務時間：１日６時間勤務</td></tr>
</table>

※出所：「県資料」を基に監査人作成

各配置校における事業の実施状況の監査のため、監査対象として選定した直方特別支援学校にて資料等を査閲したところ、配置されている６名の看護職員の勤務条件は次のとおりである。

＜平成30年度の直方特別支援学校における看護職員の勤務条件＞

	期間①	期間②	期間③	期間④
任用期間	平成30年４月６日から平成30年７月26日まで	平成30年８月24日から平成30年８月28日まで	平成30年９月３日から平成30年12月25日まで	平成31年１月８日から平成31年３月26日まで
勤務時間	９時00分～15時00分まで（休憩時間なし）	９時00分～15時00分まで（休憩時間なし）	９時00分～15時00分まで（休憩時間なし）	９時00分～15時00分まで（休憩時間なし）
休暇	(1) 年次休暇 ２日 (2) その他の休暇 平成17年９月28日17教総第1748号「非常勤職員の休暇等の取扱いに関する要領」のとおり	(1) 年次休暇 ０日 (2) その他の休暇 同左	(1) 年次休暇 ２日 (2) その他の休暇 同左	(1) 年次休暇 １日 (2) その他の休暇 同左

※出所：「任用通知書」

上記のように、看護職員の任用期間は、各学期に伴う期間①③④、及び、夏季休業中の看護職員研修会参加のための期間②の計４つの期間に区分されていた。

任用期間が細切れとなる場合、任用される側の看護職員としては、例え複数年連続して任用された場合であっても任用更新とは認められない。そのため、年次有給休暇の付与日数も増えることはなく、そもそも有給休暇の使用可能期間が短くなるため利用しづらい。

また、７月から９月までの勤務日数は20日を超えるにもかかわらず、任用期間が途切れていることによって夏季休暇の付与も得られない。

さらに、任用期間を外れると社会保険被保険者の資格が喪失されるため、その都度、経済的な負担や保険切替えの手続きの必要性が生じる。

平成30年度看護職員研修会において看護職員に対して実施されたアンケート結果を査閲したところ、任用期間が細切れであることによって生じる次のような悩みが複数見受けられた。

＜看護職員に対するアンケート結果からの抜粋＞

医療的ケア実施上の悩み等 ・夏季休暇時に健康保険が切れる。

※出所：「平成30年看護職員研修会アンケート」

一方で、県及び学校にとっても、実質的に同一人物の任用を継続しているにもかかわらず、その都度、任用に要する書類の準備や決裁が必要になり、事務手続上の負担ともなっている。

【意見】

全国的に看護師の不足が問題視されており、取り扱う医療的ケアの高度化も進む中、任用期間の設定をシンプルにすることにより、各学校に配置されている看護職員の満足度を高めることは、本事業の推進にも好影響を与えることができると考えられる。

また、県及び学校にとっても、年に何度も任用手続きを行う必要がなくなり、事務処理の効率化に繋がると考えられる。

県は、配置される看護職員の福利厚生の向上及び県側の事務手続上の負担を軽減するため、現在細切れに設定している任用期間を１年間通して任用期間とするシンプルな方法に見直すことが望まれる。

（１４）未来を切り拓く人材育成事業の実施

ア　未来を切り拓く人材育成事業

（ア）事業概要

部署	高校教育課
事業の概要	体験的・主体的な活動を通じて、新しい時代に必要となる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーション能力、豊かな感性の獲得につなげるものである。
実施状況	○対象校　県立高等学校・中等教育学校　60校 　　　　　県立特別支援学校　20校 ○事業内容　青豊ドリームサポートプロジェクト、改革プログラム「築西プラン」〜Change〜変えよう西高、苅工ものづくりへのチャレンジ2018等

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報償費	2,804,000	2,812,000	2,809,000
旅費	596,000	618,000	597,000
需用費	25,426,772	25,630,104	25,233,404
役務費	630,893	768,783	625,000
使用料及び賃借料	8,138,000	8,079,000	8,126,000
合計	37,595,665	37,907,887	37,390,404

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
一般財源	37,595,665	37,907,887	37,390,404
合計	37,595,665	37,907,887	37,390,404

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）事業実績報告に係る点検・確認の強化について

所管部署名	高校教育課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 　エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、職業系専門高校・定時制高校・一部の全日制高校を対象に、未来を切り拓く人材育成事業を実施している。平成30年度の事業概要は次のとおりである。

＜平成30年度未来を切り拓く人材育成事業の概要＞

事業の目的	協働的で体験的な取組を重点的に実施することで、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力等の向上につなげることを目的とする。

事業の流れ	１．事業趣旨に合致した基本プランを県が各校に提示 ２．各校が教育効果の高い事業を計画 ３．事業計画書を県に提出 ４．県による計画に対する指導・評価・要求額の精査 ５．５段階評価に応じて配分予算を内示 ６．各校が内示額を踏まえて事業計画を再構築 ７．再構築された事業計画に基づき予算配分 ８．各校が事業を実施 ９．各校が自校の取組を分析・県へ実績報告書を提出 10．県による実績報告書の点検・確認
事業の対象	１．社会に貢献する意欲をアップさせ、自己肯定感を高める活動 ２．個々が高い創造力を発揮し協働することで、チームとしての力を実感する活動 ３．地域から信頼される元気な学校をつくる活動
対象学校数	96校
予算額合計	25,887千円
令達額合計	22,031千円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

本監査の過程で、各校からの事業計画書、実績報告書等について任意にサンプルを選定し査閲した。その結果、実績報告書に次のような不備が見受けられた。

A)　アンケート結果の記載漏れ

当事業では、県として各校における取組の効果を把握するため、事業実施後に生徒に対するアンケートを行い、その結果を取りまとめて実績報告書の添付資料（様式第４号添付書類）として報告させるようにしている。

＜アンケート結果提出に関する指示＞

> ４　アンケートについて
> 事業の取組の有効性を客観的に把握するため、事業実施後に生徒に対し、以下の内容を含めたアンケートを実施すること（任意様式）。
> （１）　あなたは、自ら積極的に取り組むことができましたか。
> （２）　あなたは、この活動を始める前と後で、他の人と共に協力しながら活動することがよりうまくできるようになったと思いますか。
> （３）　あなたは、この活動を始める前と後でリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力あるいは豊かな感性のいずれかが向上したと思いますか。
> (中略)
> また、生徒へのアンケート結果や事業の達成状況等を踏まえて、自校の取組を分析し、この取組を実施することで生徒が、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力等を向上させることができたかについて、A~Eの５段階評価を行い、様式４号添付書類「生徒に対するアンケート集計結果・学校の評価」に記載して提出すること。

※出所：「平成30年度未来を切り拓く人材育成事業計画策定にあたっての留意点」

しかし、小倉南高等学校（定時制）からの実績報告書に添付されていたアンケート集計結果には、「学校の評価」は記載されていたものの、「生徒に対するアンケート集計結果」が記載されていなかった。そのため、事業の取組の有効性を把握するための判断材料が不足していると考えられる。

B)　事業費の積算根拠の記載漏れ、不明瞭な記載

当事業では、県として各校において執行された事業費の明細を正確に把握するため、実績報告書の添付資料として、報償費、需用費等の支出項目ごとに積算の根拠を明記した決算書を提出させるようにしている。

＜事業費の積算根拠に関する指示＞

> ３　予算の令達・執行について
> (中略)
> （４）　予算の積算は、最も経済的かつ効率的な方法により行うこととし、原則として、別表に掲げる単価及び留意事項に基づいて行うこと。また、当該単価等に基づく執行が著しく困難な場合及び別表に記載がない場合は、業者見積額、過去の購入実績に基づく単価を用いること。なお、「取組別予算見積書」の積算の根拠の欄に、積算根拠（記入例：「別表単価」「業者見積額（○○有限会社）」「実績単価」等）を各個書きで明記すること。おって、必要に応じて積算根拠の提示を求められた際に対応できるようにしておくこと。
> (以下、略)

※出所：「平成30年度未来を切り拓く人材育成事業計画策定にあたっての留意点」

上記で定められている積算の根拠は、実績報告書に添付される「取組別支出決算書」において記載が求められており、支出項目ごとに、使途、支出月、単価、数量等を積算根拠として記載させる様式となっている。

しかし、実績報告書に添付されていた取組別支出決算書を査閲したところ、次のように、積算の根拠が記載されていないものや、単価や数量等の記載がなく、根拠が明瞭でないものが見受けられた。

＜実績報告書における積算根拠の記載＞

学校	項目	金額	積算の根拠
糸島農業高等学校 (地産地消体験講習会)	その他需用費	31,976円	－
糸島農業高等学校 (根こぶ病対策支援事業)	その他需用費	54,194円	プリンター用インク、インクジェット紙
門司大翔館高等学校	その他需用費	227,000円	上質紙・輪転機用消耗品11千円、冊子印刷費216千円

※出所：「取組別支出決算書」を基に監査人作成

【指摘事項】

当事業の実績報告には、アンケート結果が記入されていないもの、支出額の積算根拠が明瞭でないものがあり、県による事業実績報告の点検が適切に実施されていたとは言い難い状況が見受けられた。

結果として、「A)アンケート結果の記載漏れ」の不備では事業の取組の効果、事業の有効性が確認できないことになる。また、「B)事業費の積算根拠の記載漏れ、不明瞭な記載」の不備では支出項目の根拠が明瞭でない状況で支出を行っていたことになる。

県として事業の取組の有効性や支出内容の経済性かつ効率性を的確に把握するために、実績報告書の十分な点検を行うことが必要である。

（１５）高校生みらい支援事業の実施

ア　高校生みらい支援事業費

（ア）事業概要

部署	高校教育課
事業の概要	各地区に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯生徒等に個別の面談を行い、進路決定までの継続した支援を行う。また、就職後においても早期離職防止のため企業訪問による情報収集等を行い支援する。所管の対象校に対しても必要に応じて支援を行う。
実施状況	○県立高等学校10校に10名の進路支援コーディネーターを配置 ・配置校における面談回数　958回 ・対象校における面談回数　63回 ・進路支援コーディネーター研修を年２回実施

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報酬		23,141,316	23,686,633
共済費		2,660,868	107,496
旅費		505,672	482,000
合計		26,307,856	24,276,129

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
教育費国庫補助金		7,882,000	7,332,679
一般財源		18,425,856	16,943,450
合計		26,307,856	24,276,129

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）進路支援コーディネーターの勤務日数制限の見直しについて

所管部署名	高校教育課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

県は、高校生みらい支援事業として、各地区の拠点校に進路支援コーディネーターを配置している。平成30年度の事業の概要は次のとおりである。

＜平成30年度高校生みらい支援事業の概要＞

事業の目的	・各地区の拠点校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯の生徒及び就学困難な生徒（以下「生活困窮世帯生徒等」という。）に対する進路保障の支援の強化を図り、生徒に自らの適性についての認識と将来の展望や進路実現に対する意識を高めさせる。 ・進路実現に対する意識を高めさせることで生活困窮世帯生徒等の進路未定者や早期離職者を減少させる。
配置校及び対象校	（下表のとおり）
実施内容	進路支援コーディネーターは、生活困窮世帯生徒等に個別の面談を行い、進路決定までの継続した支援を行う。また、就職後においても早期離職防止のため企業訪問による情報収集等を行い支援する。所管の対象校に対しても必要に応じて支援を行う。 （１）　進路支援 ・生活困窮世帯生徒等に対して、必要な情報提供や支援を行う。 ・生徒と個別の面談を行い、進路決定までの支援を行う。 ・関係機関と連携し、生徒が希望する進路先に関して、求人開拓や奨学金などの情報収集を行う。 （２）　早期離職防止 ・企業訪問を行い、就業状況等の把握や支援を行う。
任用対象と任用方法	（１）　任用対象：福祉分野での行政経験者、企業の総務・人事等での管理職経験者等 （２）　任用方法：配置校において公共職業安定所に求人登録を行うなど、適切な人材確保を行う。
任用期間と勤務時間	（１）　任用期間：年40週（計960時間） （２）　勤務時間：1日6時間勤務　週4日間

配置校及び対象校

地区	配置校	対象校
北九州	築上西	第1学区 第2学区（門司地区、小倉地区）
	遠賀	第2学校（戸畑地区） 第3学区
福岡	早良	第4学区
	太宰府	第5学区
	玄洋	第6学区
筑後	朝倉光陽	第7学区 第8学区
	大川樟風	第9学区 第10学区
筑豊	田川科学技術	第11学区
	嘉穂総合	第12学区
	鞍手竜徳	第13学区

※出所：「平成30年度高校生みらい支援事業実施要項」

各拠点校における事業の実施状況を監査するため、監査対象として選定した福岡地区の拠点校である早良高等学校において資料等を確認したところ、進路支援コーディネーターの勤務条件は次のとおりである。

＜早良高等学校における進路支援コーディネーターの勤務条件＞

任用期間	平成30年４月16日から平成31年３月22日まで（年40週）
勤務時間	10時15分～17時00分まで
休憩時間	12時15分～13時00分まで
勤務日数	週４日（任用期間内において、勤務日数160日以内で学校長が指定する日）
休暇	（１）　年次休暇 平成30年４月16日付与分３日 平成30年10月17日付与７日 （２）　特別休暇（夏季休暇） ２日（７月から９月までの期間に限り使用可） （３）　その他の休暇 平成17年９月28日17教総第1748号「非常勤職員の休暇等の取扱いに関する要領」のとおり

※出所：「任用通知書」

実際の進路支援コーディネーターの勤怠状況は以下のとおりであった。

＜早良高等学校における進路支援コーディネーターの勤怠状況＞

月	出勤日数	休暇取得日数	勤務日数（出勤日数＋休暇取得日数）
平成30年４月	6	2	8
平成30年５月	11	-	11
平成30年６月	17	-	17
平成30年７月	18	-	18
平成30年８月	10	-	10
平成30年９月	16	-	16
平成30年10月	18	-	18
平成30年11月	17	1	18
平成30年12月	12	-	12
平成31年１月	15	-	15
平成31年２月	17	-	17
平成31年３月	-	-	-
合計	157	3	160

※出所：「県資料」を基に監査人作成

上表のとおり、任用期間が平成31年３月22日まであるにもかかわらず、３月は出勤日数ゼロとなっている（最終出勤日：平成31年２月28日）。

また、所定の有給休暇である年次休暇７日分、及び、特別休暇２日分の計９日分が未取得となっている。

早良高等学校の進路指導主事担当教員に原因についてヒアリングしたところ、次のような回答が得られた。

＜進路支援コーディネーターの勤怠状況についての回答＞

（１）　３月の出勤日数がゼロである点について

３月も就職が決まっていない生徒の対応やハローワーク等外部機関とのやりとり、引継ぎ資料の作成等、学校としては進路支援コーディネーターの出勤を要望していたが、勤務日数160日以内という勤務条件上の制限があるため、２月28日までで制限一杯となってしまい、３月の出勤要望が叶わなかった。

（２）　所定の有給休暇が未取得である点について

勤務日数160日という制限日数以上に進路支援コーディネーターへの出勤要望があったため、有給休暇を未取得であることに学校側として気づかず、２月28日までで制限一杯となってしまった。

※出所：学校回答

学校によると、「任用期間中の勤務日数は160日以内という制限があるため」に、学校としての出勤要望が叶わず、また、進路支援コーディネーターの有給休暇の取得に配慮することができなかったとのことである。

【意見】

県は、本事業の目的をより効果的に達成するため、進路支援コーディネーターの任用期間中の勤務日数制限を実情に応じて見直すことが望まれる。

また、有給休暇は当然にその取得を促進すべきものであり、県にとっても進路支援コーディネーターの満足度を高めることができるため、実施事業の推進にも好影響を与えることができるというメリットが考えられる。

県は、任用を行う各拠点校に対し、適切に勤怠管理を行うように指導することが望まれる。

（１６）県立社会教育施設の機能充実

ア　図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自然の家整備費、社会教育総合センター整備費、図書館整備費

（ア）事業概要

部署	社会教育課
事業の概要	【図書館業務委託事業費】 ・図書館業務委託事業に要する経費 【青少年科学館整備費】 ・青少年科学館の整備に要する経費 【青年の家整備費】 ・青年の家の整備に要する経費 【少年自然の家整備費】 ・少年自然の家の整備に要する経費 【社会教育総合センター整備費】 ・社会教育総合センターの整備に要する経費 【図書館整備費】 ・図書館の整備に要する経費
実施状況	【図書館業務委託事業費】 ・図書館業務の委託 【青少年科学館整備費】 ・冷温水機更新工事及び衝撃電圧発生器等PCB調査・取替・廃棄 【青年の家整備費】 ・体育館外壁等改修工事を実施した。 【少年自然の家整備費】 ・下水道接続工事及び変圧器取替工事を実施した。 【社会教育総合センター整備費】 ・特定天井改修工事、変圧器及びリアクトル取替工事を実施した。 【図書館整備費】 ・エレベーター・小荷物専用昇降機更新工事及び空調機改修工事の実施設計を実施した。

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報酬	15,614,000	15,816,125	15,842,048
共済費	2,385,805	2,445,566	2,573,000
旅費	95,840	97,180	56,220
需用費	128,214	163,198	178,904
役務費	-	106,000	7,000
委託料	21,718,884	24,580,200	18,262,000
使用料及び賃借料	33,650	39,660	18,215
工事請負費	161,108,705	391,609,116	201,132,120
合計	201,085,098	434,857,045	238,069,507

※H28年度対象事業：図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自然の家整備費、社会教育総合センター整備費、美術館整備費

※H29年度対象事業：図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自然の家整備費、社会教育総合センター整備費、青少年科学館展示更新費

※出所：「自治決算 第1表」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
教育債	165,800,000	315,800,000	215,900,000
雑入	62,678	47,463	81,781
国庫支出金	-	97,118,080	-
一般財源	35,222,420	21,891,502	22,087,726
合計	201,085,098	434,857,045	238,069,507

※出所：「自治決算 第4表」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）見積り期間短縮の根拠の明示について

所管部署名	社会教育課、営繕設備課
監査の視点	(１) 教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

平成30年度の図書館整備費のうち、「県立図書館空調設備改修工事実施設計業務委託」の概要は次のとおりである。

＜工事の概要＞

工事名称	県立図書館空調設備改修工事実施設計業務委託
業者決定方法	指名競争入札（8者指名）
起工伺	平成30年4月27日決裁
指名競争入札参加者選定	平成30年5月9日決裁
指名競争入札通知書	平成30年5月15日
入札日	平成30年5月23日

予定価格	5,430,240円
落札金額	5,076,000円
支出負担行為決議書	平成30年5月30日決裁
契約日	平成30年5月30日契約
工事の完了	平成30年11月30日検査完了
請求	平成31年1月22日
支払命令	平成31年1月24日決裁

※出所：「県資料」を基に監査人作成

県は、業者の見積り期間の確保のため、「福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱」において次のとおり規定している。

＜見積り期間の確保＞

> 第８条　契約担当者は、建設工事等の見積期間の設定に当たっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第６条に定める期間を確保しなければならない。

※出所：「福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱」

＜建設業法施行令第６条に定める期間＞

> （建設工事の見積期間）
> 第六条　法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。
> 一　工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上
> 二　工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上
> 三　工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

※出所：「建設業法施行令」

県立図書館空調設備改修工事実施設計業務委託の予定価格は５百万円以上であるため、原則として10日以上の見積り期間が必要である。ただし、やむを得ない場合には５日以内に限り短縮することができる。

一方、県立図書館空調設備改修工事実施設計業務委託においては、指名競争入札通知書日付は平成30年５月15日、入札日は平成30年５月23日であり、見積り期間が６日間（営業日ベース）と、10日を下回っている。

そこで、県立図書館空調設備改修工事実施設計業務委託における「やむを得ない事情」について社会教育課にヒアリングしたところ次のような回答を得た。

＜社会教育課の回答＞

> 本件は営繕設備課に執行委任している案件である。
> 当該図書館の整備については、利用者が増える年末（令和元年12月）までに工事を完了させる必要があった。
> そのためには、本件設計業務を平成30年11月末までに完了させる必要があったことから、遅くとも同年５月末までに契約をする必要があった。
> しかしながら、県の指名競争入札参加資格者名簿の更新日（５月１日）との関係で、５月になってから指名競争入札通知を行うこととなるため、「やむを得ない事情」があるものとして見積期間を短縮したものであるが、指名競争入札通知の決裁を受ける際に、その旨を記載していなかったものである。

※出所：所管課に対するヒアリング

【指摘事項】

業務委託の見積り期間については、福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱第８条第１項の規定において、建設業法施行令第６条に定める期間を準用している。このため、見積り期間の短縮は「やむを得ない事情」がある場合に例外的に認められるものであり、見積り期間を短縮する場合には、「やむを得ない事情」を明記して、決裁を取る必要がある。

しかし、本件については、「やむを得ない事情」についての決裁がないまま、見積り期間の短縮が行われている。

県は、見積り期間について、福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱に基づき見積り期間を確保するか、「やむを得ない事情」が存在する場合には、それを明記して決裁を受けるべきである。

② （意見）空調設備の老朽化による事故リスクの判定の必要性について

所管部署名	社会教育課
監査の視点	（２）教育施策の有効性、効率性及び経済性 ア　事業全般に関する事項

【現状】

福岡県立図書館では、平成29年度において空調設備の冷媒ガス漏えい事故が発生し、それを受けて、平成30年度において「県立図書館空調設備改修工事実施設計業務委託」、令和元年度において「福岡県立図書館熱源改修機械設備工事」を実施し、事故への対応を行っている。

空調設備の冷媒ガス漏えい事故の概要は次のとおりである。

＜事故の概要＞

> ・平成29年11月５日に図書館の冷媒ガス漏えい事故が発生し、11月８日に県商工部工業保安課の立ち入り調査が実施され、１号系列の屋上配管付近からのフロンガス漏えいが認められた。
> ・漏れたフロンガスが滞留した場合、一酸化炭素中毒を起こす可能性があり、最悪の場合は死亡事故に至ることも考えられる。
> ・当館は、設置後35年経過しており、屋上の露出配管だけではなく、建物内の配管も同様の状況にあり、地下１階から４階までのパイプシャフトの中にフロンガスが滞留している可能性がある。
> ・当館は、年間40万人を超える利用者があり、フロンが漏れた場合重大な事故となる。
> ・熱交換器のファン８台は、特に腐食が激しく、落下の危険性が高い。
> ・圧縮機の開放検査を一度も行っていないため、不良個所が放置されたままである。
> ・膨張弁が動作不良となっており、液戻りが発生している。
> ・県工業保安課からは、日ごろから点検や補修等を十分にし、早急に事故防止措置をするよう厳重注意があった。

※出所：「事業説明資料」

福岡県立図書館に現地調査を行い、老朽化の状況を視察したところ、特に屋上の空調関連設備について外観上老朽した状況が確認された。

＜屋上に設置された空調関連設備の老朽化状況＞

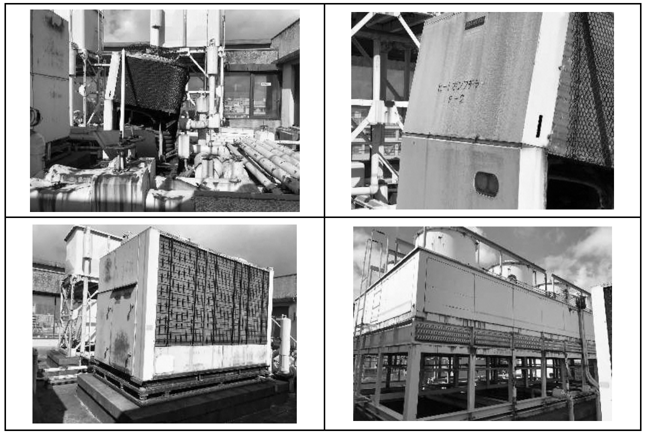

※出所：監査人撮影

一方、壁内部の配管の老朽化状況については、目視で確認することはできなかった。

福岡県立図書館での現場視察の状況を受けて、社会教育課所管の他の社会教育施設の空調設備について壁内部の配管調査を含めたリスクの有無などの確認作業を行ったかどうか、社会教育課に質問したところ、「各施設において業者による定期点検を行っているが、施設によっては、壁内部までは点検を行っていない施設がある。」との回答を得た。

＜各施設におけるフロン定期点検状況＞

施設名	社会教育総合センター	少年自然の家「玄海の家」	英彦山青年の家	美術館	青少年科学館
点検年月日	令和元年10月28日	平成29年2月16日	令和元年11月6日	令和元年9月3日	使用なし
点検結果	問題なし	一部異常、要注意あり→取替工事を行う	室外機側にて微量のガス漏れ反応あり→対応済み	問題なし	－

※出所：県資料

【意見】

県は、福岡県立図書館におけるフロンガス漏えい事故を教訓に、他の社会教育施設についても事故の発生リスクを調査することが望まれる。

また、壁中部の配管の腐食状況については、外からでは判断できず、専門的な作業が必要となるため、専門業者へ依頼したうえでリスクの調査を行うことが望まれる。特に海に近い施設は塩害により同様のリスクを抱えている可能性があるため、早急に対応することが望まれる。

（１７）福岡国際交流史発信事業の実施＜重点事業 17＞

ア　福岡国際交流史発信事業費

（ア）事業概要

部署	文化財保護課
事業の概要	県内に数多く残る貴重な文化遺産と伝統・文化を確実に保存、後世に継承するための調査及びイベントの開催
実施状況	・シンポジウムの開催 ・朝鮮通信使関連資料の調査

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
報償費			93,250
旅費			1,138,000
需用費			2,077,000
役務費			216,000
委託料			7,482,680
負担金、補助及び交付金			480,000
合計			11,486,930

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
総務費国庫補助金			734,400
教育費国庫補助金			2,663,000
一般財源			8,089,530
合計			11,486,930

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（意見）予定価格の適切な設定について

所管部署名	文化財保護課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、本県の国際交流史に関する文化遺産の魅力を発信する福岡国際交流史発信事業の一環として、平成30年度に甘木歴史資料館で平塚川添遺跡展を開催している。この平塚川添遺跡展に伴う文化財輸送業務を委託事業として実施しており、事業実績は次のとおりである。

＜平成30年度文化財輸送業務の事業実績＞

事業実施主体	B社
実施内容	(3) 梱包 甘木歴史資料館の指示のもと借用先にて文化財を梱包し、甘木歴史資料館にて開梱する。また、展覧会終了後は再梱包し、返却先にて開梱する。 (4) 輸送（借用・返却） 借用・返却先と甘木歴史資料館の間を美術品輸送専門車で輸送する。 (5) 展示撤収 甘木歴史資料館職員の指示に従い文化財を展示し、展覧会終了後に撤収する。
契約期間	平成30年5月28日から平成30年9月28日まで （作業日数は、借用・展示2日、撤収・返却2日の計4日）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項）
委託額	344,880円

※出所：「県資料」を基に監査人作成

県は、本事業の委託業者を選定するに当たって平成30年5月22日付で予定価格を設定しているが、予定価格の根拠資料を査閲すると、次のように、2業者からの参考見積書を徴取し、参考見積金額の低かったB社の金額を利用して予定価格を901,000円と設定していた。

＜予定価格の設定根拠＞

参考見積金額（税込金額）	（1）B社　1,079,200円（うち、保険料10,000円） （2）C社　1,663,200円
見積日付	（1）B社　平成29年9月25日 （2）C社　平成29年11月7日
予定価格設定理由	参考見積額　×　0.9　＋　保険料 990,000(※)　×　0.9　＋　10,000　＝　901,000 ※保険料を除く参考見積金額が1,069,200円で、消費税8％分を除くと、990,000円となる。

※出所：「県資料」を基に監査人作成

実際の見積り合わせは平成30年5月28日に実施されており、結果は、次のとおりB社が319,334円（税抜き）で委託業者に選定されている。

ここで、B社は、その参考見積金額が予定価格の設定根拠とされていた業者であるが、実際の見積書提出時には、参考見積提出時の3割程度の低い金額となっており、結果的に予定価格と実際の契約金額に大幅な差額が生じている。

＜見積結果＞

業者名	B社	D社
見積金額	319,334円	662,528円

※出所：「見積書」

【意見】

予定価格の決定方法については、福岡県財務規則において次のように規定され、実例価格や需給の状況等を考慮して適正に定めることが求められている。

＜予定価格の決定方法について＞

(予定価格の決定方法)
第152条　(略)
2　予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

※出所：「福岡県財務規則」

予定価格は、入札や随意契約において対象業者の格付を決定する際の基準となるものであるが、元々市場調査等を基に設定されるため、本来は実際の発注金額とさほど大きな乖離は生じない性格のものであると考えられる。

そのため、発注金額が予定価格を大幅に下回る場合は、ダンピングの懸念や委託業務の適切な履行ができない恐れが生じる。

随意契約では、低価格入札や最低制限価格の設定の制度は設けられていないが、本契約のように業者からの見積額が予定価格を大幅に下回る場合は、対象業者に事情聴取を執り行い、適切に業務を履行できるかどうかを審査し、委託業者を決定することが望まれる。

一方で、本契約の場合は、予定価格はそもそも委託業者として決定したB社からの参考見積りを基に算定されており、その際の参考見積金額は1,079,200円（税込）であったことから、予定価格の決定方法が適当でなかった可能性も考えられる。

今後は過去の類似する取引事例等も参考にしつつ、適正に予定価格を定めることが望まれる。

（１８）ジュニアアスリート育成強化事業の実施＜重点事業 18＞

ア　ジュニアアスリート育成強化費

（ア）事業概要

部署	体育スポーツ健康課
事業の概要	・タレント発掘事業とジュニア選手所属団体が行う育成を効果的に機能させる ・競技団体に支援し、育成強化システム構築を促進。ジュニアアスリートの育成を図る ・ジュニアアスリートがトップレベルの競技体験をする機会の創設
実施状況	・育成強化システム整備事業 ・育成環境整備事業 ・トップアスリート育成強化事業

※出所：「定期監査・決算等審査調書　定期監査・決算等審査対象期間（平成30年度）」

（イ）歳出決算額推移

（単位：円）

節名/歳出決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
共済費		220,837	276,000
賃金		1,601,000	1,613,000
委託料		20,435,391	20,269,000
負担金、補助及び交付金		11,370,528	31,110,693
合計		33,627,756	53,268,693

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（ウ）財源内訳推移

（単位：円）

目名/歳入決算額	H28年度	H29年度	平成30年度
総務費国庫補助金		10,217,695	10,134,000
一般寄付金		250,000	200,000
雑入		-	5,096
一般財源		23,160,061	42,929,597
合計		33,627,756	53,268,693

※出所：「定期監査・決算等審査調書」

（エ）監査の結果及び意見

①　（結果）補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について

所管部署名	体育スポーツ健康課
監査の視点	（１）教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、ジュニアアスリート育成強化事業として、将来オリンピック等への出場可能性が高いが、十分な支援が行き届いていないジュニアアスリート個人に対し、海外遠征等の強化活動に係る経費を負担するなど、積極的に強化活動を支援している。

具体的には次の事業を実施しており、(1) 育成強化システム整備事業及び(2) 育成環境整備事業は公益財団法人福岡県体育協会への委託事業、(3) トップアスリート育成強化事業は福岡県選手強化推進実行委員会への補助事業である。

＜ジュニアアスリート育成強化事業の概要＞

(1) 育成強化システム整備事業
①育成システム構築事業
・県内の優れた指導者による定期的な技術指導講習会等の実施
②トップアスリート・優秀指導者招聘事業
・トップアスリートや優秀な指導者を招聘した練習会等の実施
③指導者・選手海外派遣事業
・指導者及び選手の海外遠征
(2) 育成環境整備事業
①中央研修指導者派遣事業
・中央競技団体等が行う研修会に指導者を派遣
②競技用具整備事業
・競技用具の整備に要する経費の補助
(3) トップアスリート育成強化事業
将来オリンピック等国際大会への出場可能性が高いものの、十分な支援が届いていないジュニアアスリート個人に対して、海外遠征等の実施を支援する。

※出所：「県資料」を基に監査人作成

上記のとおり、県は、(3) トップアスリート育成強化事業については体育スポーツ健康課内に設置されている「福岡県選手強化推進実行委員会（以下、本意見において「実行委員会」という。）」に対して、補助金を支出している。

実行委員会では、県から受領した補助金の資金管理、収入・支出管理等を行うとともに、当該補助金を財源として各競技団体を通じて補助対象者となるジュニアアスリート個人へ海外遠征等の経費を支出している。

平成30年度において、県が支出した補助金の概要は次のとおりである。

＜平成30年度の補助金の概要＞

補助金名	体育振興費補助金
補助対象者	福岡県選手強化推進実行委員会
補助金交付実績額	31,111千円
補助事業の流れ	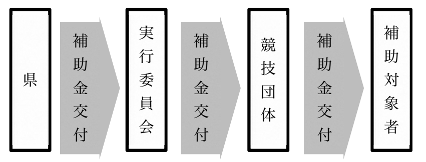

※出所：「県資料」を基に監査人作成

【指摘事項】

県が実行委員会に交付する補助金の補助対象経費は、体育振興費補助金交付要綱(以下、本意見において「交付要綱」という。)に次のとおり規定されている。

＜補助対象経費の内容＞

補助対象経費	給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

※出所：「交付要綱」

実行委員会が、事業の終了後に県へ提出した平成30年度体育振興費補助金に係る事業実績報告書（以下、本意見において「実績報告書」という。）の添付書類には、次のとおりの記載があるが、補助対象経費の具体的な内訳は記載されていない。このため、県が支出した補助金が、適切な補助対象経費に充てられているか実績報告書からは判別できない。

＜トップアスリート育成強化事業に係る歳入歳出決算＞　(単位：千円)

収入の部				
科目	内容	予算額	決算額	増減
補助金	トップアスリート育成強化事業	38,840	31,111	7,729
	合計	38,840	31,111	7,729
支出の部				
事業名	内容	予算額	決算額	増減
選手強化事業	トップアスリート育成強化事業	38,840	31,111	7,729
	合計	38,840	31,111	7,729

※出所：「実績報告書」

県によれば、実行委員会は体育スポーツ健康課内に設置されており、事業に関する支出の都度、県担当者が補助対象経費に該当するか内容を確認しており、問題はないと判断しているとのことである。

しかし、県から提出のあった書類を査閲する限り、具体的な支出内訳、内容の記載がないことから、補助対象経費について適切に内容が確認されているとの心証は得られず、また、同課内に実行委員会が設置されていることをもって、実績報告書を簡略的に作成して良い根拠にはならないと考えられる。

以上から、県は、実行委員会に対して、交付要綱に沿った使途が確認できるように、実績報告書について具体的な支出内容を明確に記載するよう作成を指導する必要がある。

② （結果）委託契約に係る事業内容の適切な検査について

所管部署名	体育スポーツ健康課
監査の視点	(1) 教育施策に関する財務事務の執行の適切性 エ　歳入歳出項目に関する事項

【現状】

県は、前項に記載のとおり、ジュニアアスリート育成強化事業を実施している。

「①（結果）補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について」に記載した「ジュニアアスリート強化事業の概要」のうち、県は、(1) 育成強化システム整備事業及び(2)育成環境整備事業については、公益財団法人福岡県体育協会(以下「県体育協会」という。)」へ事業を委託している。

県は、県体育協会に対して出捐、補助金等の支出、県職員の派遣等を実施している。このため、県体育協会は、地方自治法第199条第7項に基づく財政的援助団体に該当する。

県体育協会では、県から受領した委託料の資金管理、収入・支出管理等を行うとともに、当該委託料を財源として各競技団体を通じて講習会、練習会等の実施、指導者・選手の旅費等の経費を支出している。

平成30年度において県が支出した委託料の概要は次のとおりである。

＜平成30年度の委託料の概要＞

委託事業名	平成30年度ジュニアアスリート育成強化事業
委託先事業者名	公益財団法人福岡県体育協会
委託料実績額	20,269千円
委託事業の流れ	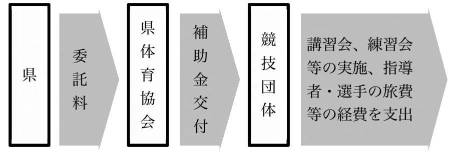

※出所：「県資料」を基に監査人作成

【指摘事項】

県が県体育協会へ委託した委託契約書に添付されている仕様書によれば、受託者である県体育協会が実施すべき具体的な事業内容は次のとおりである。

＜仕様書における受託者が実施すべき事業内容＞

(1)育成強化システム整備事業

①育成システム構築事業

各競技団体が実施するジュニア選手（小学生・中学生・高校生）を対象とする事業で、各競技団体の「競技者育成プログラム」に則り、育成強化を有することを目的に実施する練習会や合宿等の経費を補助する。

②トップアスリート・優秀指導者招聘事業

各競技団体が実施するジュニア選手（小学生・中学生・高校生）を対象とし、事業に世界レベルで活躍するトップアスリートや優秀な指導者を招聘する練習会や合宿等の経費を補助する。

③指導者・選手海外派遣事業

(1)指導者及び選手を海外に派遣し、世界のトップレベルを体験させ、「早期から世界に対する高い意識」を醸成させる事業、及び、(2)海外大会で結果を出すため、指導者が海外の先進的活動視察だけでなく、練習会等に選手を帯同させ、貴重な体験を得る事業に必要な海外遠征に係る旅費（交通費、宿泊費）を補助する。

(2)育成環境整備事業

①中央研修指導者派遣事業

国立スポーツ科学情報センターなど国の機関や中央競技団体が実施する研修会に参加し、最新の情報を得て、県内の指導者に伝達し、各競技団体の指導者の資質向上を図る事業のため、旅費（交通費、宿泊費）を補助する。

②競技用具整備事業

福岡県選手強化推進実行委員会が必要と認める競技用具の購入経費を補助する。

※出所：「県資料」を基に監査人作成

県体育協会が、事業の終了後に県へ提出した平成 30 年度ジュニアアスリート育成強化事業業務完了実績報告書（以下、本意見において「実績報告書」という。）の添付書類によれば、県内の各競技団体へ補助金が支出されたことは確認できる。

しかし、補助金の使途が仕様書に沿った内容に実際に支出されたのか確認できなかった。また、県によれば、県体育協会が仕様書に沿った内容について補助金支出を行っているか検査を行っていないとのことである。

本事業は委託事業であるが、事業の流れを踏まえると、受託者である県体育協会が実施する補助金支出の内容が極めて重要である。このため、仕様書に定められた事項が漏れなく正確に実施されたか検査する必要がある。

よって、県は仕様書の内容に基づき、県体育協会に対して、実績報告書に事業の実施結果について具体的に記載することを求めるとともに、事業の実施結果を詳細に検査する必要がある。

再　　　掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第４条第２項において準用する同条例第２条第２項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第419号の２

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第１項の規定に基づき、納税地が県内である個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉱区税及び産業廃棄物税に関する法令に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、その期限が令和２年４月７日から同年６月１日までの間に到来するものについてはその期限を令和２年６月30日まで延長する。

令和２年５月８日

福岡県知事　　小　川　　洋